

報道関係者 各位

令和8年8月7日（金）

【照会先】

医薬局総務課

薬事企画官 大原 拓 （内 2700）

薬剤業務指導官 末永 朝美（内 2725）

（代表番号） 03-5253-1111

（直通番号） 03-3595-2377

「医薬品販売制度実態把握調査」の結果を公表します

厚生労働省では、薬局・店舗販売業の許可を得た店舗が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等について調査を行っています。令和7年度の調査は、前年度に引き続き一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めた調査を実施しました。

今回の調査について、店舗での販売においては、「使用者の状況についての確認」等の項目で改善が見られたものの、「文書による情報提供の有無」等の項目で遵守率が低下しています。また、「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」をはじめとして、販売ルールを遵守していない薬局・店舗販売業が存在するため、更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

また、インターネットでの販売においては、例年遵守率の低い「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」等の項目で改善が見られたものの、「第1類医薬品販売時の相談に対応した者の資格が薬剤師であった」、「第2類医薬品等に関する相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」等の項目で遵守率が低下し、昨年に引き続き遵守率が低い結果となっているため、店舗での販売と同様に販売ルールの徹底が必要です。

濫用のおそれのある医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第37号）により、法律上に指定濫用防止医薬品として位置付け、新たな販売ルールが施行されたところであり、引き続き各自治体等と連携し、事業者に対する実態確認、改善指導を徹底するとともに、関係団体に制度の遵守徹底を依頼し、販売制度の更なる定着に取り組めます。

※ 販売ルールに関する情報は以下のサイトに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html>

【主な調査結果】

◎ 店舗での販売に関する調査

全体的な遵守率は横ばいであったが、第一類医薬品における「文書による情報提供の有無」、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」等の項目で遵守率が低下している。一方、「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」の項目は改善傾向にあるものの、昨年に引き続き遵守率は低い結果となっている。

- 第一類医薬品における「文書による情報提供があった」：76.7%
- 第一類医薬品における「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があった」：65.4%
- 「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」：86.8%

◎ インターネットでの販売に関する調査

多くの項目の遵守率は9割を超えているものの、「第1類医薬品販売時の相談に対応した者の資格が薬剤師であった」、「第2類医薬品等に関する相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」の項目で、遵守率が低下している。一方で、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」の項目は、改善傾向にある。(R6年度：81.0%⇒R7年度：90.5%)

	第一類医薬品		第二類医薬品等	
	店舗	インターネット	店舗	インターネット
「文書による情報提供があった」 ^{*1}	76.7%	—	—	—
「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があった」 ^{*2}	65.4%	100.0%	—	—
「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」 ^{*3}	—	—	86.8%	90.5%
「相談に対応した者の資格が薬剤師であった」 ※1 ^{*4}	89.5%	58.8%	—	—
「相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」 ※1 ^{*4}			94.5%	64.0%

※1 薬剤師、登録販売者かどうか不明な場合は含まない

(医薬品医療機器等法上の根拠規定 (R7 年度調査時点))

*1 法第36条の10第1項

*2 施行規則第146条第3項

*3 施行規則第15条の2、第147条の3

*4 法第 36 条の 10 第 5 項

◎ 専門家への相談を実施せずに購入する際の店舗の対応状況

一般用医薬品（第一類医薬品を除く。）を購入する前に調査員が専門家へ相談を実施せずに購入する際の店舗の対応状況は以下のとおりであった。昨年度改善傾向が見られた「薬剤師・登録販売者がレジ対応をした」の割合は今年度もその割合を維持（R6 年度：80.5%⇒R7 年度：80.2%）している。

なお、2～7については、薬剤師・登録販売者以外がレジ対応した場合の対応状況となっている。

対応状況		薬局 (89 件)	店舗販売業 (98 件)	計 (187 件)
1	薬剤師・登録販売者がレジ対応をした	71 (79.8)	79 (80.6)	150 (80.2)
2	会計等は薬剤師・登録販売者以外が対応したが、情報提供や相談は薬剤師・登録販売者が行った	9 (10.1)	14 (14.3)	23 (12.3)
3	医薬品購入前に薬剤師・登録販売者から声をかけられた	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4	レジで薬剤師または登録販売者に相談してから会計をするよう言われた	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5	薬剤師・登録販売者の説明が必要か聞かれ「必要ない」と答えるとそのまま売ってくれた	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6	質問等されずに医薬品を購入できた	9 (10.1)	5 (5.1)	14 (7.5)
7	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

件数（割合（%））

その他、詳細については別添の概要を御参照ください。

令和7年度医薬品販売制度実態把握調査結果について（概要）

令和8年8月
医薬局総務課

1. 調査の目的

若年者の間で医薬品の濫用が問題になっていることや、医薬品の販売制度に関する検討会での検討等を踏まえ、医薬品の販売ルールの遵守状況等について、一般消費者の立場からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図ることを目的としている。

2. 調査の内容

注）委託により実施（委託先：エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社）

（1）薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

全国の薬局・店舗販売業の許可を取得している店舗を対象に、一般消費者である調査員が選択した店舗を訪問し、店舗での状況や従事者の対応等について調査。

（調査対象数）1,506件（うち、薬局807件、店舗販売業699件）

（調査期間） 令和7年12月～令和8年1月

- （調査事項）
- ① 取扱医薬品の種類
 - ② 医薬品の陳列状況
 - ③ 店舗内の掲示状況
 - ④ 名札の着用状況
 - ⑤ 医薬品（※）の販売状況

※要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品に調査対象を分け実施

（2）薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット販売）に関する調査

インターネットで一般用医薬品を販売しているサイトを厚生労働省ホームページに掲載されている「一般用医薬品の販売サイト一覧」から選定し、一般消費者である調査員が調査。

（調査対象数）257件

（調査期間） 令和7年12月～令和8年2月

- （調査事項）
- ① 取扱医薬品の種類
 - ② 掲示事項の掲載状況
 - ③ 店舗内の掲示状況
 - ④ 医薬品（※）の販売状況

※第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品に調査対象を分け実施

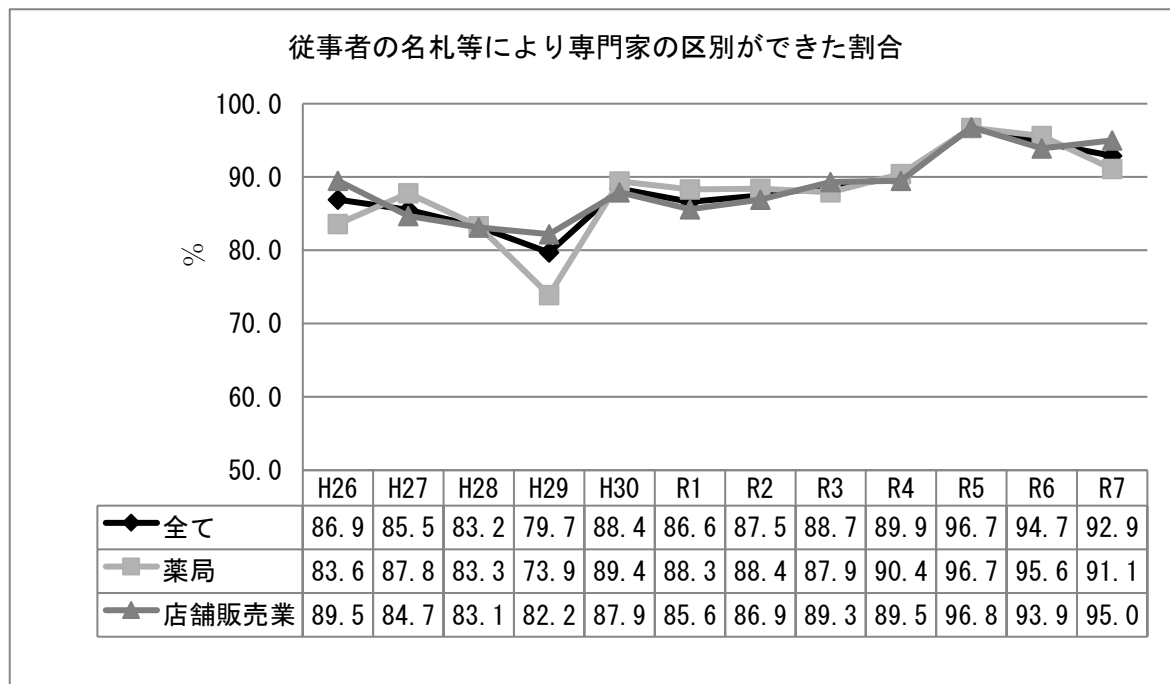
3. 主な調査結果（小数第2位を四捨五入しており、合計が100%とならない場合があります）

（1） 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

① 従事者の名札等により専門家の区別ができたか：

調査件数1,506件（薬局807件 店舗販売業699件）

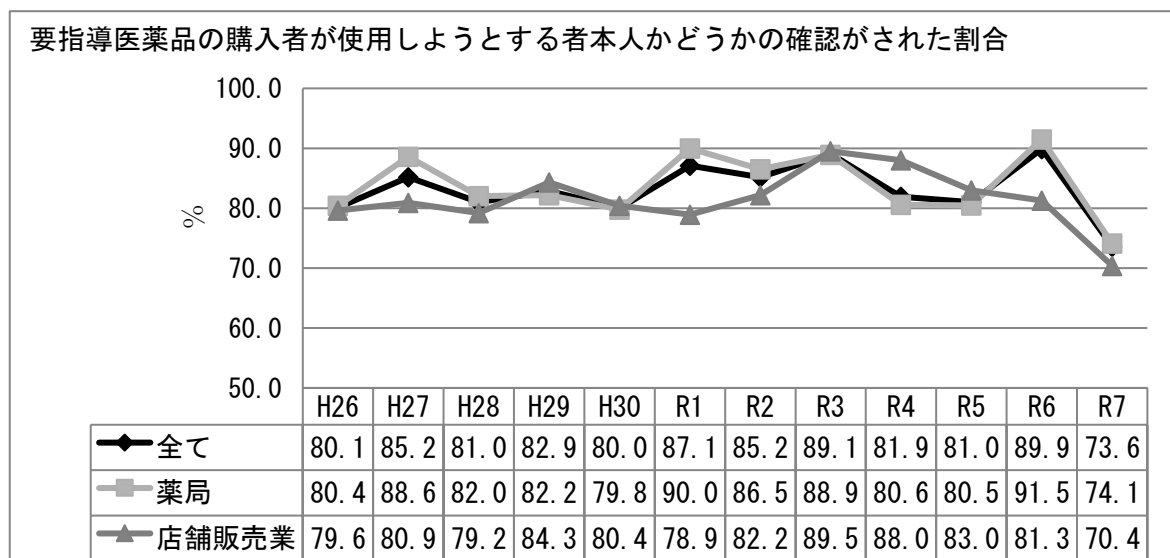
区別できた 92.9%(1,399件)／区別できなかった等 7.1%(107件)



② 要指導医薬品の購入者が使用しようとする者本人かどうかの確認：

調査件数220件（薬局193件 店舗販売業27件）

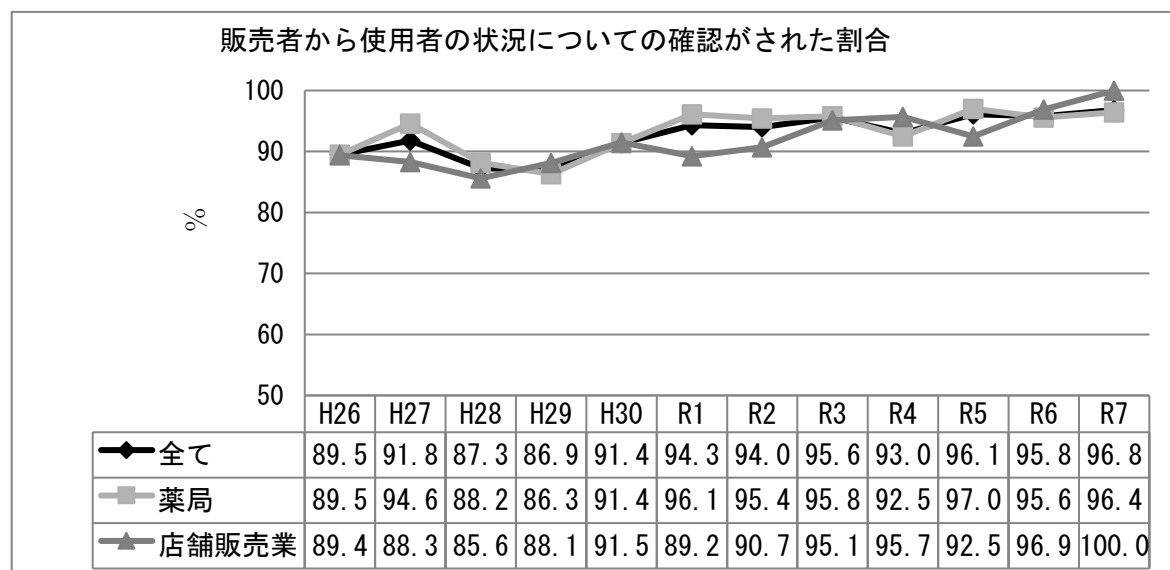
確認あり 73.6%(162件)／確認なし 26.4%(58件)



③ 要指導医薬品販売時における使用者の状況（＊）についての確認：

調査件数220件（薬局193件 店舗販売業27件）

確認あり 96.8% (213件)／確認なし 3.2% (7件)

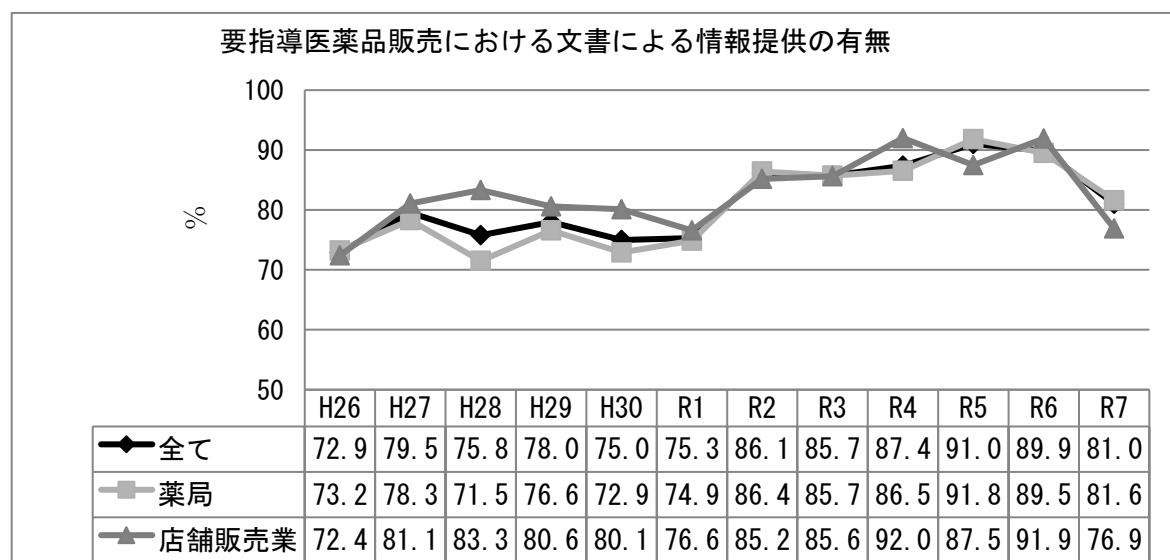


＊ 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

④ 要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無：

調査件数216件（薬局190件 店舗販売業26件）

文書を用いて情報提供があった 81.0% (175件)／文書を渡されたが詳細な説明がなかった 2.8% (6件)／口頭のみでの説明だった 16.2% (35件)

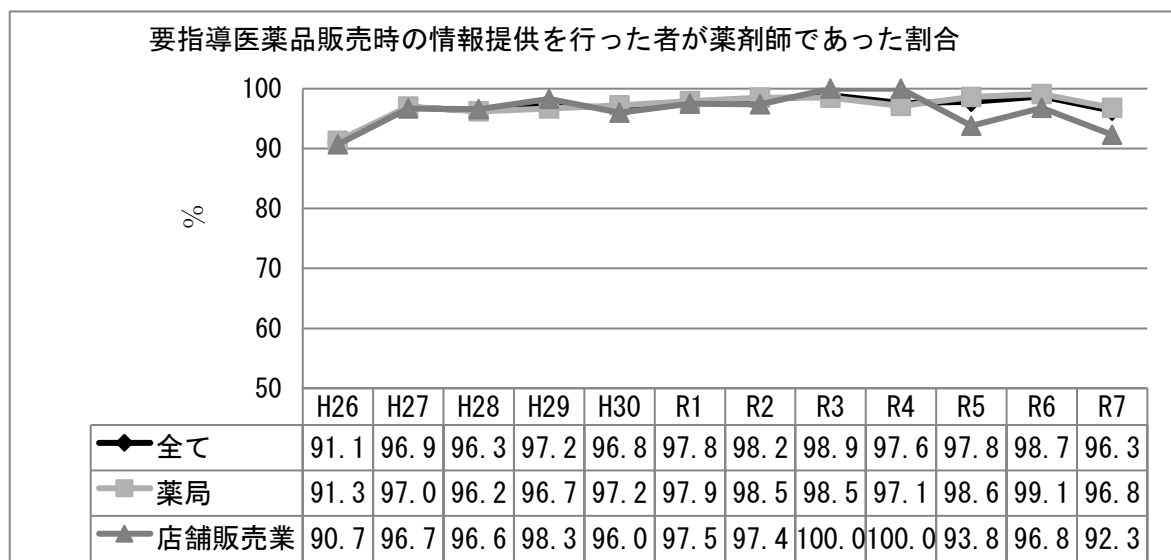


※情報提供があった店舗（令和7年度216件（98.2%））のうち、文書を用いて情報提供があった等の数値

⑤ 要指導医薬品販売時の情報提供を行った者：

調査件数216件（薬局190件 店舗販売業26件）

薬剤師 96.3%（208件）／登録販売者 1.4%（3件）／一般従事者 0.5%（1件）／わからなかった 1.9%（4件）

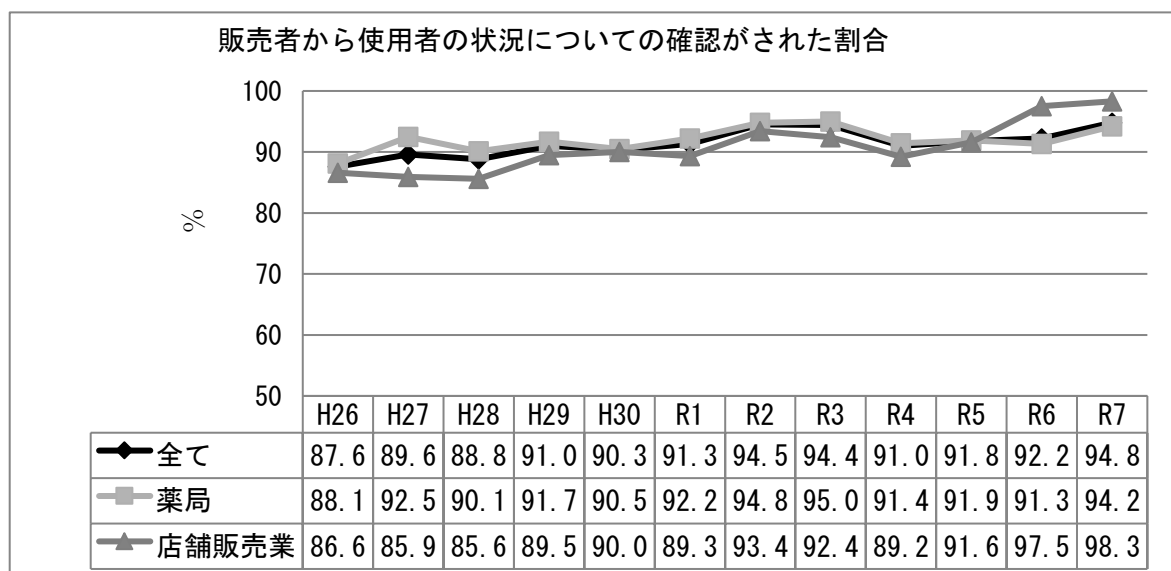


※情報提供があった店舗（令和7年度216件（98.2%））のうち情報提供を行った者の数値

⑥ 第1類医薬品販売時における使用者の状況（*）についての確認：

調査件数420件（薬局360件 店舗販売業60件）

確認あり 94.8%（398件）／確認なし 5.2%（22件）

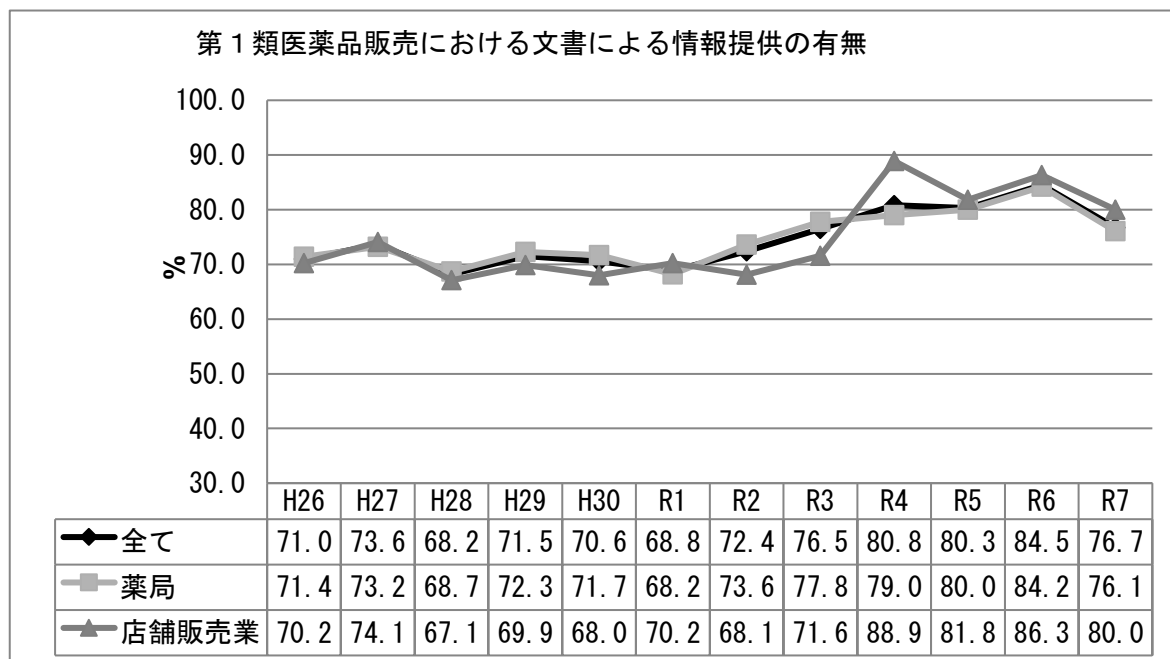


* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

⑦ 第1類医薬品販売における文書による情報提供の有無：

調査件数416件（薬局356件 店舗販売業60件）

文書を用いて情報提供があった 76.7%（319件）／文書を渡されたが詳細な説明がなかった 1.4%（6件）／口頭のみでの説明だった 21.9%（91件）

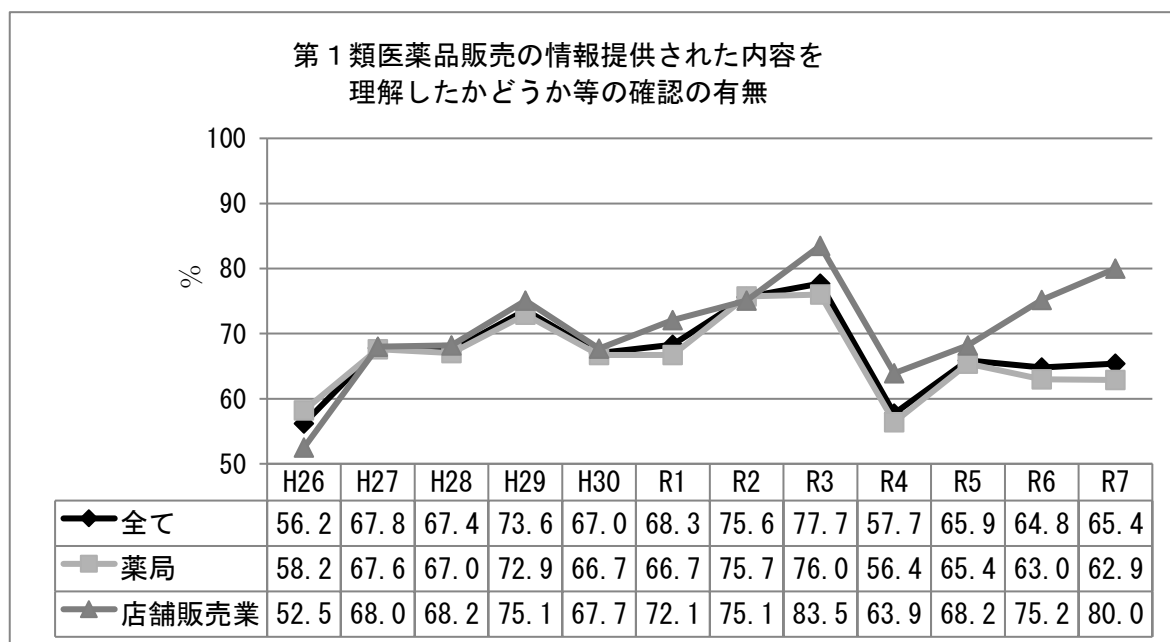


※情報提供があった店舗（令和7年度416件（99.0%））のうち、文書を用いて情報提供があった等の数値

⑧ 第1類医薬品販売の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：

調査件数 416 件（薬局 356 件 店舗販売業 60 件）

確認があった 65.4%（272件）／ 確認がなかった 34.6%（144件）

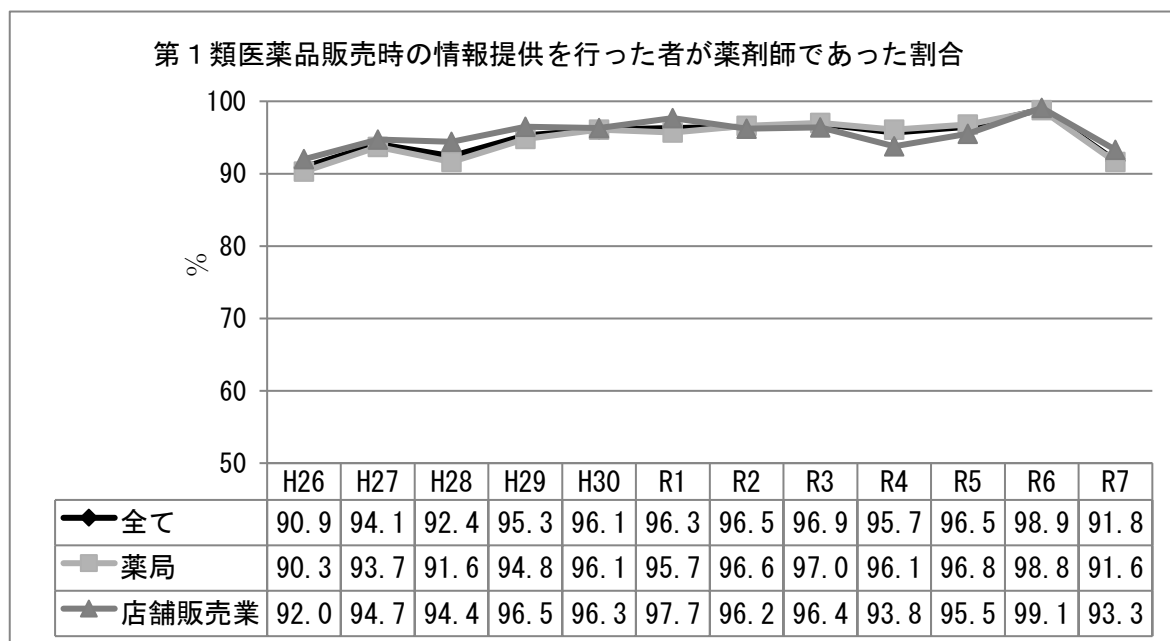


※情報提供があった店舗（令和7年度416件（99.0%））のうち、情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無の数値

⑨ 第1類医薬品販売時の情報提供を行った者：

調査件数 416 件（薬局 356 件 店舗販売業 60 件）

薬剤師 91.8%（382件）／登録販売者 3.1%（13件）／一般従事者 0.5%（2件）／わからなかった 4.6%（19件）

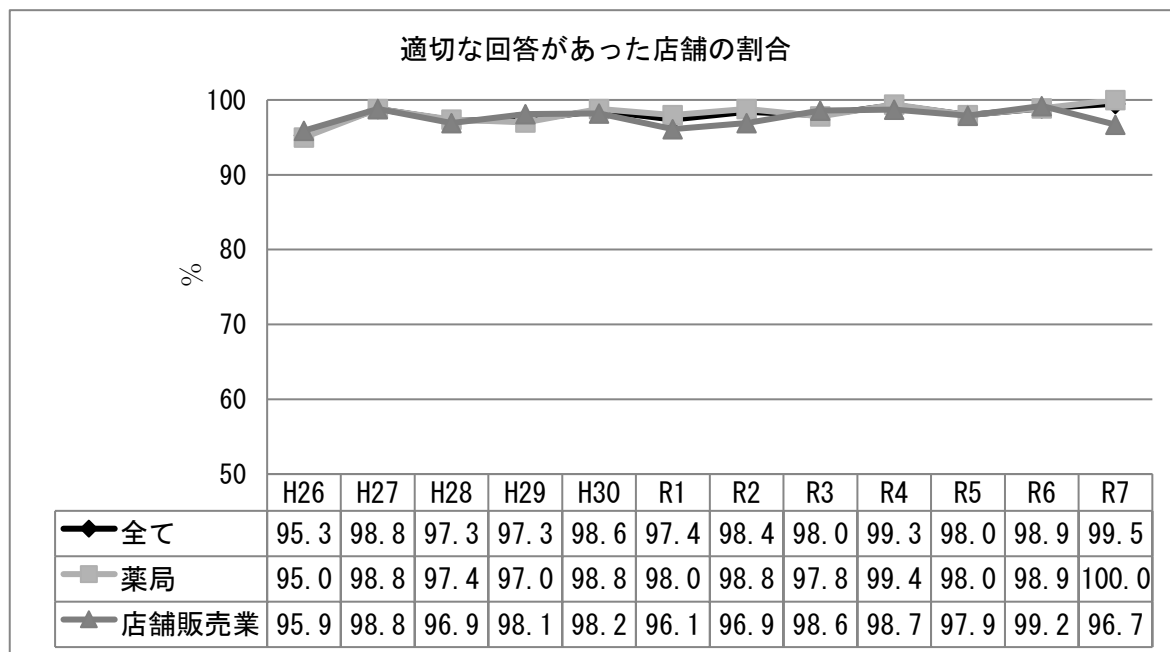


※情報提供があった店舗（令和7年度416件（99.0%））のうち、情報提供を行った者の数値

⑩ 第1類医薬品に関する相談に対し、適切な回答があったか（*）：

調査件数 420 件（薬局 360 件 店舗販売業 60 件）

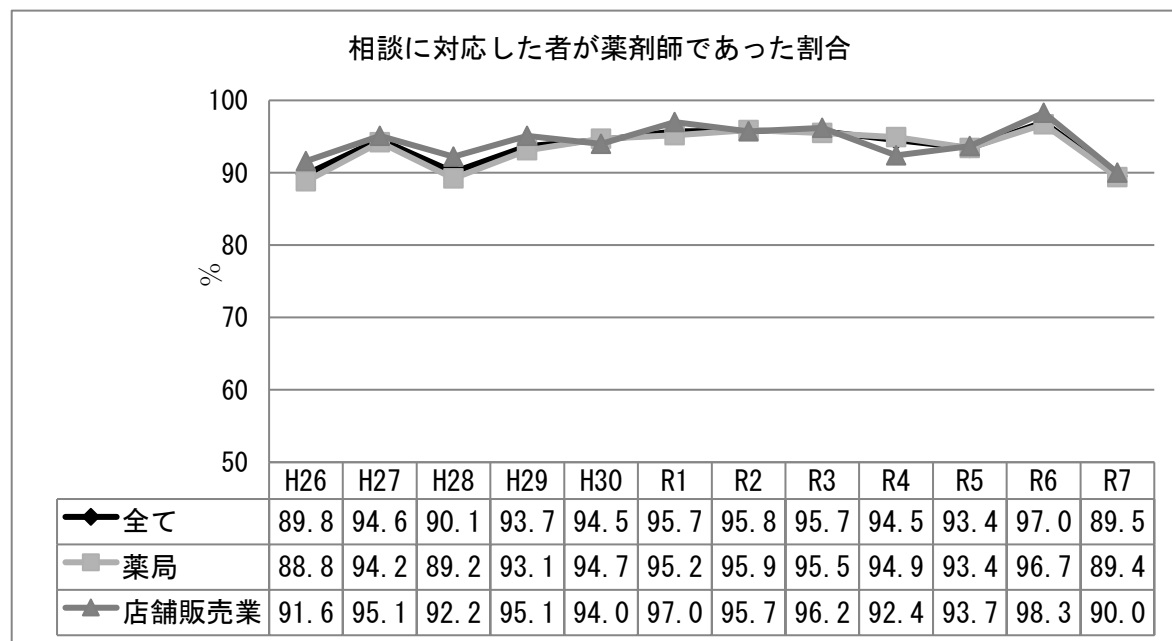
適切な回答があった 99.5%（418件）／適切な回答がなかった 0.5%（2件）



⑪ 第1類医薬品に関する相談に対応した者の資格：

調査件数 420 件（薬局 360 件 店舗販売業 60 件）

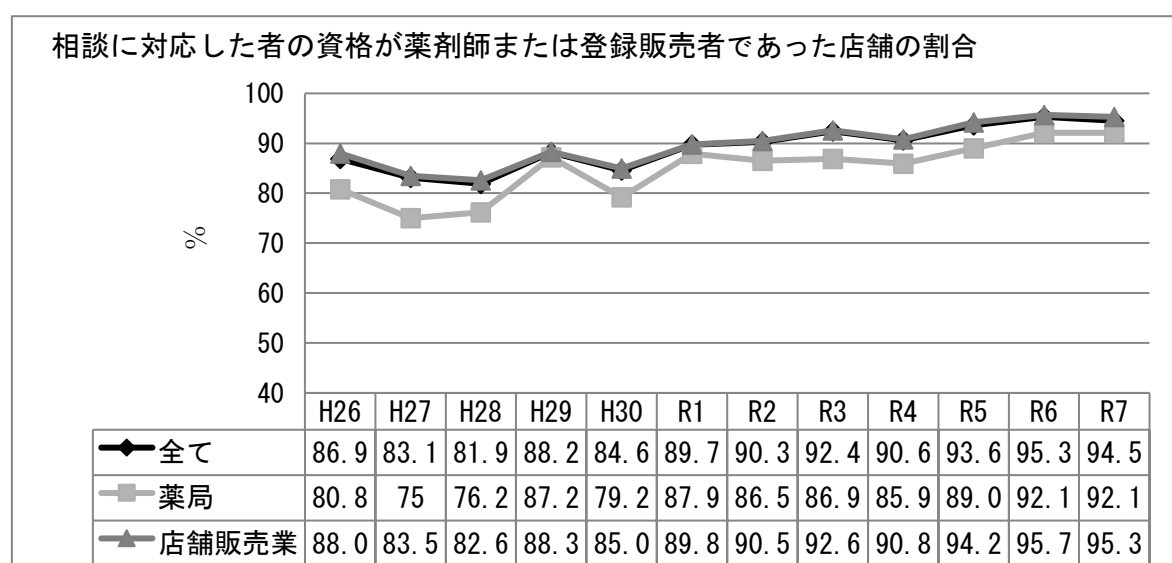
薬剤師 89.5%（376件）／登録販売者 4.3%（18件）／一般従事者 1.2%（5件）／わからなかった 5.0%（21件）



⑫ 第2類医薬品等に関する相談に対応した者の資格

調査件数 657 件（薬局 151 件 店舗販売業 506 件）

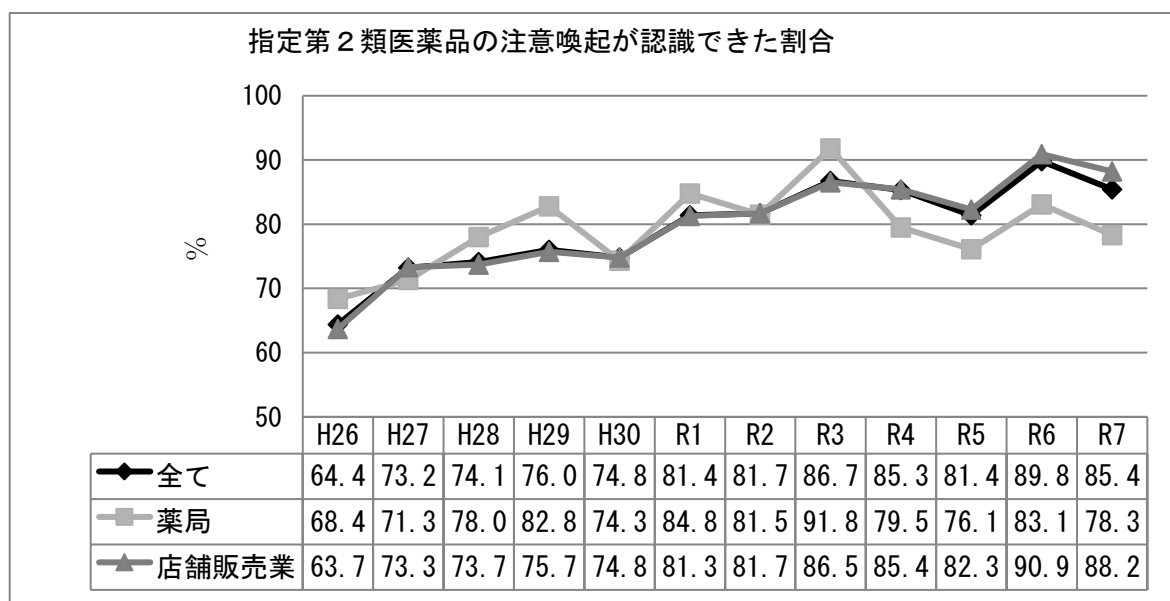
薬剤師 11.7%（77件）／登録販売者 82.8%（544件）／一般従事者 2.1%（14件）／わからなかった 3.3%（22件）



⑬ 指定第2類医薬品の注意喚起（＊）の状況：

調査件数 844 件（薬局 240 件 店舗販売業 604 件）

認識できた 85.4% (721 件) / 認識できなかった 14.6% (123 件)

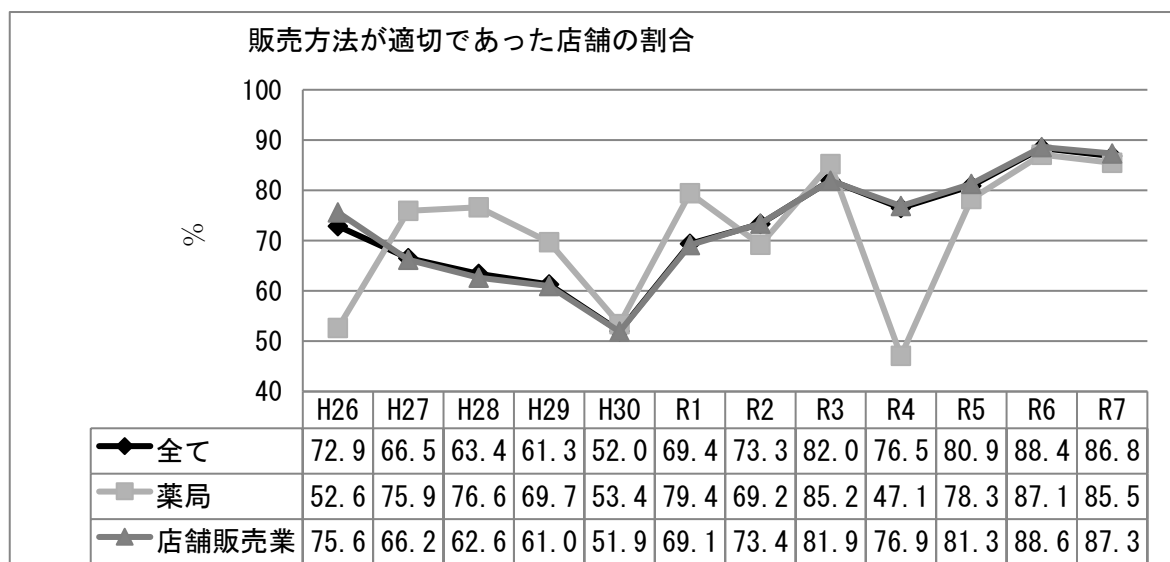


＊ 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

⑭ 濫用等のおそれのある医薬品（＊1）を複数購入しようとした時の対応（＊2）：

調査件数 809 件（薬局 220 件 店舗販売業 589 件）

1つしか購入できなかった 37.5% (303 件) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 49.3% (399 件) / 質問等されずに購入できた 13.2% (107 件)



＊1 エフェドリン／コデイン／ジヒドロコデイン／ブロモバレリル尿素／プソイドエフェドリン／メチルエフェドリンを成分として含有する医薬品。

＊2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」を販売方法が適切であったとした。

⑮ 相談を行わずに一般用医薬品（第1類医薬品を除く。）を購入しようとした際の対応：

調査件数 187 件（薬局 89 件 店舗販売業 98 件）

対応状況		薬局（89 件）	店舗販売業（98 件）	計（187 件）
1	薬剤師・登録販売者がレジ対応をした	71 (79. 8)	79 (80. 6)	150 (80. 2)
2	会計等は薬剤師・登録販売者以外が対応したが、情報提供や相談は薬剤師・登録販売者が行った	9 (10. 1)	14 (14. 3)	23 (12. 3)
3	医薬品購入前に薬剤師・登録販売者から声をかけられた	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)
4	レジで薬剤師または登録販売者に相談してから会計をするよう言われた	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)
5	薬剤師・登録販売者の説明が必要か聞かれ「必要ない」と答えるとそのまま売ってくれた	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)
6	質問等されずに医薬品を購入できた	9 (10. 1)	5 (5. 1)	14 (7. 5)
7	その他	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)

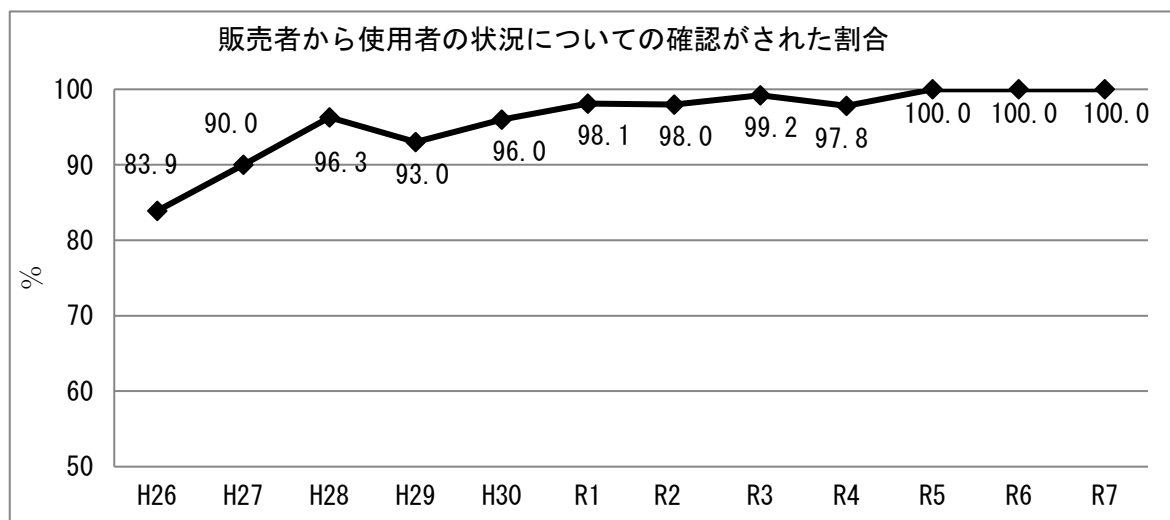
※ 2～7については、薬剤師・登録販売者以外がレジ対応した場合の対応状況となっている。

(2) 特定販売（インターネット販売）に関する調査

① 第1類医薬品販売時の使用者の状況（*）についての確認状況：

調査件数 53 件（薬局 17 件 店舗販売業 36 件）

確認あり 100.0% (53 件) / 確認なし 0.0% (0 件)

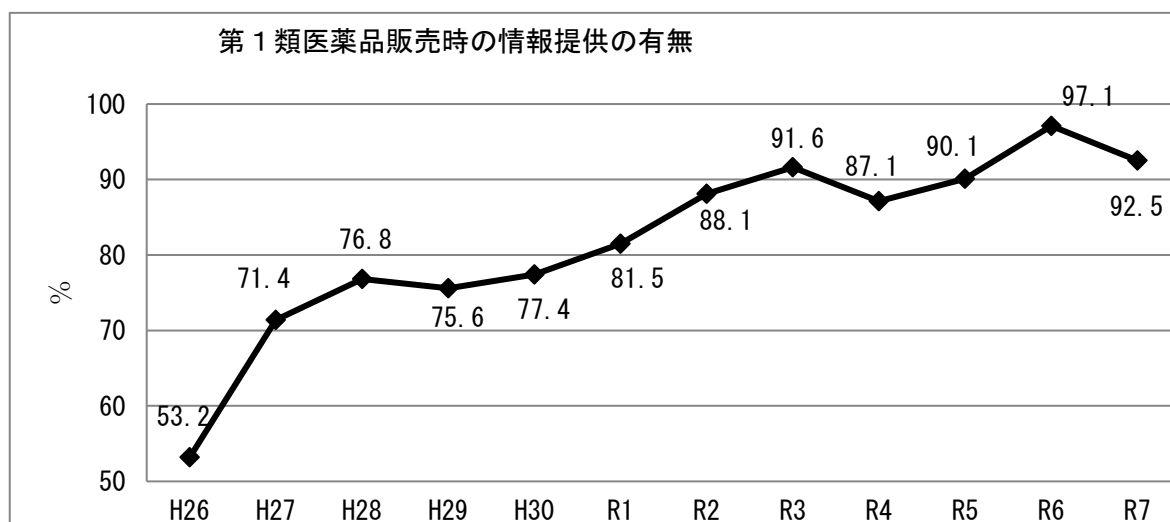


* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

② 第1類医薬品販売時の情報提供の有無（*）：

調査件数 53 件（薬局 17 件 店舗販売業 36 件）

情報提供あり 92.5% (49 件) / 情報提供なし 7.5% (4 件)

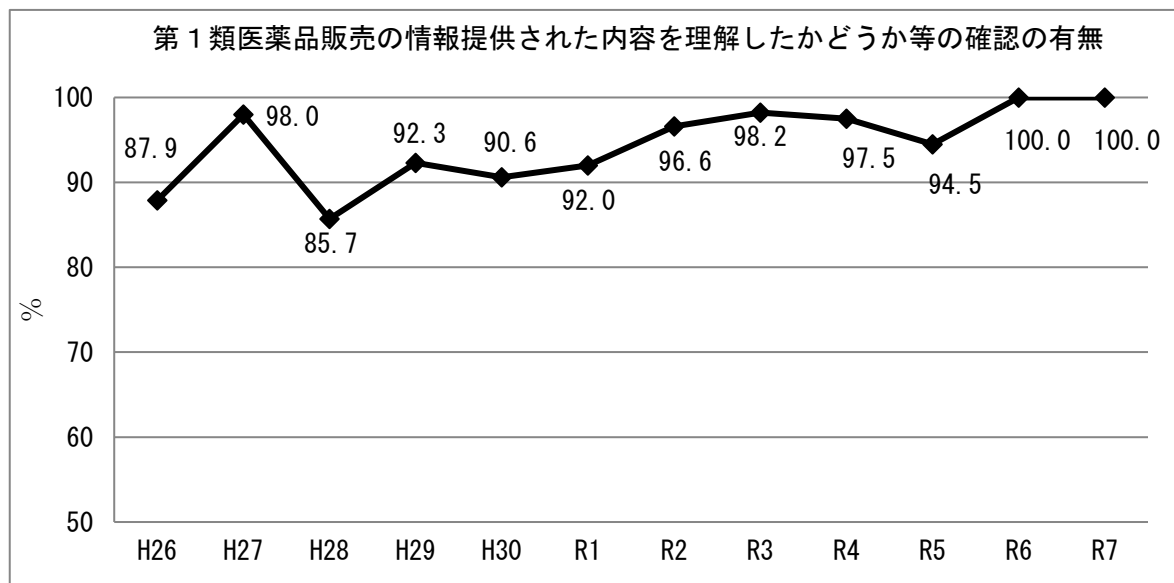


* 購入者が購入前に確認する必要等の有無にかかわらず、Web サイトに情報が掲載されていた場合に情報提供ありとしている。

③ 第1類医薬品販売時の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：

調査件数 49 件（薬局 14 件 店舗販売業 35 件）

確認があった 100.0%（49件）／ 確認がなかった 0.0%（0件）

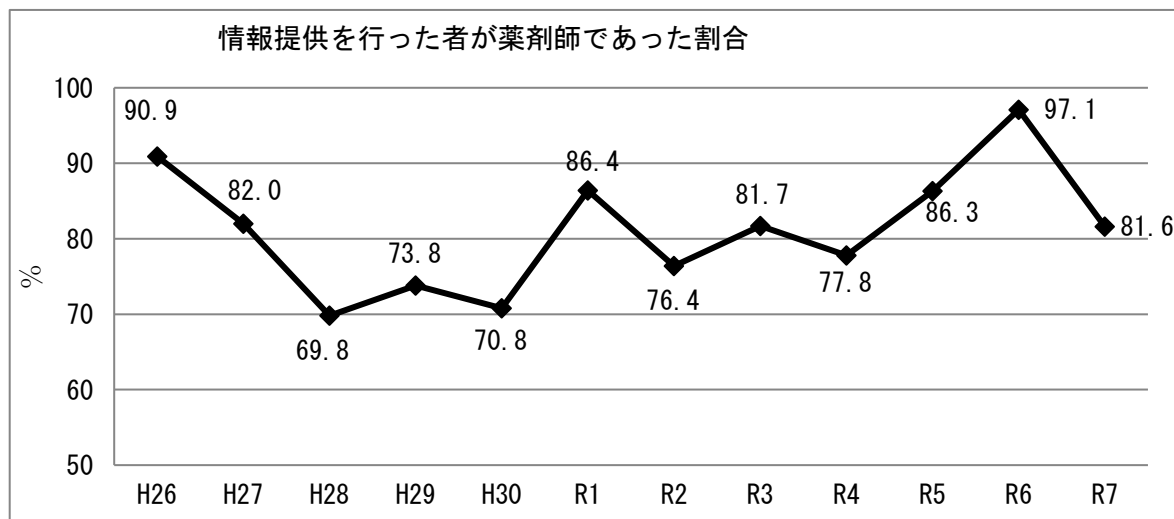


※情報提供があったウェブサイト（令和7年度 49 件（92.5%））のうち、情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無の数値

④ 第1類医薬品販売時の情報提供を行った者の資格：

調査件数49件（薬局14件 店舗販売業35件）

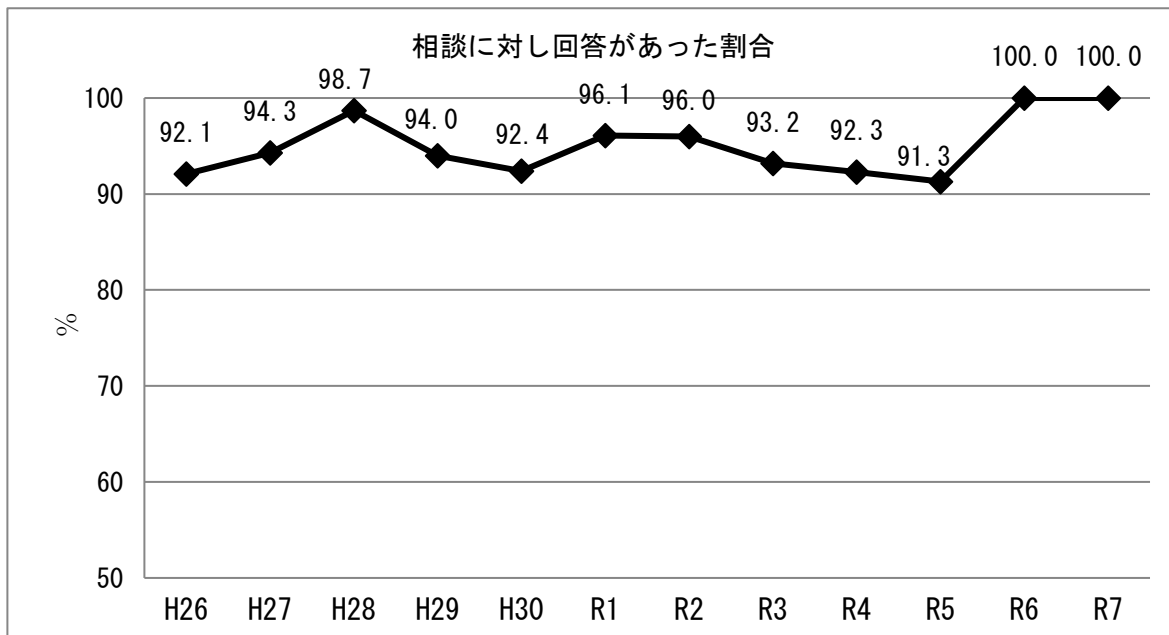
薬剤師 81.6%（40件）／ 登録販売者 2.0%（1件）／わからなかった 16.3%（8件）



⑤ 第1類医薬品販売時の相談に対し回答があったかどうか：

調査件数 49 件（薬局 14 件 店舗販売業 35 件）

回答あり 100.0%（51件）／回答なし 0.0%（0件）

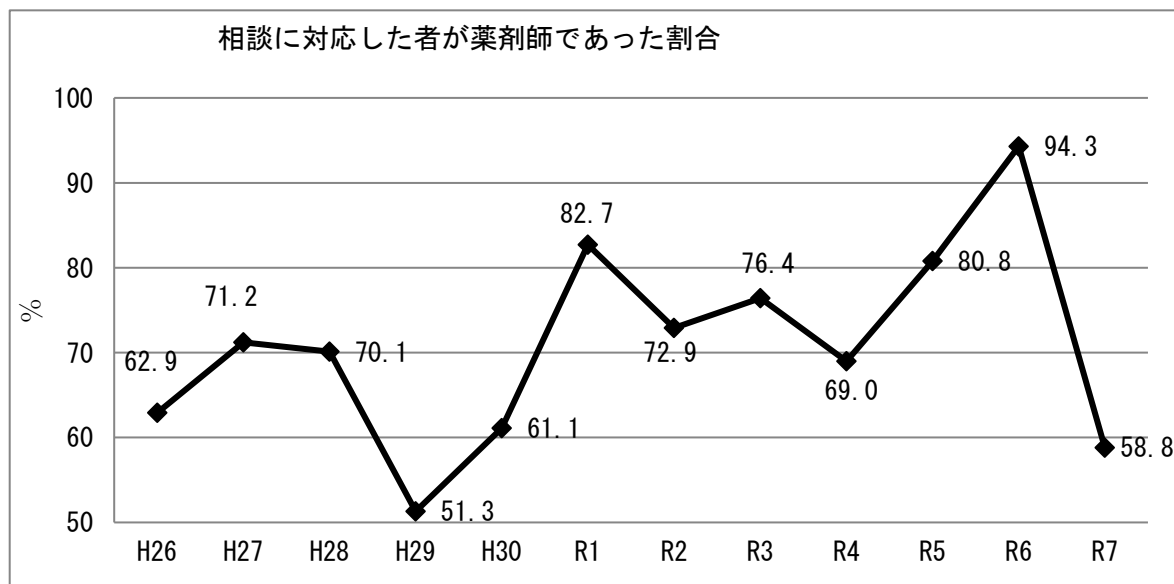


⑥ 第1類医薬品販売時の相談に対応した者の資格：

調査件数：49件（薬局14件 店舗販売業35件）

薬剤師 58.8%（30件）／登録販売者 0.0%（0件）／

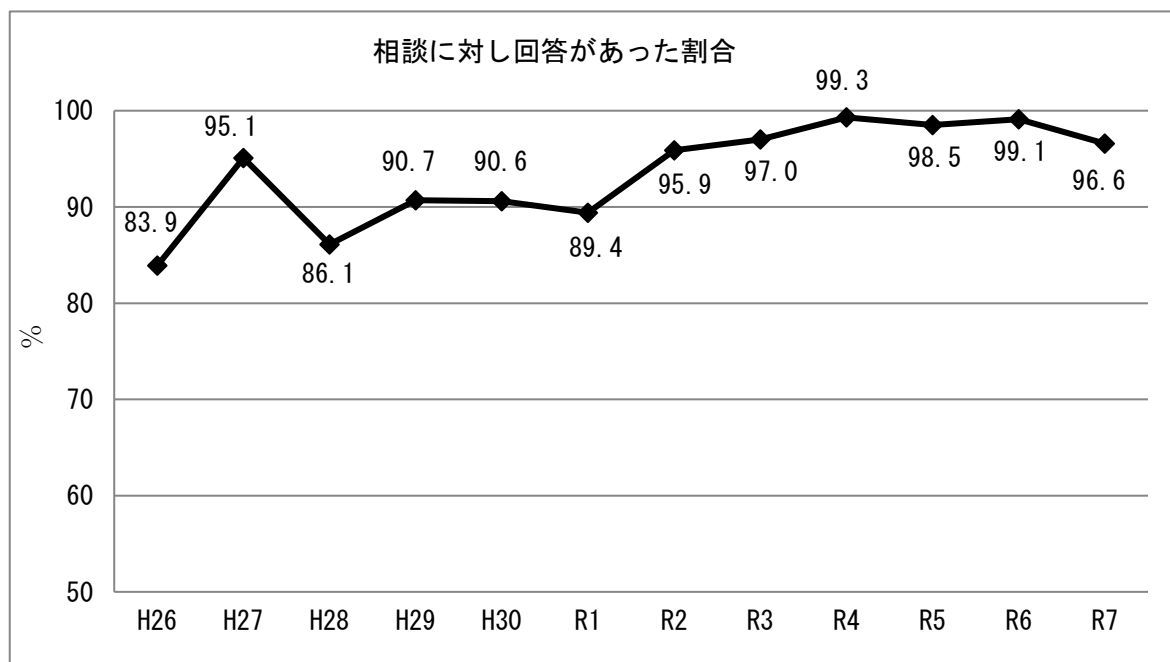
わからなかった 41.2%（21件）



⑦ 第2類医薬品等販売時の相談に対し回答があったかどうか：

調査件数：204件（薬局58件 店舗販売業146件）

回答あり 96.6%(197件)／回答なし 3.4%(7件)

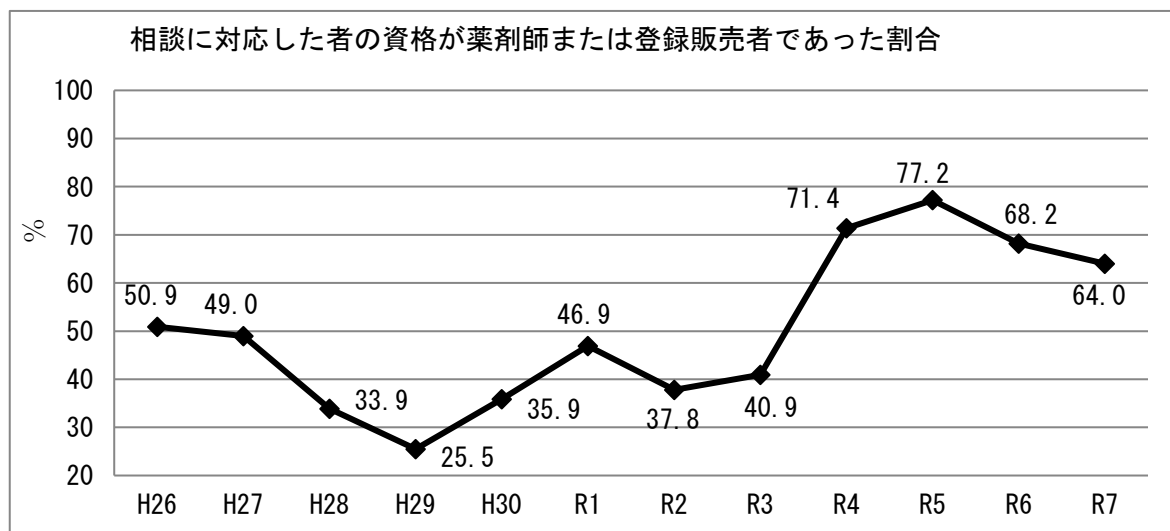


※相談に対し返信があった割合

⑧ 第2類医薬品等販売時の相談に対応した者の資格：

調査件数：197件（薬局53件 店舗販売業144件）

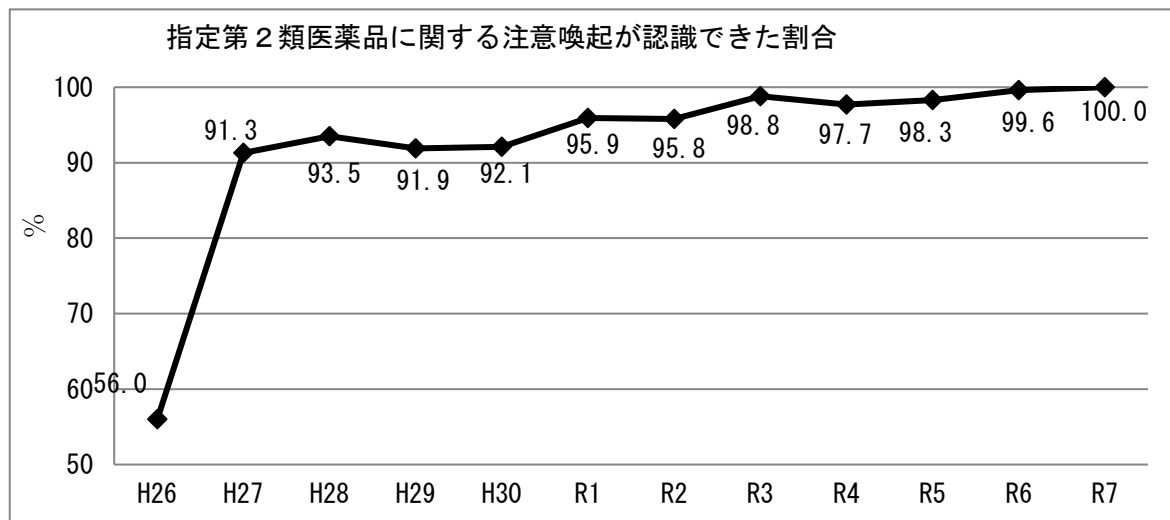
薬剤師 25.4%(50件)／登録販売者 38.6%(76件)／わからなかった 36.0%(71件)



⑨ 指定第2類医薬品に関する注意喚起（＊）の状況：

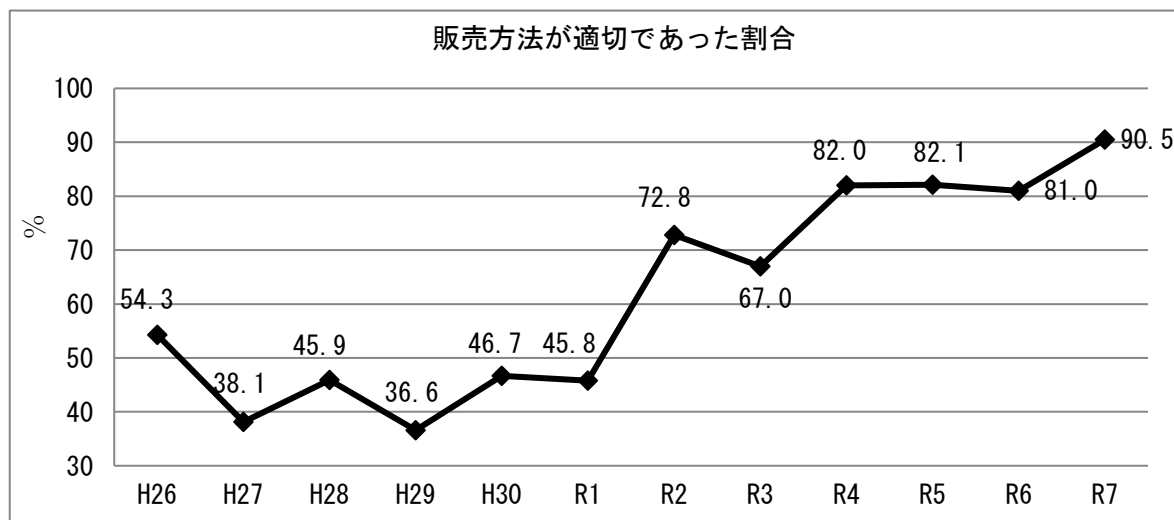
調査件数：124件（薬局30件 店舗販売業94件）

認識できた 100.0%(124件)／認識できなかった 0.0%(0件)



＊ 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

- ⑩ 濫用等のおそれのある医薬品（＊１）を複数購入しようとした時の対応（＊２）：
 調査件数74件（薬局15件 店舗販売業59件）
 １つしか購入できなかった（＊３） 85.1%(63件)／複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 5.4%(4件)／購入せずに医者を受診するようにすすめられた 0.0%(0件)／質問等されずに購入できた 9.5%(4件)



- ＊１ エフェドリン／コデイン／ジヒドロコデイン／ブロモバレリル尿素／プソイドエフェドリン／メチルエフェドリンを成分として含有する医薬品。
- ＊２ 「１つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「購入せずに医者を受診するようにすすめられた」を販売方法が適切であったとした。
- ＊３ 「１つしか購入できなかった」際の好事例として、プルダウン等でカートに１つしか入れられない仕様になっていたことが挙げられる。また、一般的に、一定期間は連続して購入が出来ない仕様になっていることも好事例として挙げられる。一方で、対応が適切でなかったものとして、カートに複数個入れ、特に理由等の確認もなく購入手続きが完了し、実際に複数個医薬品が届いた事例が挙げられる。

令和7年度
医薬品販売制度実態把握調査
調査結果報告書

エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社

目 次

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査対象等	
(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査	1
(2) 薬局・店舗販売業の特定販売(インターネット)に関する調査	3
II. 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査 調査結果	4
(1) 医薬品の陳列状況	4
(2) 従事者の名札による専門家の区別状況	6
(3) 掲示事項の記載事項	7
(4) 要指導医薬品を販売する際の対応状況	9
(5) 第1類医薬品を販売する際の対応状況	17
(6) 第2類医薬品等を販売する際の対応状況	24
III. 薬局・店舗販売業の特定販売(インターネット)における販売状況調査 調査結果	30
(1) 要指導医薬品、一般用医薬品の取扱い状況	30
(2) ウェブサイトへの記載状況	32
(3) 第1類医薬品を販売する際の対応状況	33
(4) 第2類医薬品等を販売する際の対応状況	36
資料編 調査票	39
(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査・調査票	40
(2) 薬局・店舗販売業の特定販売(インターネット)における販売状況調査・調査票	43
資料編 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査	46

I. 調査概要

1. 調査目的

若年者の間で医薬品の濫用が問題になっていることや、医薬品の販売制度に関する検討会での検討等を踏まえ、医薬品の販売ルールの遵守状況等について、一般消費者の立場からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図ることを目的としている。

2. 調査対象等

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

① 調査の実施方法

全国(47都道府県)の薬局・店舗販売業の許可を取得している店舗を調査対象とし、一般消費者である調査員が任意に選択した店舗について、都道府県の人口、店舗の数を考慮して調整後、店舗訪問し、店舗の状況や従事者の対応等について調査した。

調査においては、全数を4つの群に分けた。第1群は要指導医薬品を取り扱っていた場合は要指導医薬品を、取り扱っていなかった場合は指定第2類医薬品を調査し、第2群は第1類医薬品を取り扱っていた場合は第1類医薬品を、取り扱っていなかった場合は指定第2類医薬品を調査した。第3群は第2類医薬品等について使用方法等の相談を行った上で購入する際の店舗の対応を調査し、第4群は第2類医薬品等について当該相談なしで購入する際の店舗の対応を調査した。

② 調査対象数

都道府県の人口、店舗の数を考慮して割り当てを行ったが、調査活動の中でばらつきが発生した。最終的な有効調査数(実際に調査を行った店舗数)は1,506件であり、定義は次に示すとおりである。

調査対象の概要は資料編図表I-1～3に示すとおり。

※業態

- ・ 薬局
調剤室がある店舗
- ・ 店舗販売業
それ以外の店舗

※チェーン店/独立店の定義

・チェーン店

「日本チェーンドラッグストア協会」の正規会員企業、スーパーマーケット、ホームセンターの直営店舗

特定の地域において、明らかにチェーン展開をしていると考えられる店舗

・独立店

チェーン店以外の店舗

③ 調査事項

調査事項は以下のとおり。

- ・取扱医薬品の種類
- ・医薬品の陳列状況
- ・店舗内の掲示状況
- ・名札の着用状況
- ・医薬品（※）の販売状況

※要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品に調査対象を分けて実施

④ 調査期間

令和7年12月～令和8年1月

（２）薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット）に関する調査

① 調査の実施方法

厚生労働省ホームページに掲載されている「一般用医薬品の販売サイト一覧」から次を考慮して調査対象サイトを選定し、一般消費者である調査員が調査した。

- ・同一業者が複数の店舗における同様なサイトを運営している場合は、そのうち一つの店舗のサイトを調査対象とする
- ・同一店舗が複数のモールにおいて複数のサイトを運営している場合は、そのうち一つのサイトを調査対象とする。

② 調査対象数

最終的な有効調査数（実際に調査を行ったサイト数）は 257 件であった。

③ 調査事項

調査事項は以下のとおり。

- ・取扱医薬品の種類
- ・揭示事項の掲載状況
- ・店舗内の揭示状況
- ・医薬品（※）の販売状況

※第１類医薬品、第２類医薬品、第３類医薬品に調査対象を分けて実施

④ 調査期間

令和７年１２月～令和８年２月

Ⅱ. 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査結果

(1) 医薬品の陳列状況

① 要指導医薬品・第1類医薬品の陳列状況（図表Ⅱ-1）

調査店舗全体（1,506件）のうち、調査員が店舗を訪問した際に要指導医薬品・第1類医薬品の取扱いがあったのは、60.6%（913件）であり、そのうち、要指導医薬品・第1類医薬品について「リスク区分別に陳列されていた」のは、93.4%（853件）であった。

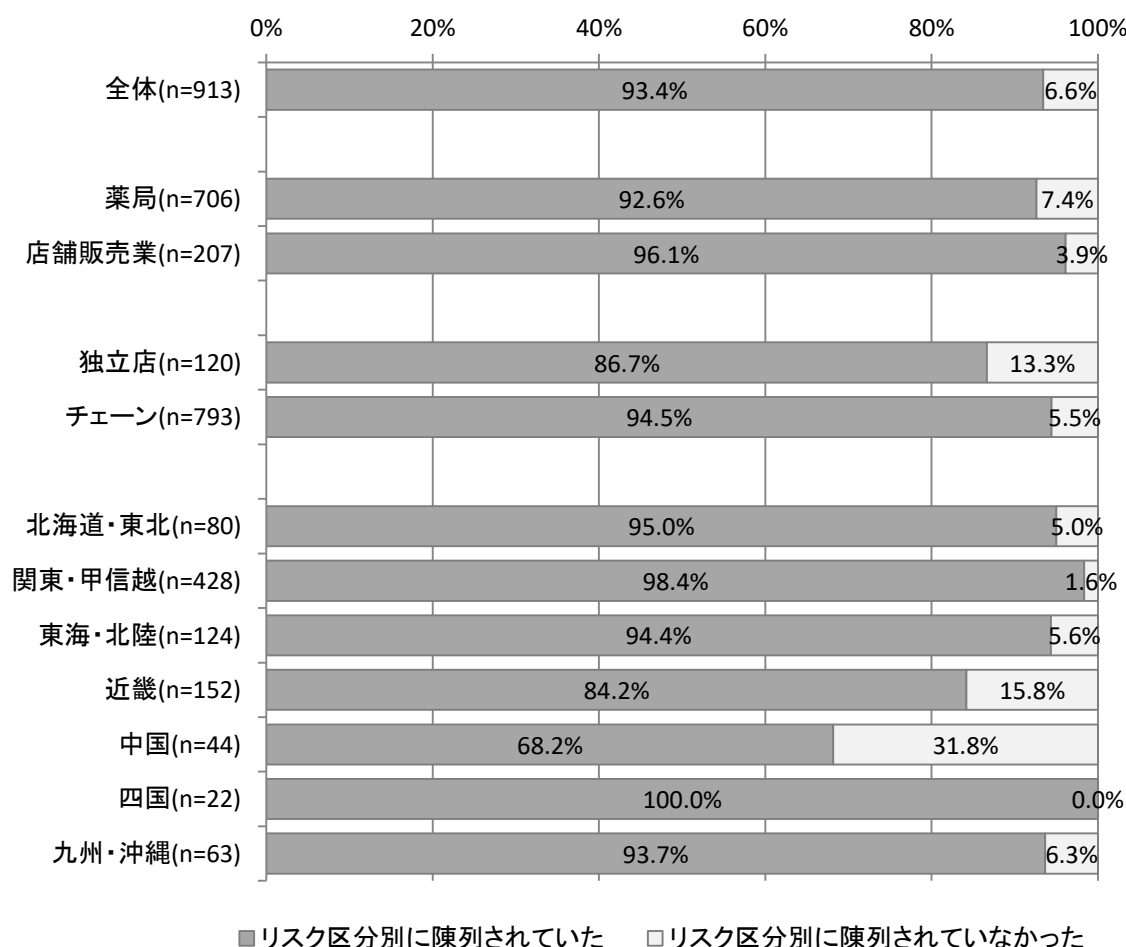
【業態別】

要指導医薬品・第1類医薬品について「リスク区分別に陳列されていた」のは、薬局で92.6%、店舗販売業で96.1%であった。

【経営形態別】

要指導医薬品・第1類医薬品について「リスク区分別に陳列されていた」のは、独立店で86.7%、チェーン店で94.5%であった。

図表Ⅱ-1 要指導医薬品・第1類医薬品の陳列状況



② 第2類医薬品・第3類医薬品の陳列状況（図表Ⅱ-2）

調査店舗全体（1,506件）のうち、調査員が店舗を訪問した際に第2類医薬品・第3類医薬品の取扱いがあったのは、92.0%（1,386件）であり、そのうち、第2類医薬品・第3類医薬品について「リスク区分別に陳列されていた」のは、84.7%（1,174件）であった。

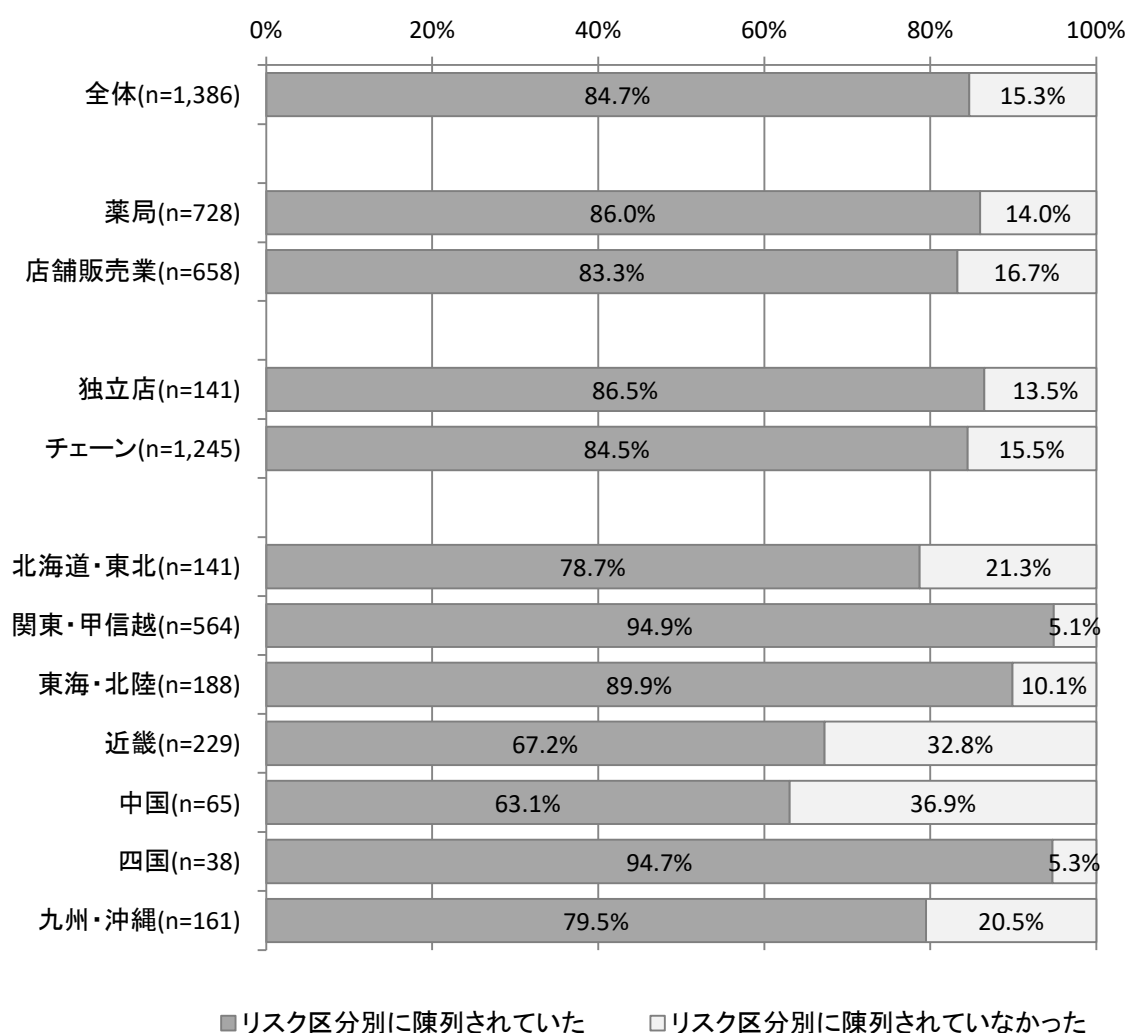
【業態別】

第2類医薬品・第3類医薬品について「リスク区分別に陳列されていた」のは、薬局で86.0%、店舗販売業で83.3%であった。

【経営形態別】

第2類医薬品・第3類医薬品について「リスク区分別に陳列されていた」のは、独立店で86.5%、チェーン店で84.5%であった。

図表Ⅱ-2 第2類医薬品・第3類医薬品の陳列状況



（２）従事者の名札による専門家の区別状況（図表Ⅱ－３）

調査店舗全体（１,５０６件）のうち、店舗の従事者を「名札などから薬剤師、登録販売者、一般従事者の全員の区別ができた」のは、全体の９２.９％（１,３９９件）であった。

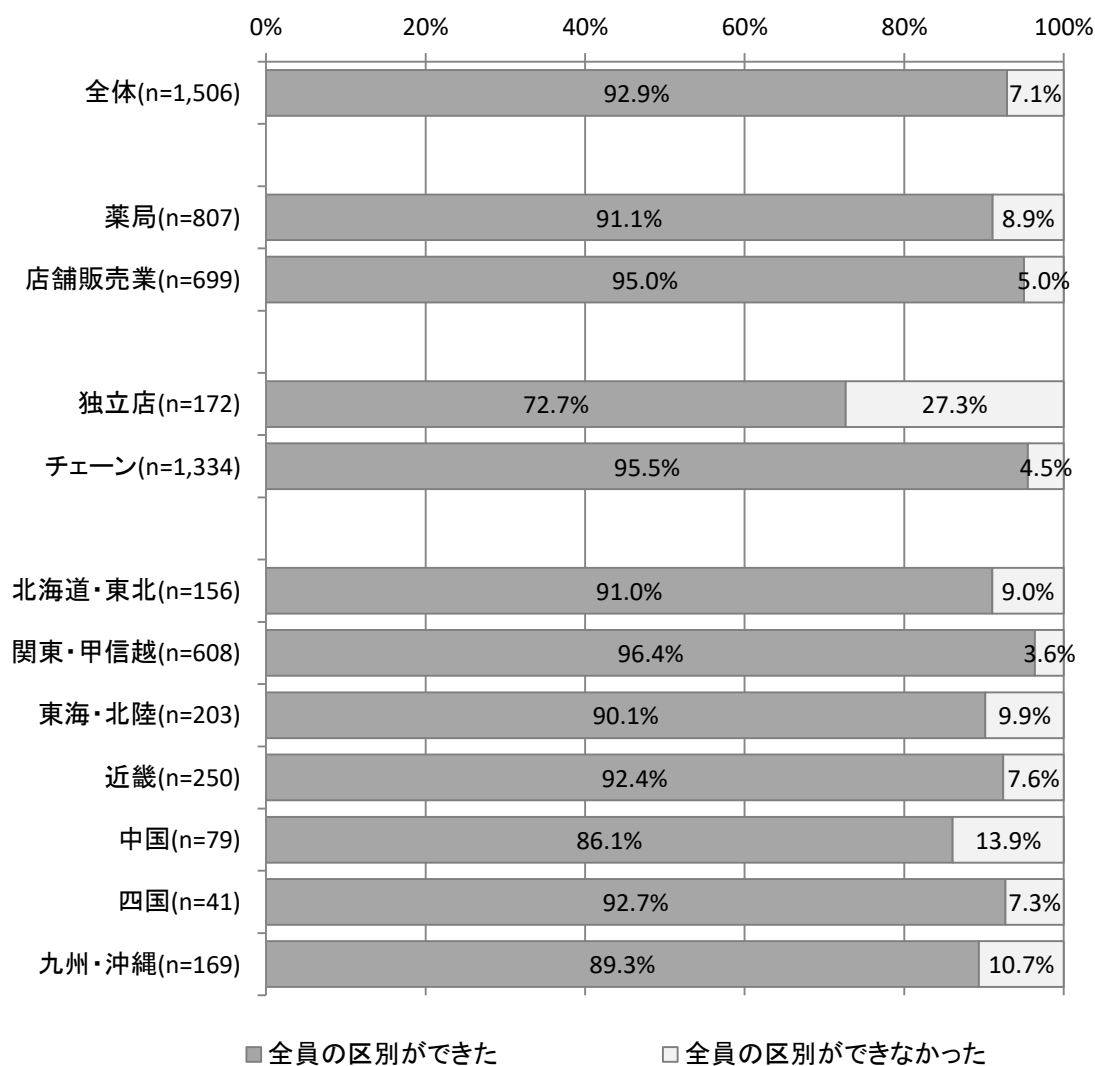
【業態別】

店舗の従事者を「名札などから薬剤師、登録販売者、一般従事者の全員の区別ができた」のは、薬局で９１.１％、店舗販売業で９５.０％であった。

【経営形態別】

店舗の従事者を「名札などから薬剤師、登録販売者、一般従事者の全員の区別ができた」のは、独立店で７２.７％、チェーン店で９５.５％であった。

図表Ⅱ－３ 従事者の名札による専門家の区別状況



(3) 揭示事項の記載事項

① リスク分類の定義・解説の揭示状況（図表Ⅱ-4）

調査店舗全体（1,506 件）のうち、リスク分類の定義・解説の揭示を「確認できた」のは、全体の 73.2%（1,103 件）であった。

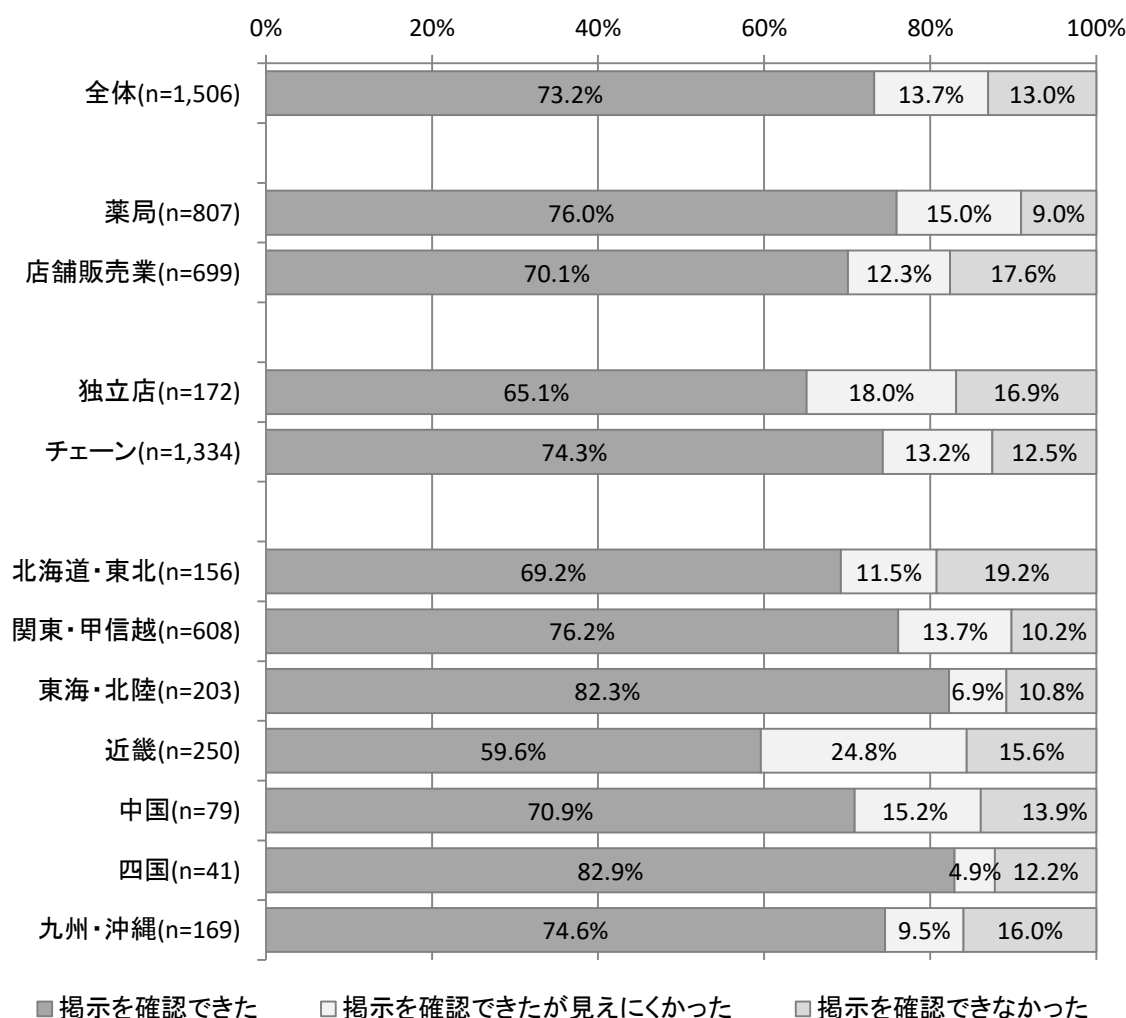
【業態別】

リスク分類の定義・解説の揭示を「確認できた」のは、薬局で 76.0%、店舗販売業で 70.1%であった。

【経営形態別】

リスク分類の定義・解説の揭示を「確認できた」のは、独立店で 65.1%、チェーン店で 74.3%であった。

図表Ⅱ-4 リスク分類の定義・解説の揭示状況



② 情報提供及び相談に関する定義・解説の掲示状況（図表Ⅱ-5）

調査店舗全体（1,506 件）のうち、情報提供及び相談に関する定義・解説の掲示を「確認できた」のは、全体の 64.3%（968 件）であった。

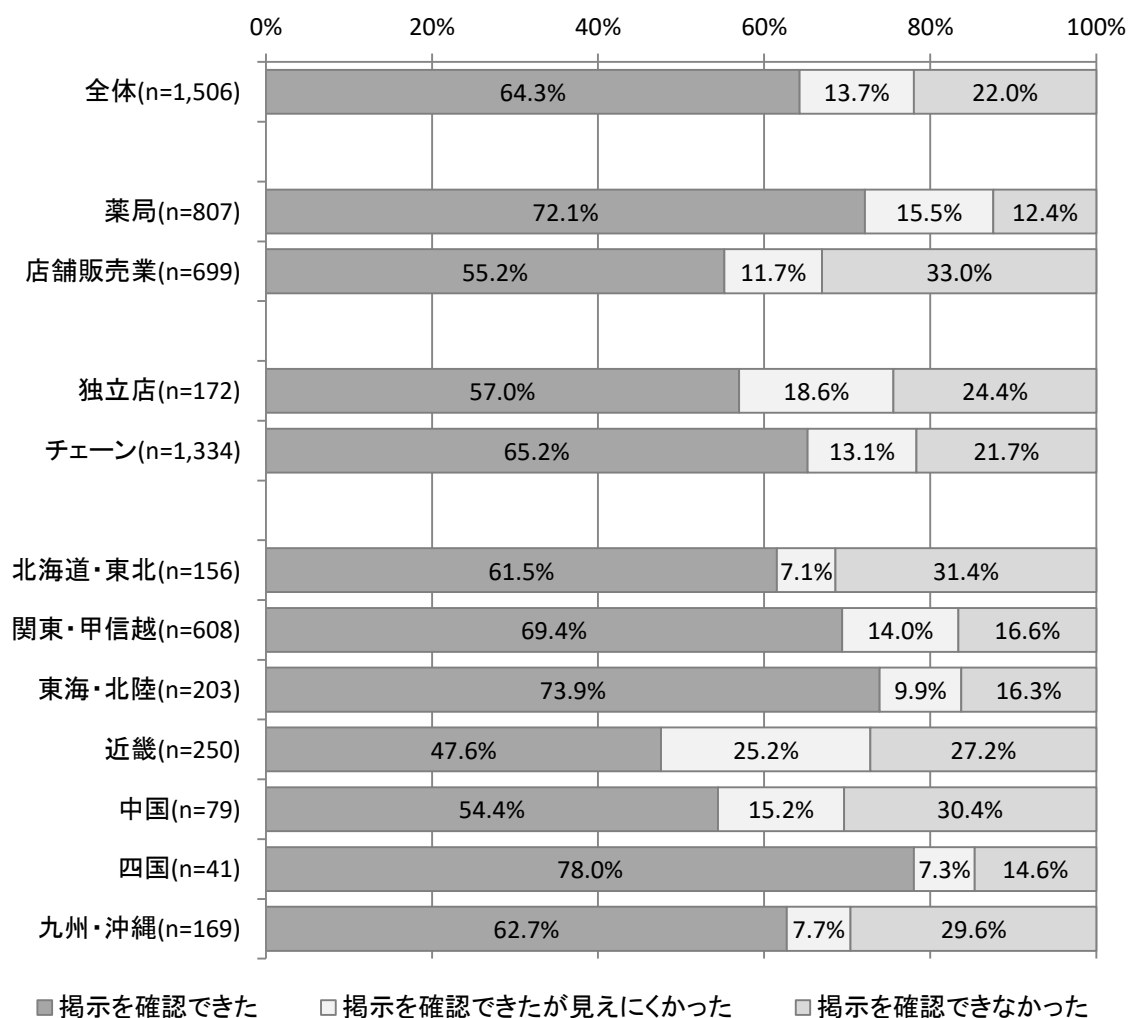
【業態別】

情報提供及び相談に関する定義・解説の掲示を「確認できた」のは、薬局で 72.1%、店舗販売業で 55.2%であった。

【経営形態別】

情報提供及び相談に関する定義・解説の掲示を「確認できた」のは、独立店で 57.0%、チェーン店で 65.2%であった。

図表Ⅱ-5 情報提供及び相談に関する定義・解説の掲示状況



（４）要指導医薬品を販売する際の対応状況

① 誰が使用するかの確認の有無（図表Ⅱ－６）

要指導医薬品の調査店舗（220 件）のうち、要指導医薬品を使用しようとする者が本人であることの「確認があった」のは、73.6%（162 件）であった。

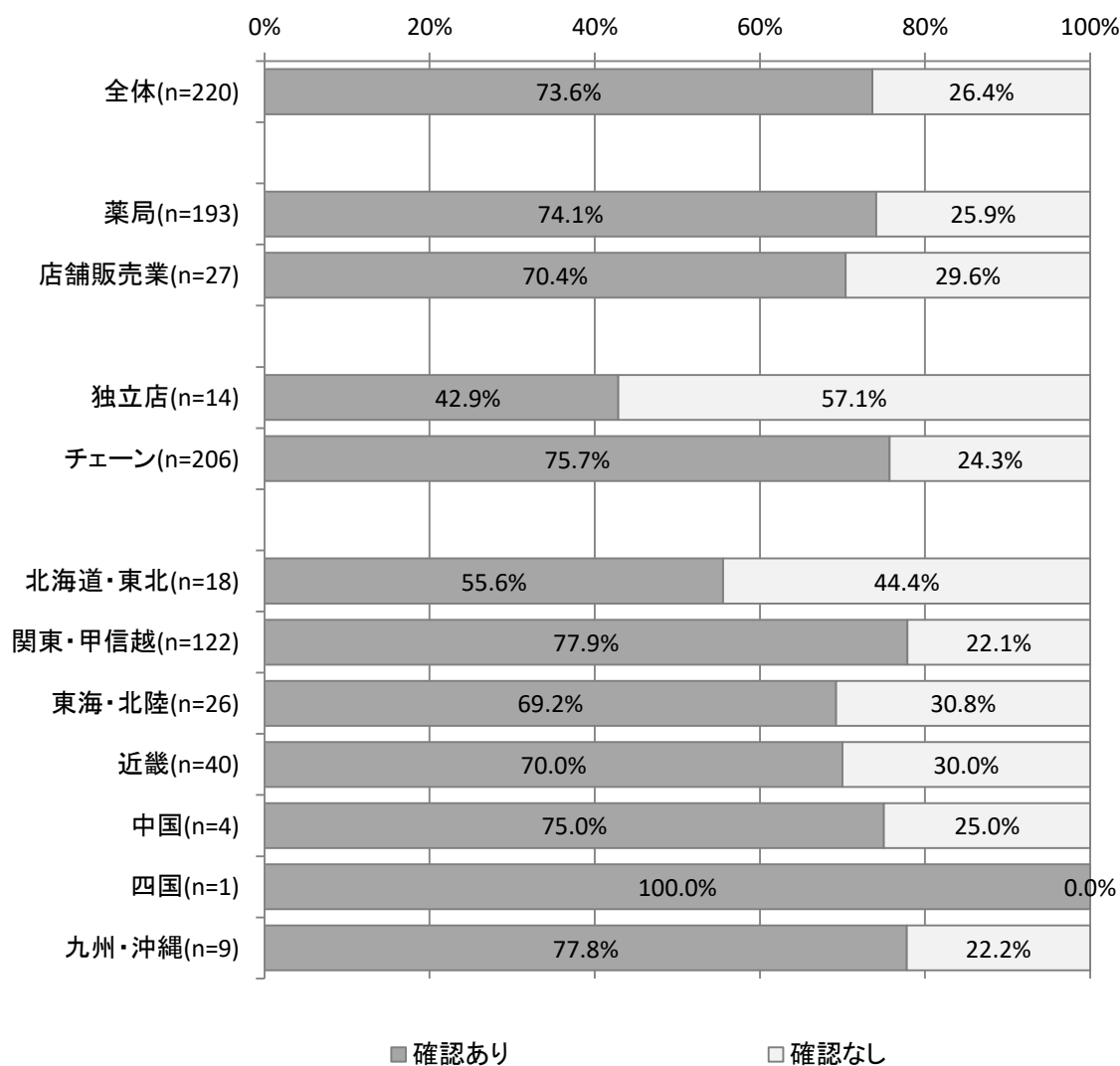
【業態別】

「確認があった」のは、薬局で 74.1%、店舗販売業で 70.4%であった。

【経営形態別】

「確認があった」のは、独立店で 42.9%、チェーン店で 75.7%であった。

図表Ⅱ－６ 誰が使用するかの確認の有無



② 使用者の状況についての確認の有無（図表Ⅱ-7）

要指導医薬品の調査店舗（220 件）のうち、情報提供前に要指導医薬品を使用しようとする者の状況等について販売者から「確認があった」のは 96.8%（213 件）であった。

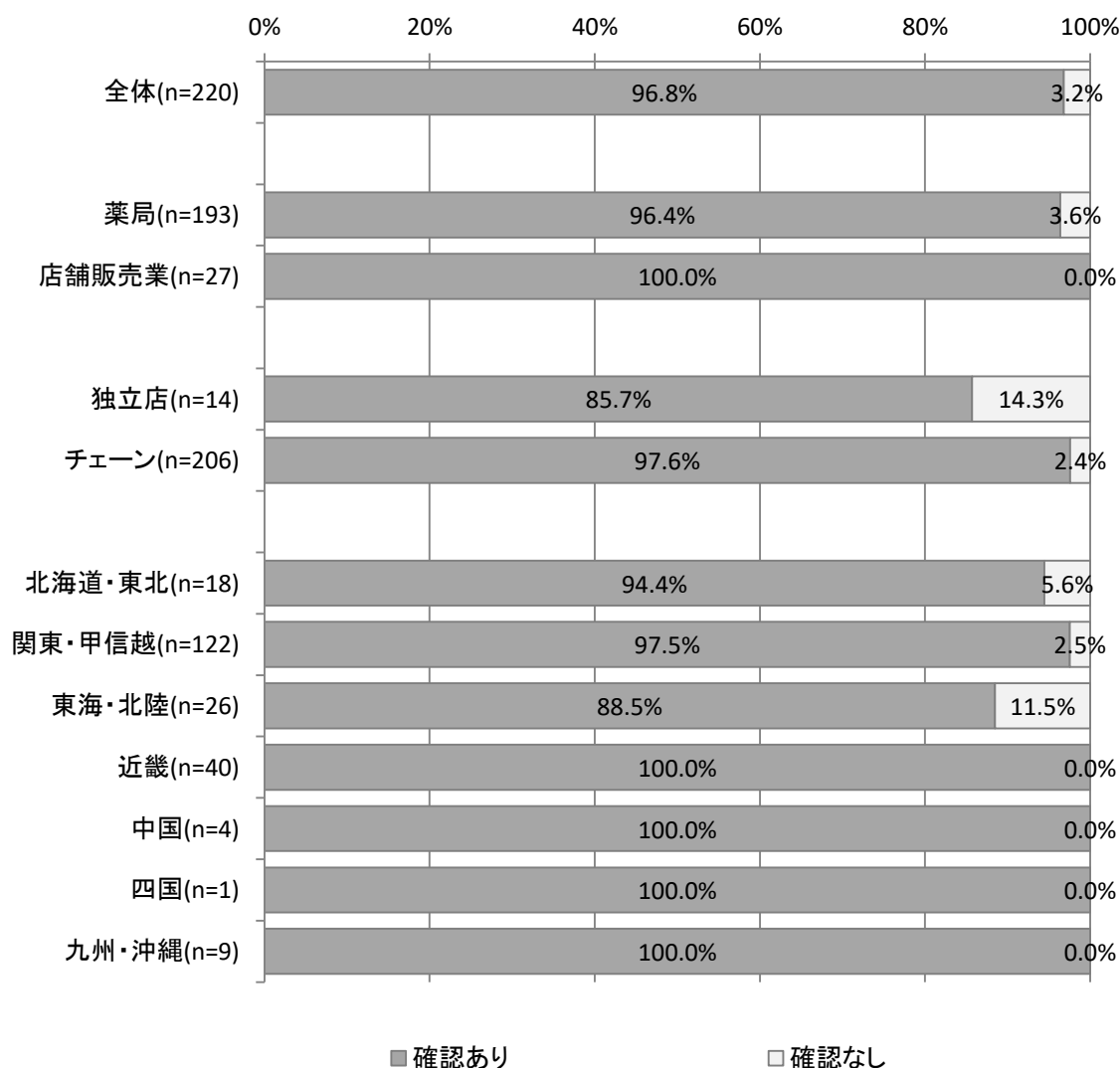
【業態別】

「確認があった」のは、薬局で 96.4%、店舗販売業で 100.0%であった。

【経営形態別】

「確認があった」のは、独立店で 85.7%、チェーン店で 97.6%であった。

図表Ⅱ-7 使用者の状況についての確認の有無



③ 情報提供の有無（図表Ⅱ－８）

要指導医薬品の調査店舗（220 件）のうち、「情報提供があった」のは 98.2%（216 件）であった。

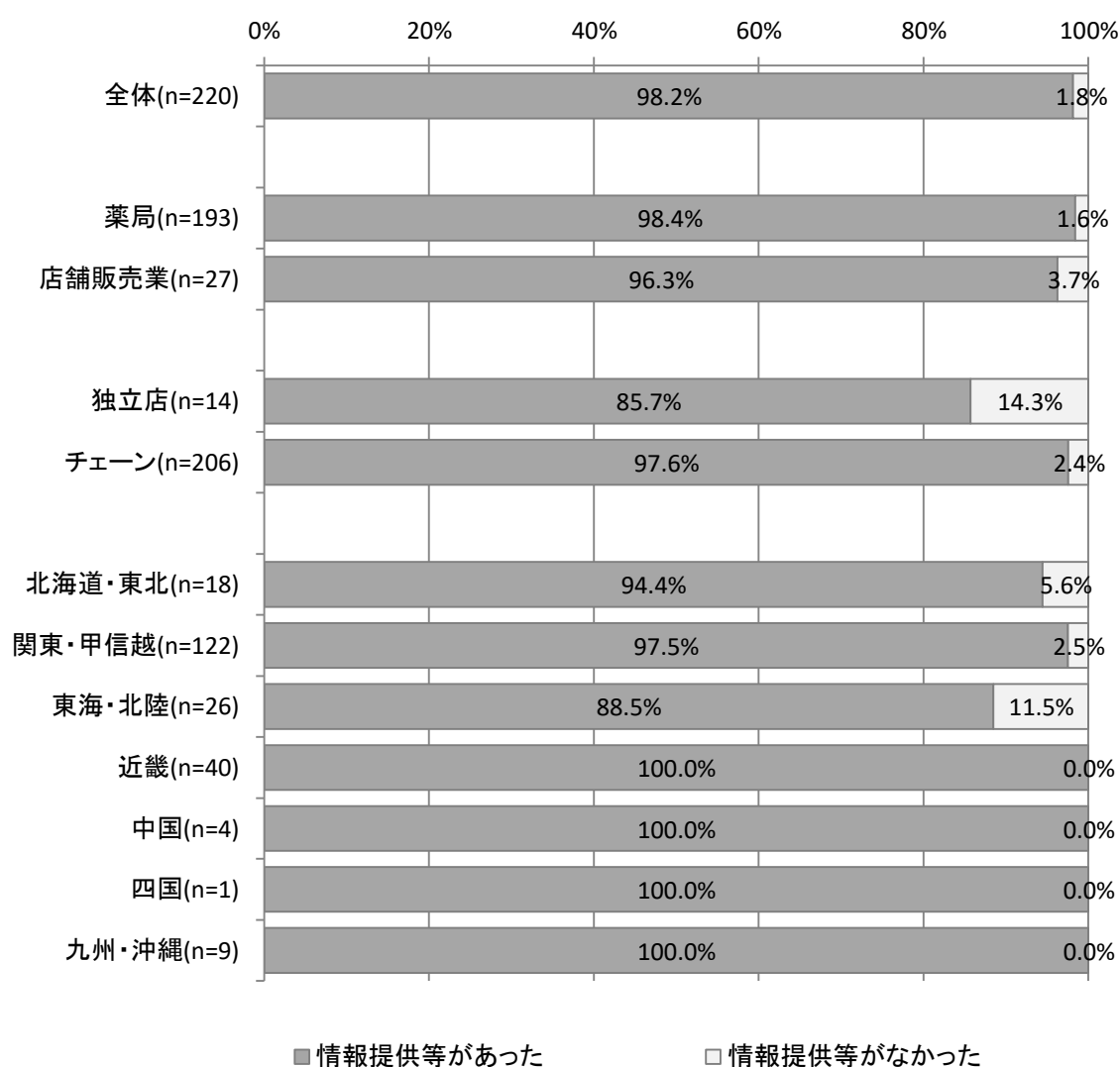
【業態別】

「情報提供があった」のは、薬局で 98.4%、店舗販売業で 96.3%であった。

【経営形態別】

「情報提供があった」のは、独立店で 85.7%、チェーン店で 97.6%であった。

図表Ⅱ－８ 情報提供の有無



④ 情報提供の方法（図表Ⅱ－９）

③ の情報提供があった店舗（216 件）のうち、「文書を用いて情報提供があった」のは、81.0%（175 件）であった。

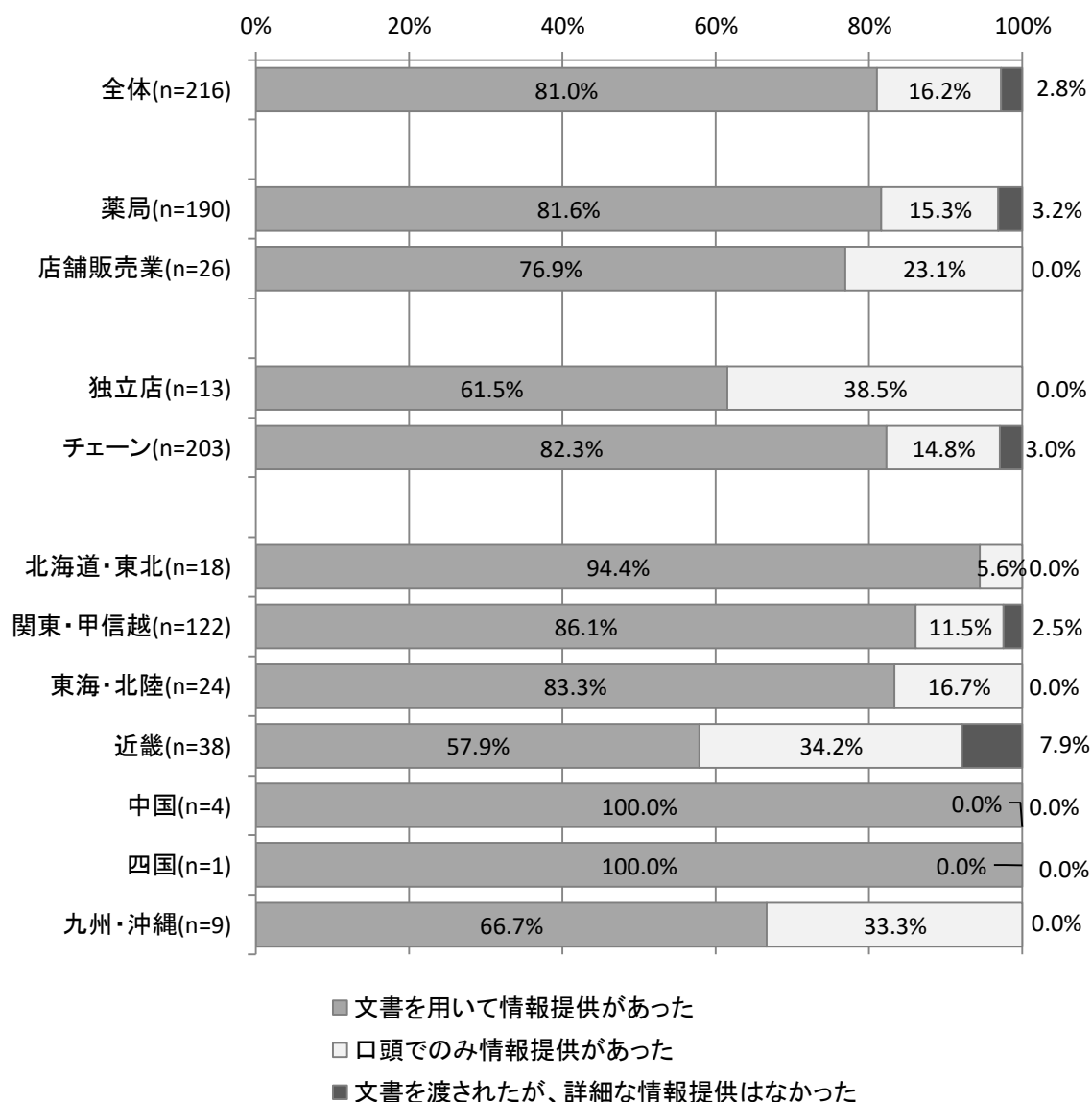
【業態別】

「文書を用いて情報提供があった」のは、薬局で 81.6%、店舗販売業で 76.9%であった。

【経営形態別】

「文書を用いて情報提供があった」のは、独立店で 61.5%、チェーン店で 82.3%であった。

図表Ⅱ－９ 情報提供の方法



⑤ 情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況（図表Ⅱ-10）

③の情報提供があった店舗（216 件）のうち、「理解したかどうか」、「再質問の有無」の確認があったのは、64.8%（140 件）であった。

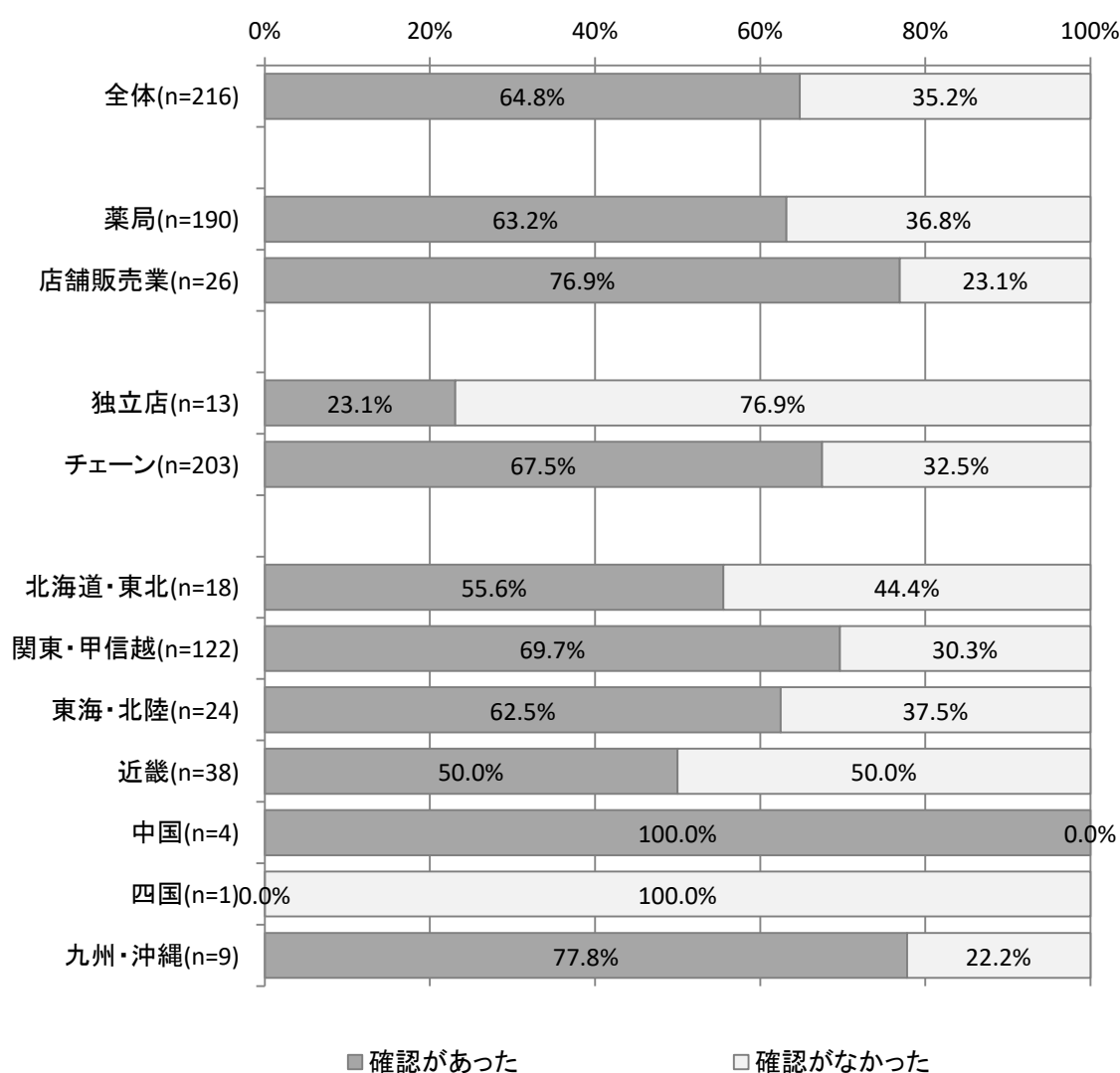
【業態別】

「確認があった」のは、薬局で 63.2%、店舗販売業で 76.9%であった。

【経営形態別】

「確認があった」のは、独立店で 23.1%、チェーン店で 67.5%であった。

図表Ⅱ-10 情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況



⑥ 情報提供を行った者の資格（図表Ⅱ-11）

③の情報提供が薬剤師により行われたのは、96.3%（208 件）であった。

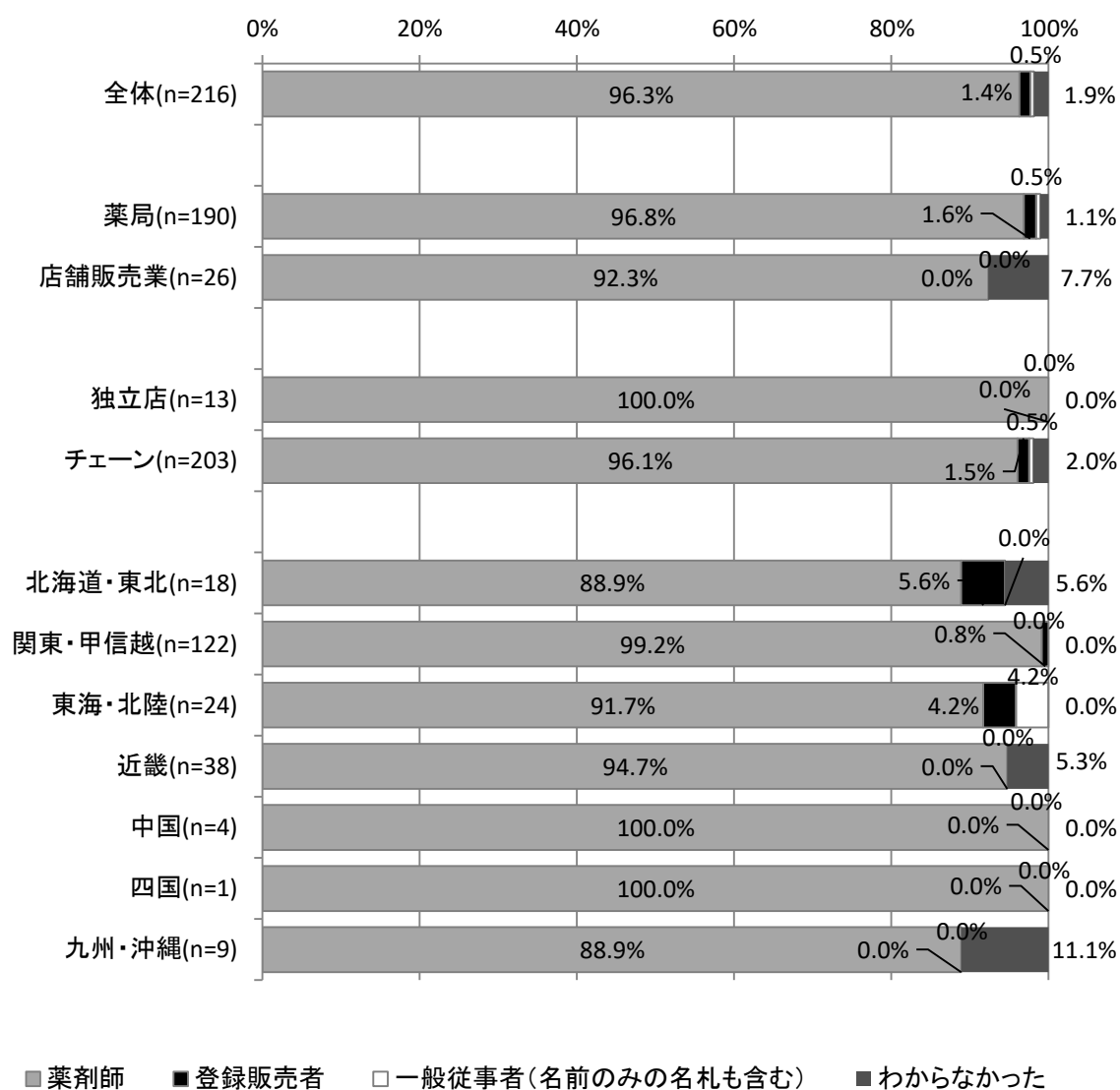
【業態別】

「情報提供者が薬剤師であった」のは、薬局で 96.8%、店舗販売業で 92.3%であった。

【経営形態別】

「情報提供者が薬剤師であった」のは、独立店で 100.0%、チェーン店で 96.1%であった。

図表Ⅱ-11 情報提供を行った者の資格



⑦ 相談への対応状況（図表Ⅱ-12）

要指導医薬品の調査店舗において相談を行った（220 件）ところ、「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、99.5%（219 件）であった。

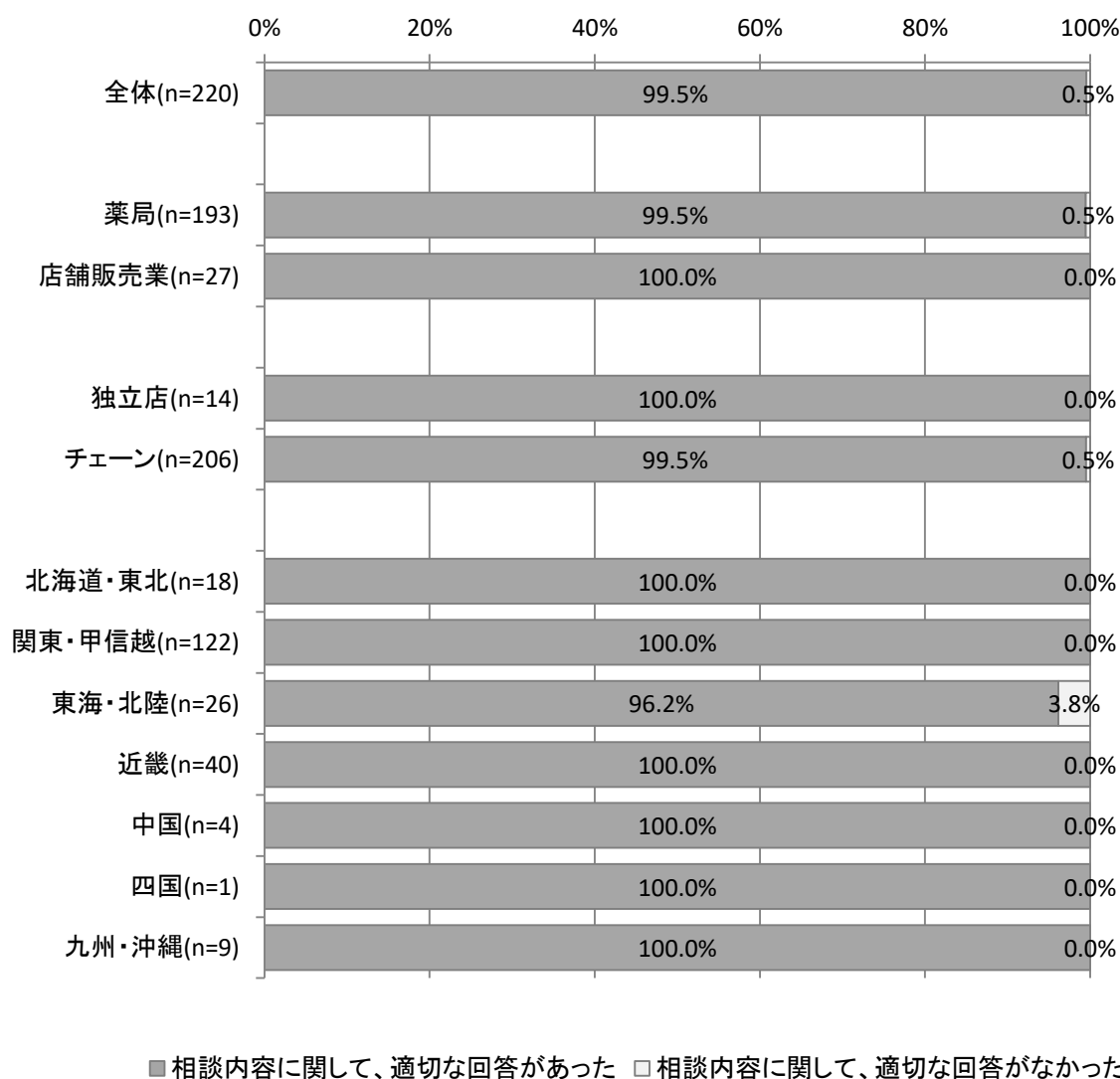
【業態別】

「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、薬局で 99.5%、店舗販売業で 100.0% であった。

【経営形態別】

「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、独立店で 100.0%、チェーン店で 99.5% であった。

図表Ⅱ-12 相談への対応状況



⑧ 相談に対応した者の資格（図表Ⅱ-13）

⑦の回答が薬剤師により行われたのは94.5%（208件）であった。

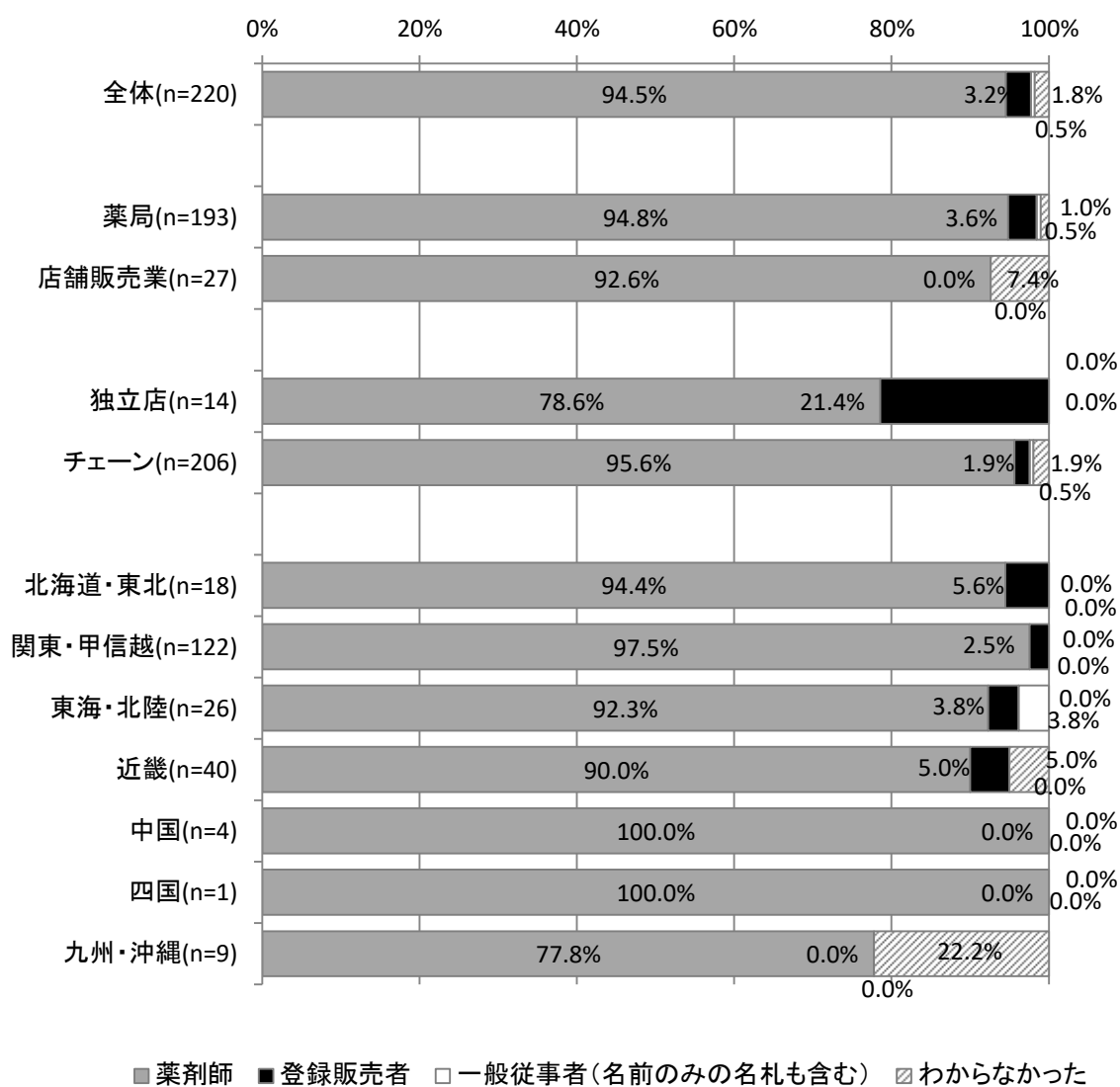
【業態別】

「回答者が薬剤師であった」のは、薬局で94.8%、店舗販売業で92.6%であった。

【経営形態別】

「回答者が薬剤師であった」のは、独立店で78.6%、チェーン店で95.6%であった。

図表Ⅱ-13 相談に対応した者の資格



（５） 第１類医薬品を販売する際の対応状況

① 使用者の状況についての確認の有無（図表Ⅱ-14）

第１類医薬品の調査店舗（４２０ 件）のうち、第１類医薬品を使用しようとする者の状況等について販売者から確認があったのは 94.8%（３９８ 件）であった。

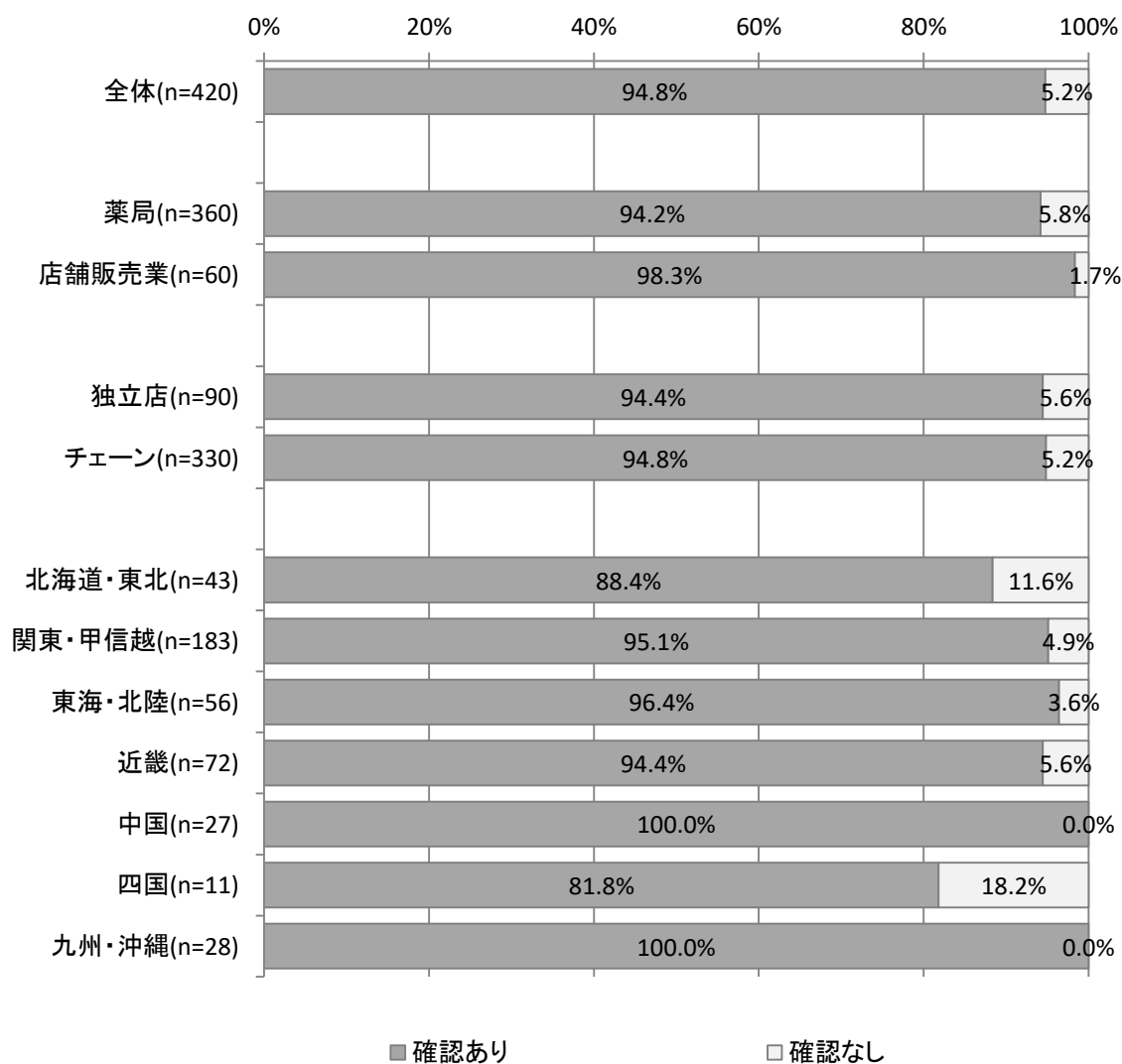
【業態別】

「確認があった」のは、薬局で 94.2%、店舗販売業 98.3%であった。

【経営形態別】

「確認があった」のは、独立店で 94.4%、チェーン店で 94.8%であった。

図表Ⅱ-14 使用者の状況についての確認の有無



② 情報提供の有無（図表Ⅱ-15）

第1類医薬品の調査店舗（420件）のうち、「情報提供があった」のは99.0%（416件）であった。

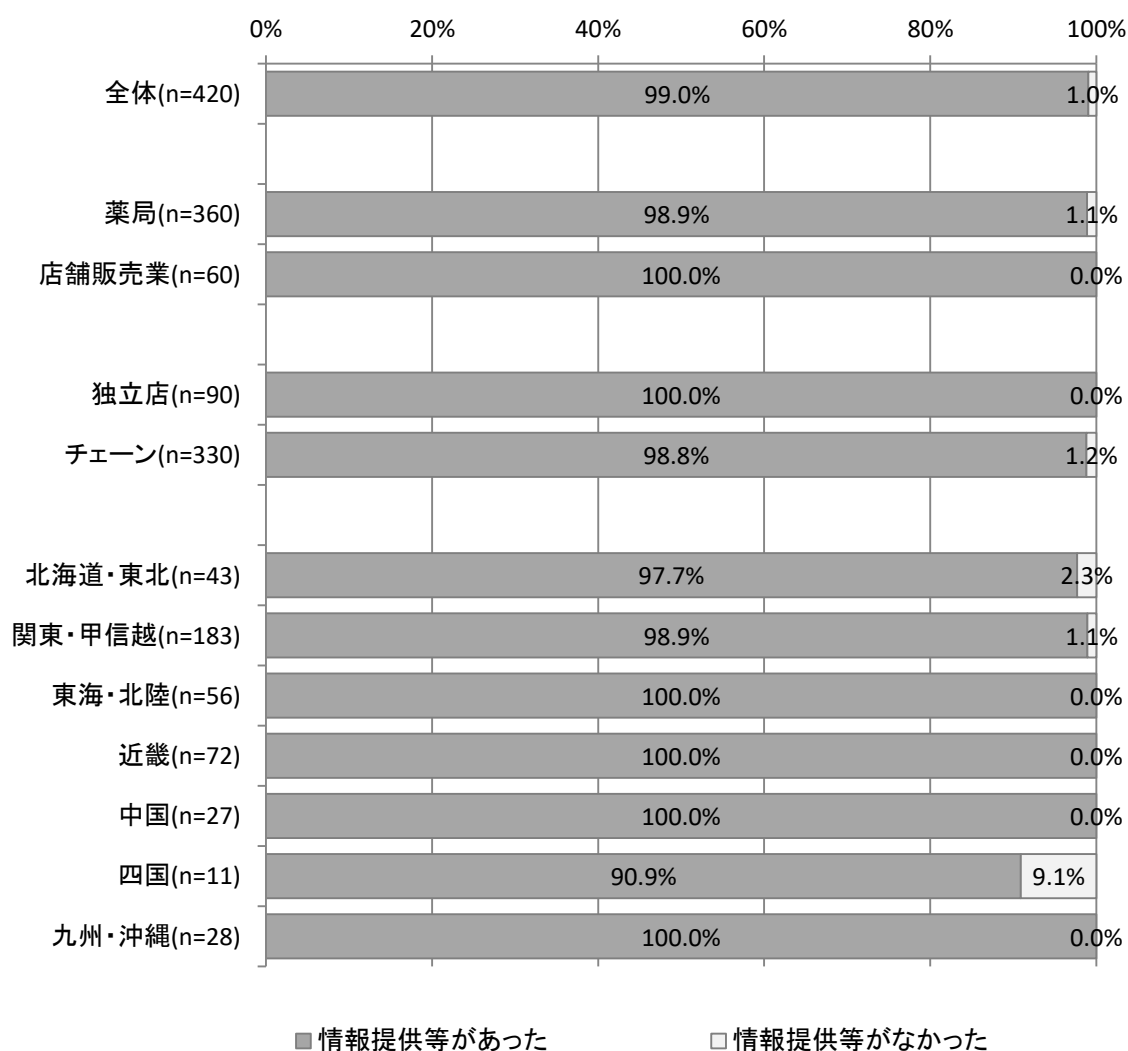
【業態別】

「情報提供があった」のは、薬局で98.9%、店舗販売業で100.0%であった。

【経営形態別】

「情報提供があった」のは、独立店で100.0%、チェーン店で98.8%であった。

図表Ⅱ-15 情報提供の有無



③ 情報提供の方法（図表Ⅱ-16）

②の情報提供があった店舗（416 件）のうち、「文書を用いて情報提供があった」のは、76.7%（319 件）であった。

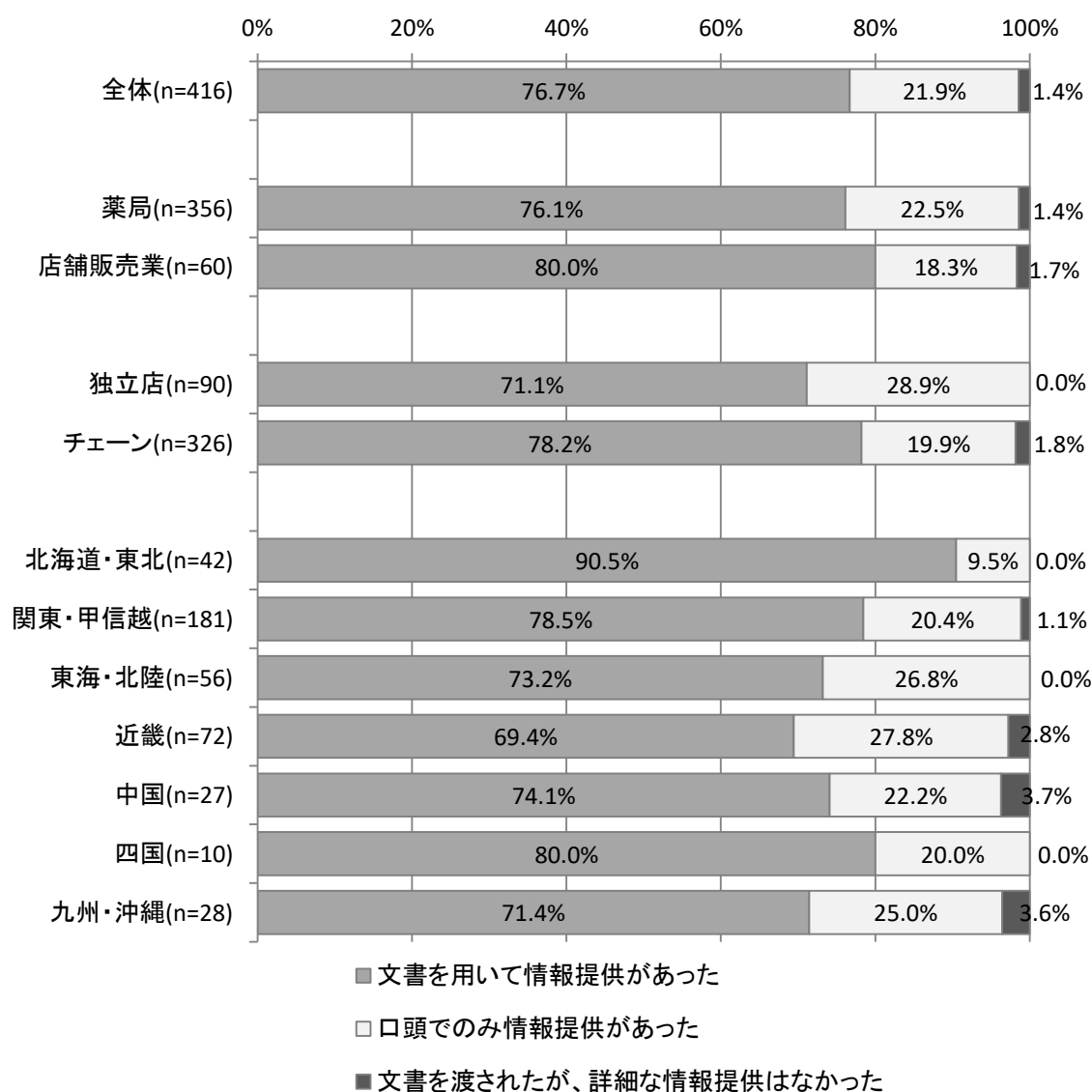
【業態別】

「文書を用いて情報提供があった」のは、薬局で 76.1%、店舗販売業で 80.0%であった。

【経営形態別】

「文書を用いて情報提供があった」のは、独立店で 71.1%、チェーン店で 78.2%であった。

図表Ⅱ-16 情報提供の方法



④ 情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況（図表Ⅱ-17）

②の情報提供があった店舗（416 件）のうち、「理解したかどうか」、「再質問の有無」の確認があったのは、65.4%（272 件）であった。

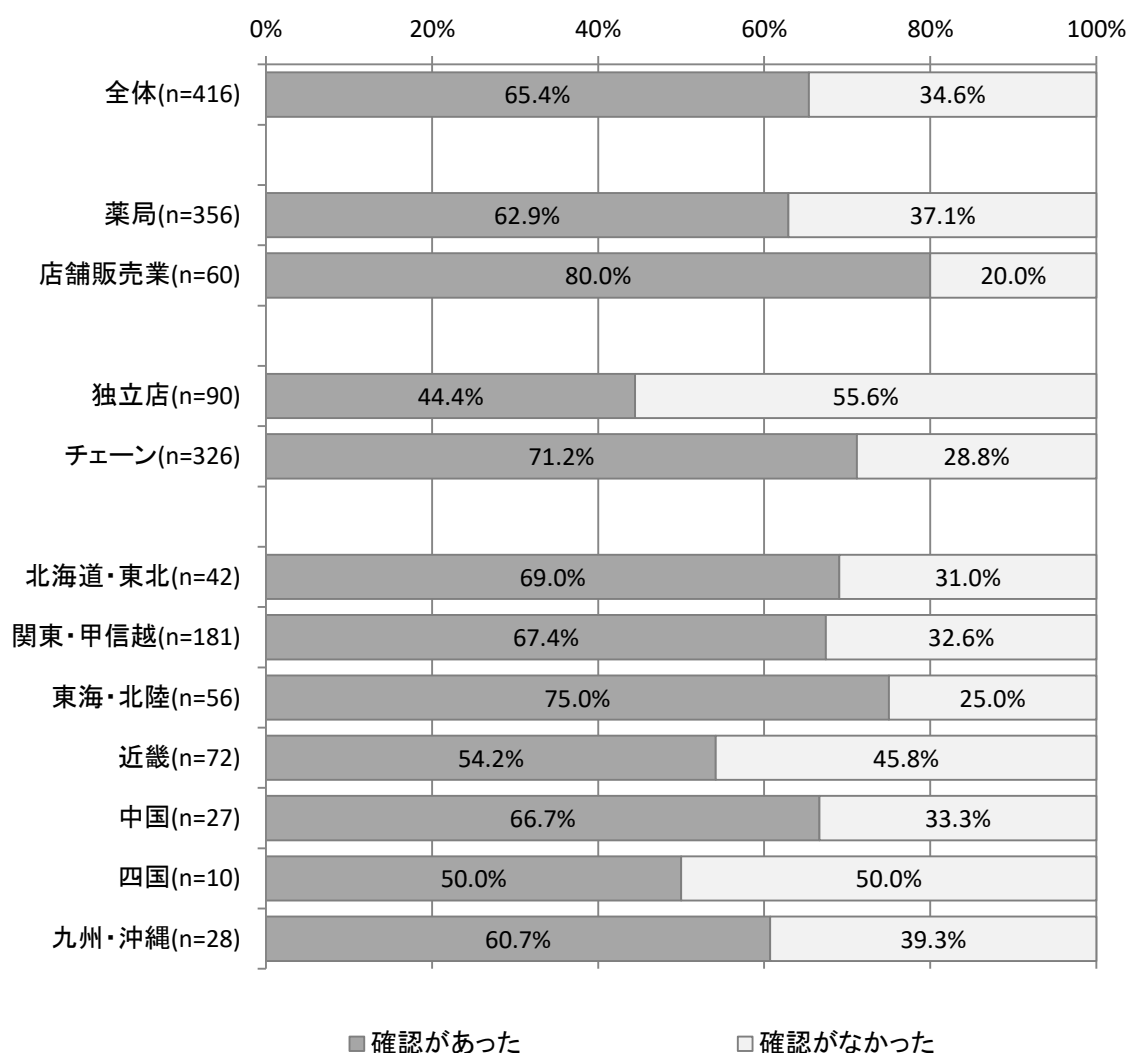
【業態別】

「理解したかどうか」、「再質問の有無」の確認があったのは、薬局で 62.9%、店舗販売業で 80.0%であった。

【経営形態別】

「理解したかどうか」、「再質問の有無」の確認があったのは、独立店で 44.4%、チェーン店で 71.2%であった。

図表Ⅱ-17 情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況



⑤ 情報提供を行った者の資格（図表Ⅱ-18）

②の情報提供が薬剤師により行われたのは、91.8%（382件）であった。

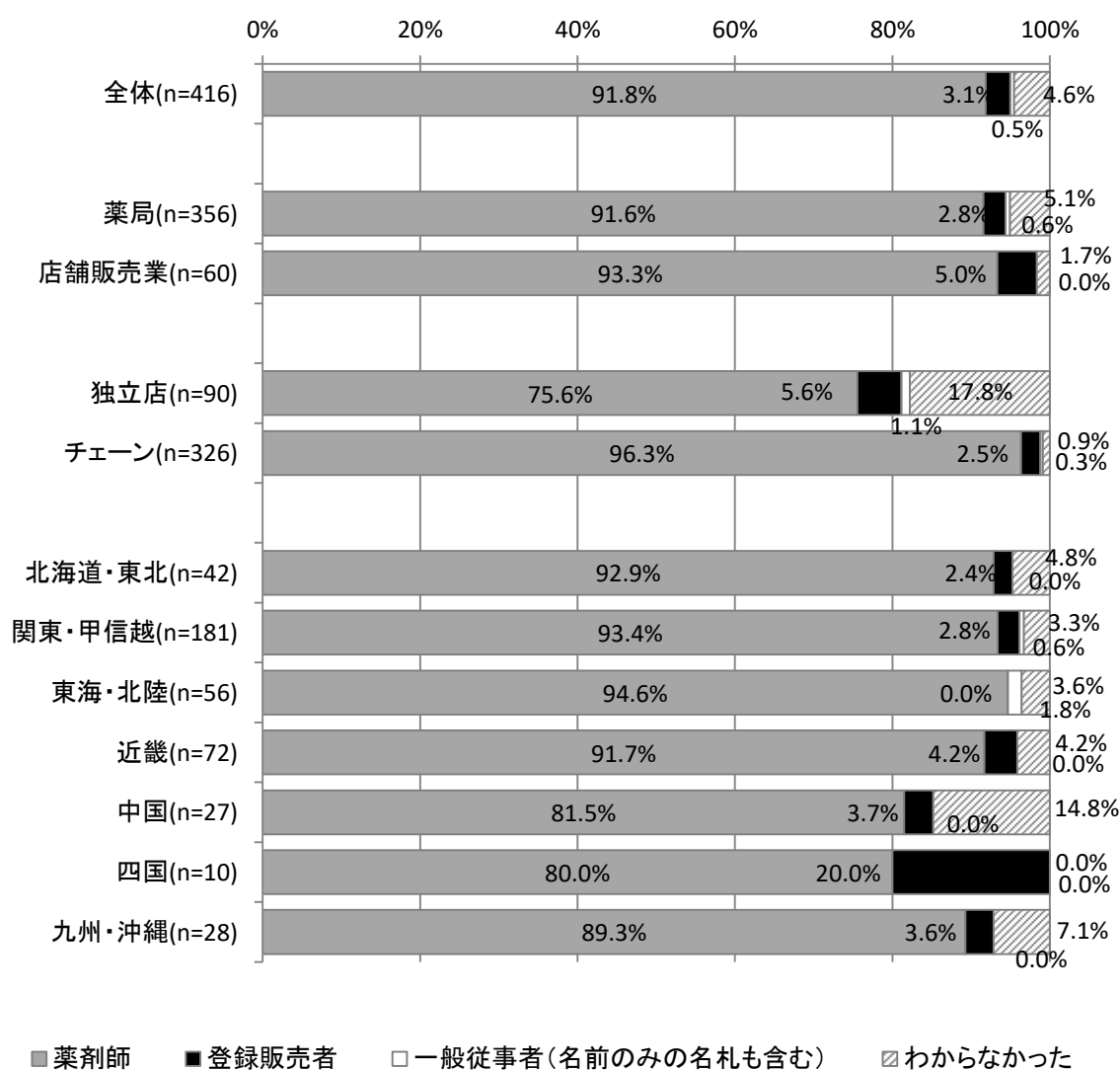
【業態別】

「情報提供者が薬剤師であった」のは、薬局で91.6%、店舗販売業で93.3%であった。

【経営形態別】

「情報提供者が薬剤師であった」のは、独立店で75.6%、チェーン店で96.3%であった。

図表Ⅱ-18 情報提供を行った者の資格



⑥ 相談への対応状況（図表Ⅱ-19）

第1類医薬品の調査店舗において相談を行った（420件）ところ、「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、99.5%（418件）であった。

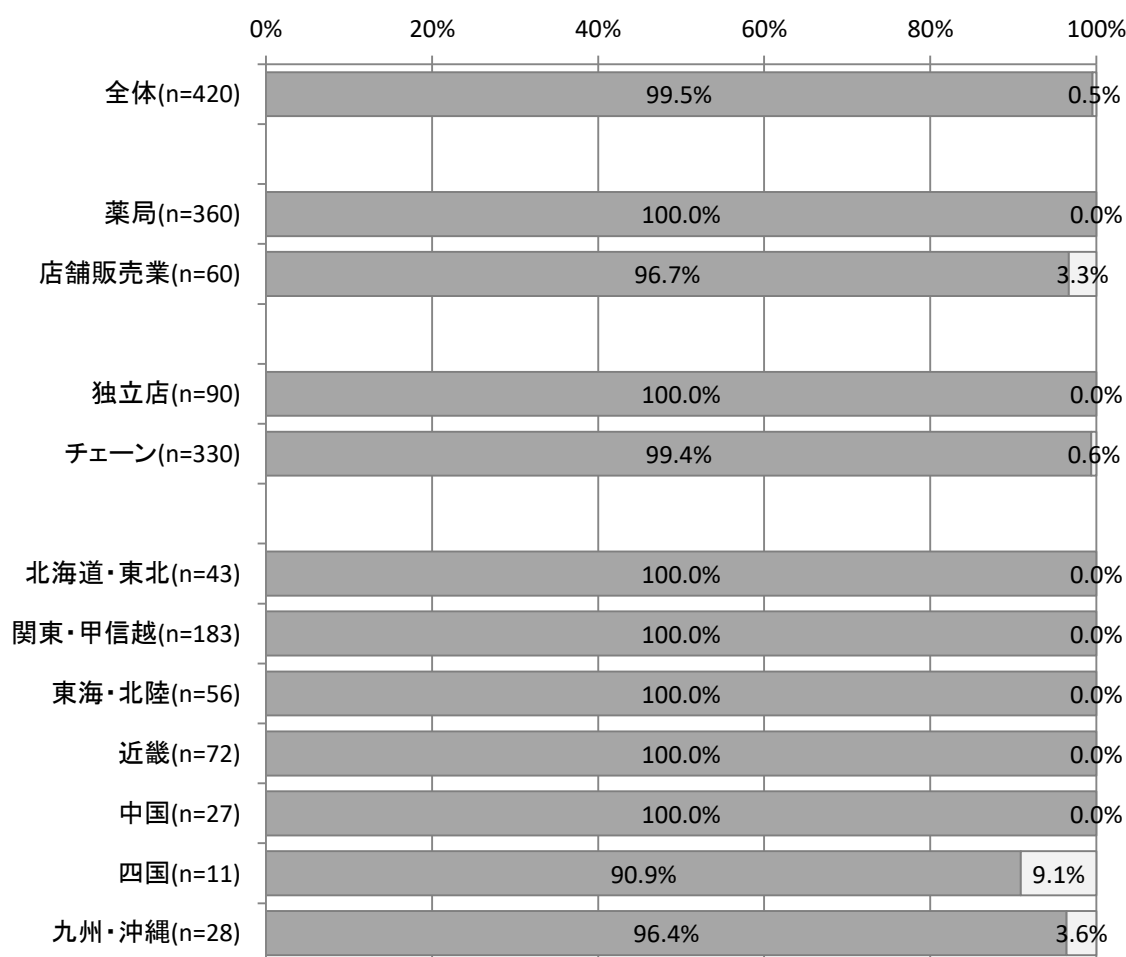
【業態別】

「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、薬局で100.0%、店舗販売業で96.7%であった。

【経営形態別】

「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、独立店で100.0%、チェーン店で99.4%であった。

図表Ⅱ-19 相談への対応状況



■ 相談内容に関して、適切な回答があった □ 相談内容に関して、適切な回答がなかった

⑦ 相談に対応した者の資格（図表Ⅱ-20）

⑥の相談に対する回答が薬剤師により行われたのは、89.5%（376件）であった。

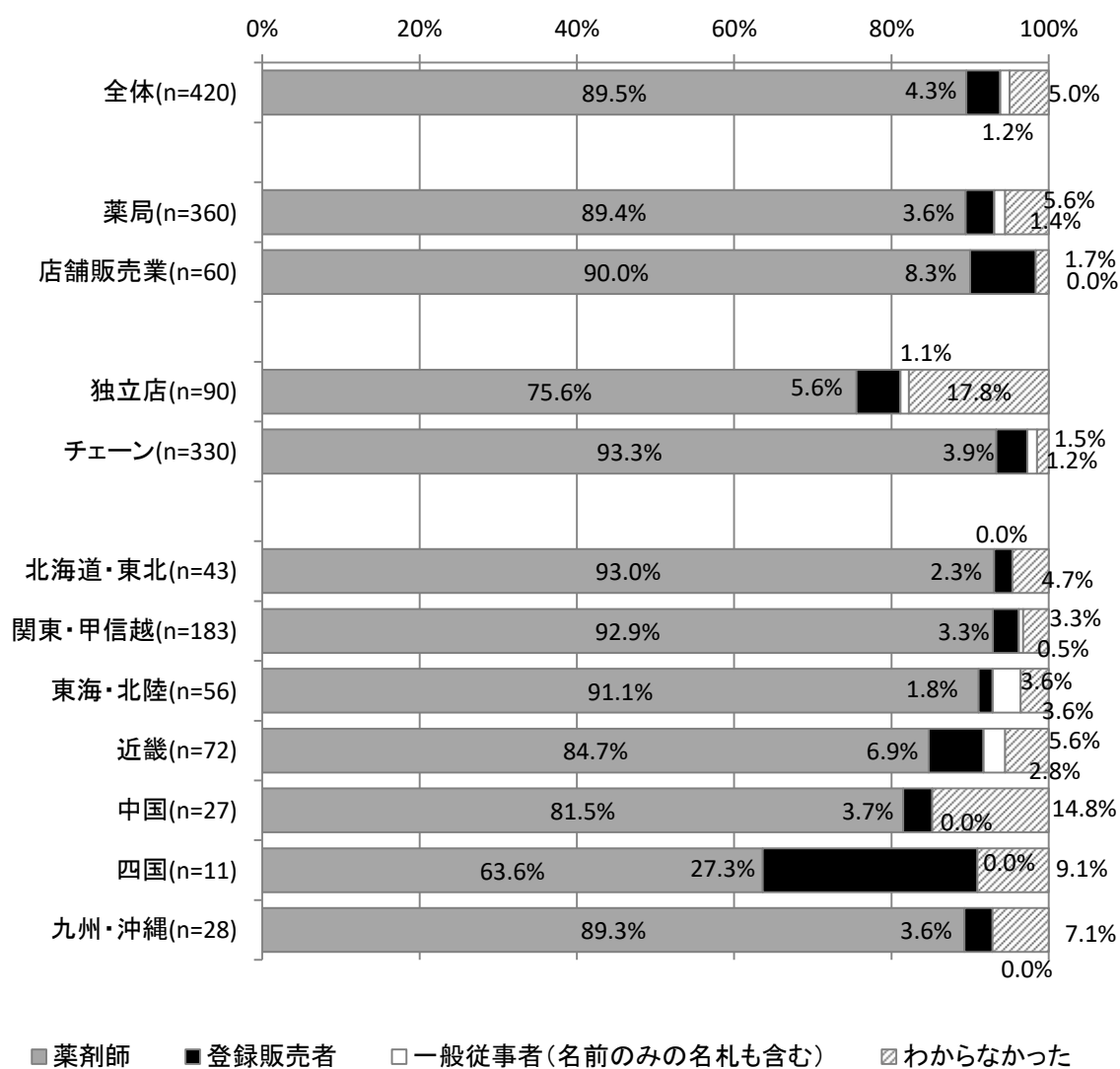
【業態別】

「回答者が薬剤師であった」のは、薬局で89.4%、店舗販売業で90.0%であった。

【経営形態別】

「回答者が薬剤師であった」のは、独立店で75.6%、チェーン店で93.3%であった。

図表Ⅱ-20 相談に対応した者の資格



（６） 第２類医薬品等を販売する際の対応状況

① 相談への対応状況（図表Ⅱ-21）

第２類医薬品等の調査店舗において相談を行った（657 件）ところ、「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、99.2%（652 件）であった。

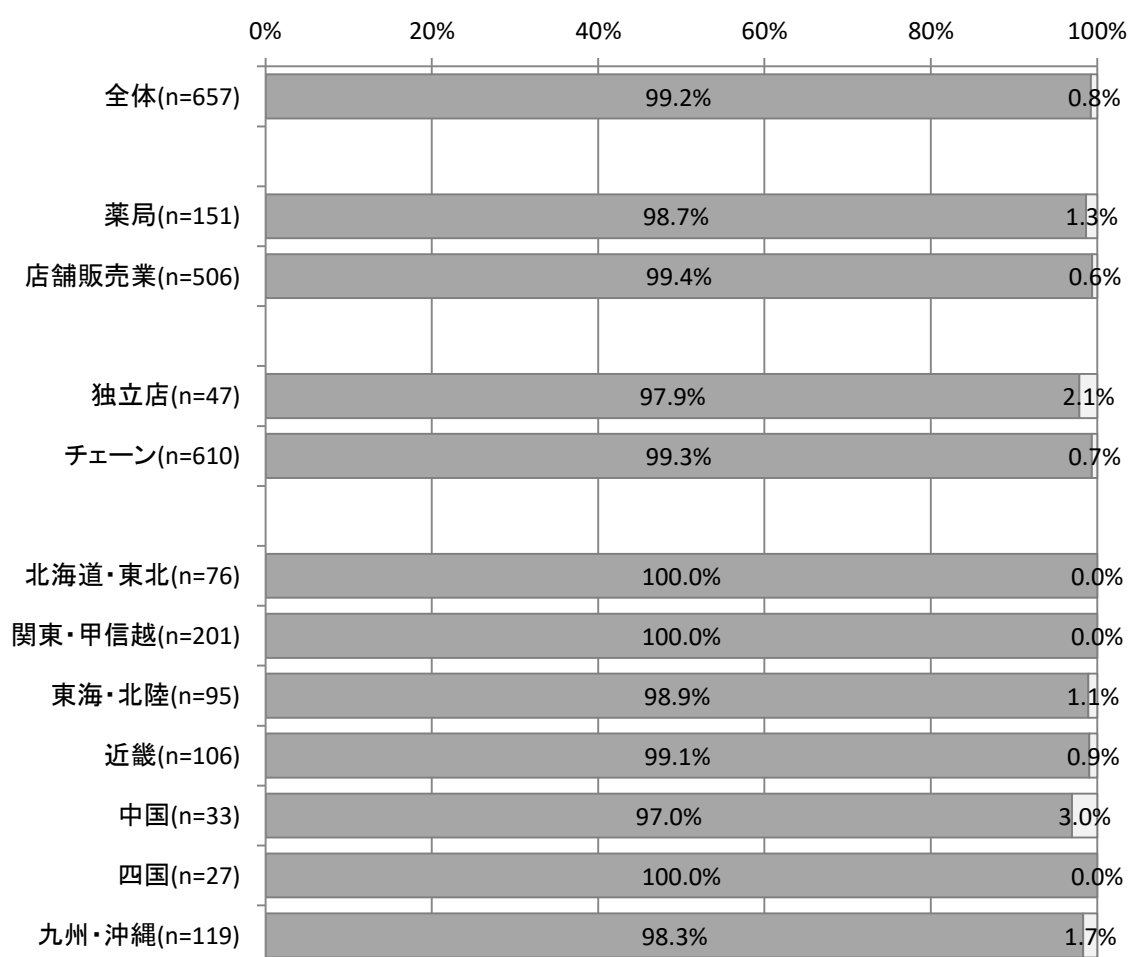
【業態別】

「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、薬局で 98.7%、店舗販売業で 99.4% であった。

【経営形態別】

「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、独立店で 97.9%、チェーン店で 99.3% であった。

図表Ⅱ-21 相談への対応状況



■ 相談内容に関して、適切な回答があった □ 相談内容に関して、適切な回答がなかった

② 相談に対応した者の資格（図表Ⅱ-22）

① の相談に対する回答が薬剤師または登録販売者により行われたのは、94.5%（621件）であった。

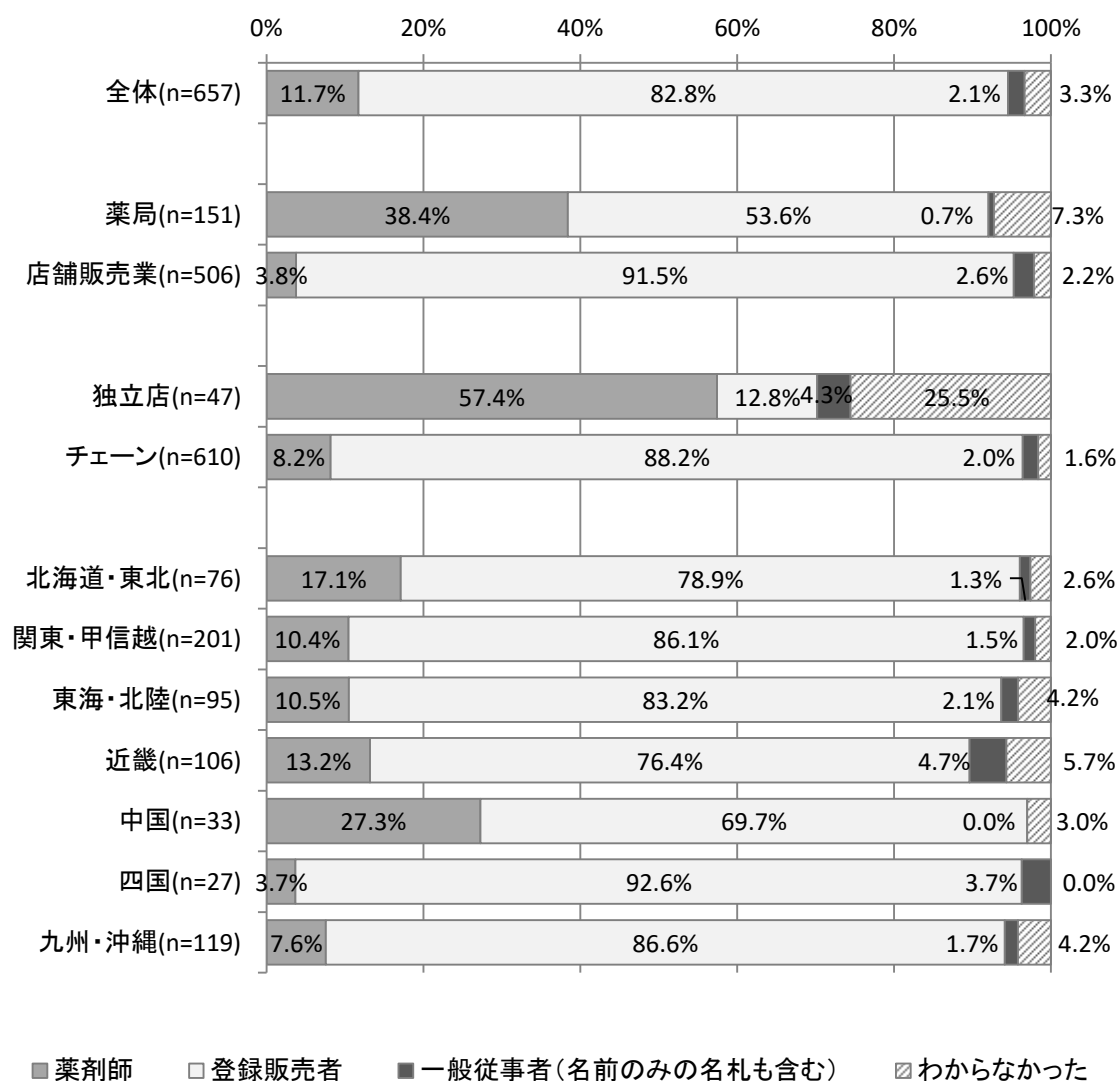
【業態別】

「回答者が薬剤師または登録販売者であった」のは、薬局で 92.0%、店舗販売業で 95.3%であった。

【経営形態別】

「回答者が薬剤師または登録販売者であった」のは、独立店で 70.2%、チェーン店で 96.4%であった。

図表Ⅱ-22 相談に対応した者の資格



③ 指定第2類医薬品に関する注意喚起の状況（図表Ⅱ-23）

指定第2類医薬品の調査店舗（844件）のうち、「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨の注意喚起が行われていることを認識出来たのは、85.4%（721件）であった。

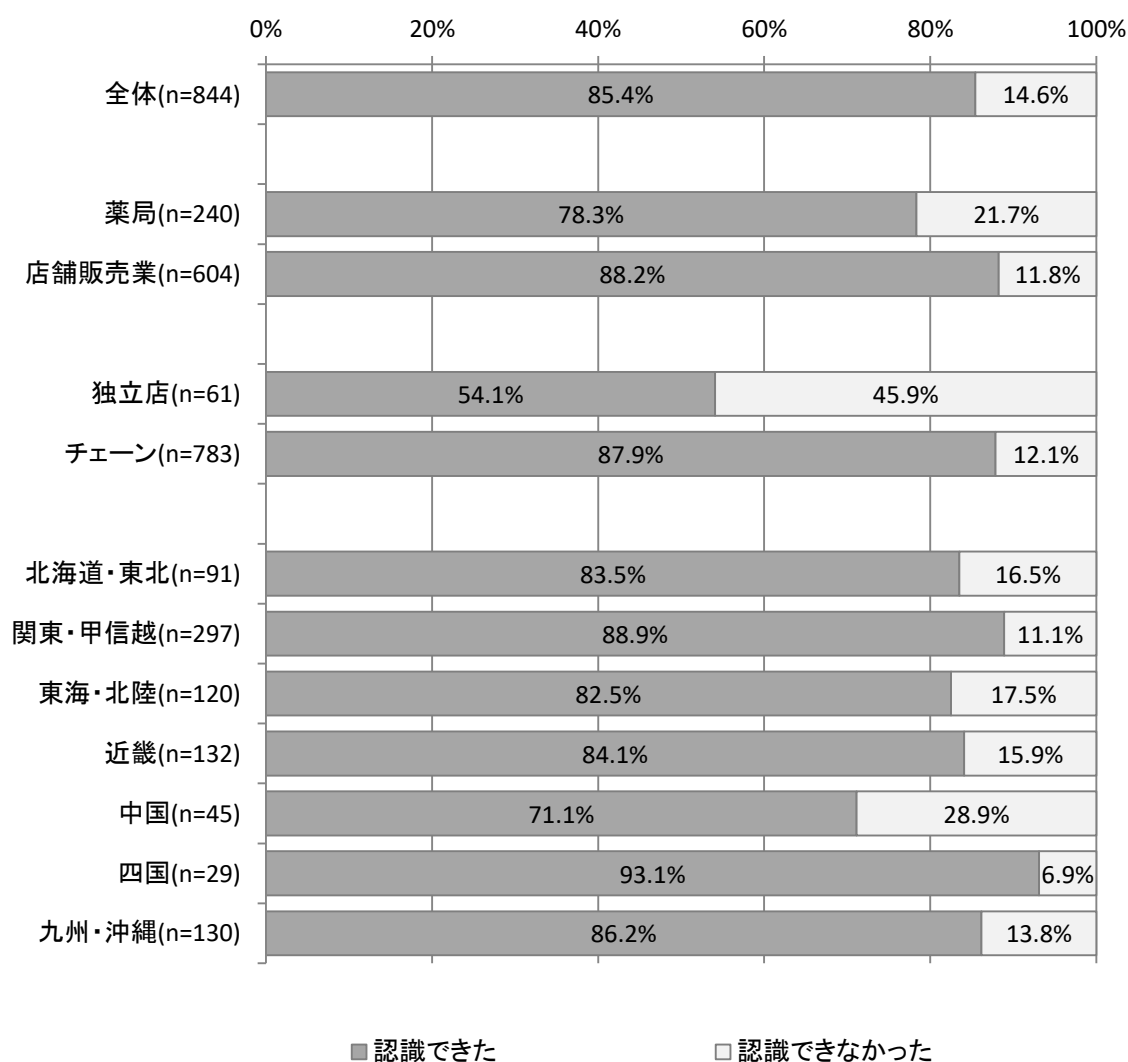
【業態別】

「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨の注意喚起が行われていることを認識出来たのは、薬局で78.3%、店舗販売業で88.2%であった。

【経営形態別】

「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨の注意喚起が行われていることを認識出来たのは、独立店で54.1%、チェーン店で87.9%であった。

図表Ⅱ-23 指定第2類医薬品に関する注意喚起の状況



④ 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応
(図表Ⅱ-24)

濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入しようとした(809件)ところ、13.2%(107件)において質問等されずに購入できた。

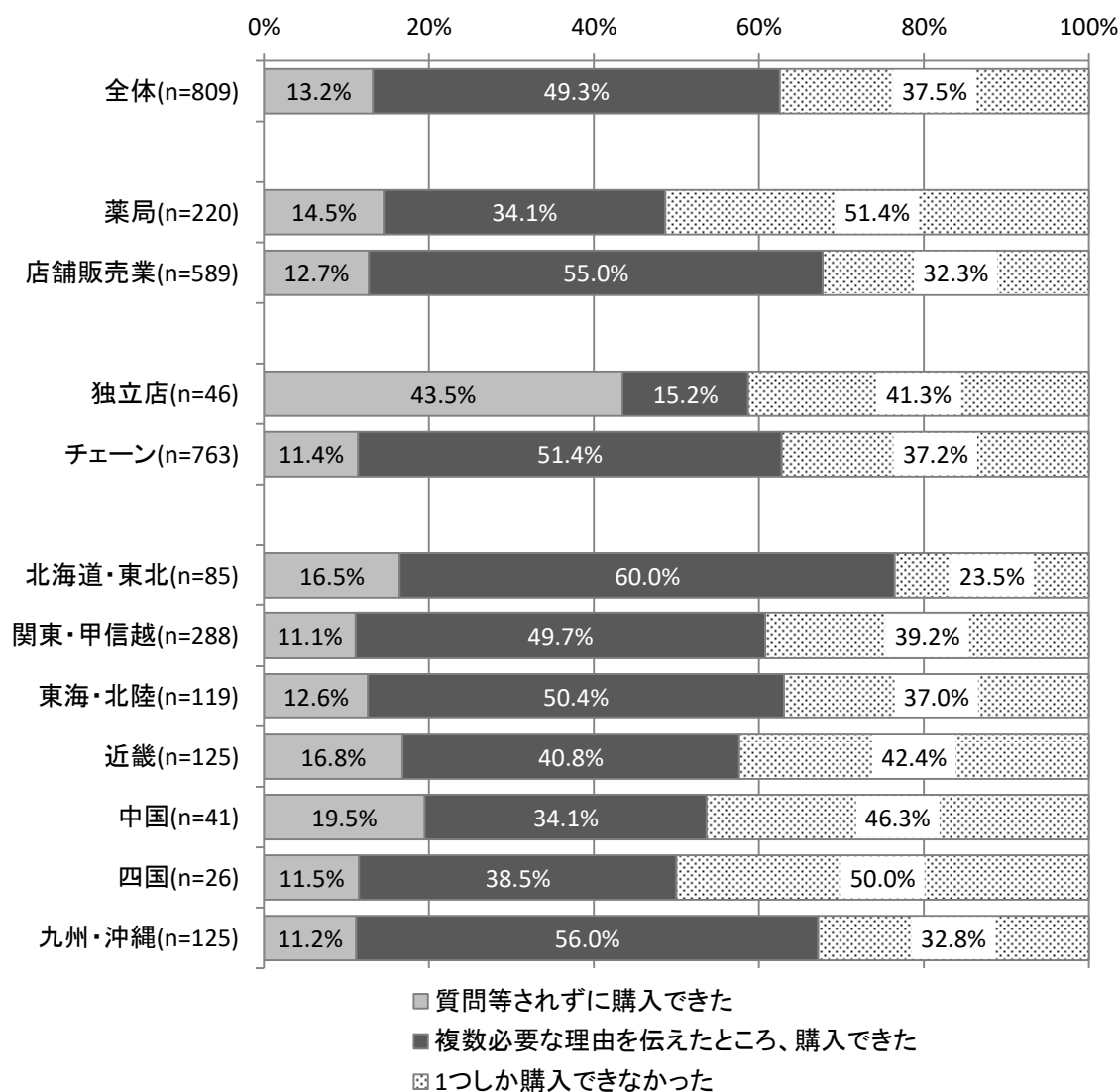
【業態別】

「質問等されずに購入できた」のは、薬局で14.5%、店舗販売業で12.7%であった。

【経営形態別】

「質問等されずに購入できた」のは、独立店で43.5%、チェーン店で11.4%であった。

図表Ⅱ-24 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応



※集計対象医薬品は下記の成分が入っているものに限る

エフェドリン／コデイン／ジヒドロコデイン／ブロムワレリル尿素／プソイドエフェドリン／メチルエフェドリン

⑤ 購入時に対応した者の資格（図表Ⅱ-25、Ⅱ-26）

第2類医薬品等の調査店舗において購入前に使用方法等の相談を行わなかった調査店舗（187件）のうち、レジで対応した者が薬剤師または登録販売者であったのは、80.3%（150件）であった。また、調査店舗において、医薬品を購入しようとした時の対応は図表Ⅱ-26のとおりであった。

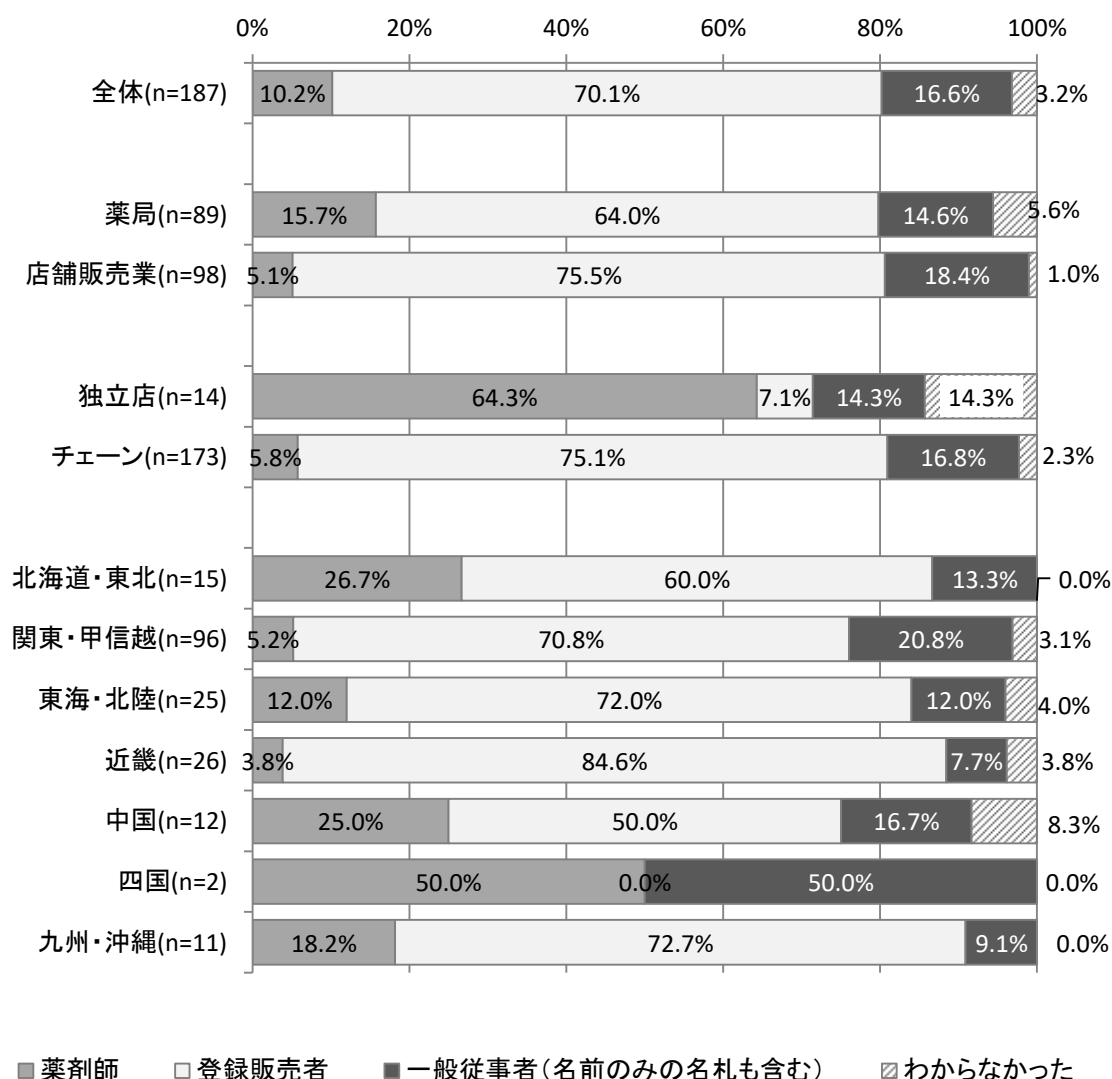
【業態別】

「販売者が薬剤師または登録販売者であった」のは、薬局で79.7%、店舗販売業で80.6%であった。

【経営形態別】

「販売者が薬剤師または登録販売者であった」のは、独立店で71.4%、チェーン店で80.9%であった。

図表Ⅱ-25 購入時に対応した者の資格



図表Ⅱ-26 購入しようとした際の対応

	薬剤師・登録販売者がレジ対応をした	主なレジ対応は薬剤師・登録販売者以外、情報提供や相談は薬剤師・登録販売者が行った	医薬品購入前に薬剤師・登録販売者から声をかけられた	レジで薬剤師または登録販売者に相談してから会計をするよう言われた	薬剤師・登録販売者の説明が必要か聞かれ「必要ない」と答えるとそのまま売ってくれた	質問等されずに医薬品を購入できた	その他
全体(n=187)	80.2%	12.3%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%	0.0%
薬局(n=89)	79.8%	10.1%	0.0%	0.0%	0.0%	10.1%	0.0%
店舗販売業(n=98)	80.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	0.0%
独立店(n=14)	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%
チェーン(n=173)	80.9%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%
北海道・東北(n=15)	86.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
関東・甲信越(n=96)	76.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%
東海・北陸(n=25)	84.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%	0.0%
近畿(n=26)	88.5%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
中国(n=12)	75.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
四国(n=2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
九州・沖縄(n=11)	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※表中の「薬剤師・登録販売者がレジ対応をした」割合について、端数の処理の関係で図表Ⅱ-25の対応者の資格が「薬剤師」であった割合と「登録販売者」であった割合との和と一致しない可能性がある。

Ⅲ. 薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット）における販売状況調査結果

（１） 要指導医薬品、一般用医薬品の取扱い状況

① 販売されていた医薬品の組み合わせごとの割合（図表Ⅲ-1）

図表Ⅲ-1 販売されていた医薬品の組み合わせごとの割合

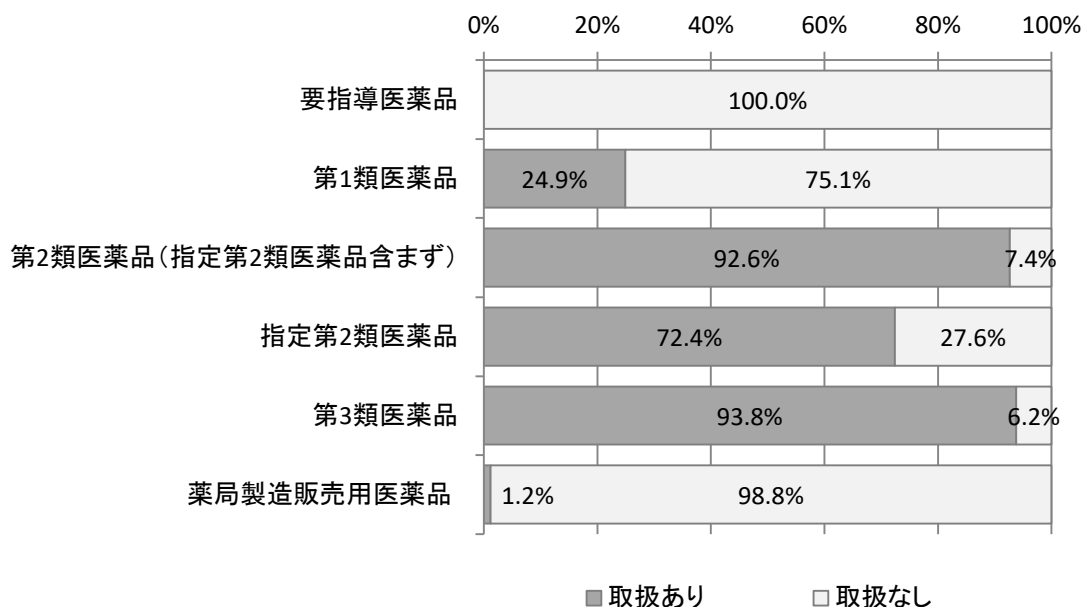
	件数(件)	構成比(%)
第1類医薬品, 指定第2類医薬品, 第2類医薬品, 第3類医薬品, 薬局製造販売用医薬品	1	0.4%
第1類医薬品, 指定第2類医薬品, 第2類医薬品, 第3類医薬品	58	22.6%
第1類医薬品, 指定第2類医薬品, 第2類医薬品	1	0.4%
第1類医薬品, 薬局製造販売用医薬品	0	0.0%
第1類医薬品	4	1.6%
指定第2類医薬品, 第2類医薬品, 第3類医薬品, 薬局製造販売用医薬品	1	0.4%
指定第2類医薬品, 第2類医薬品, 第3類医薬品	121	47.1%
指定第2類医薬品, 第2類医薬品	1	0.4%
指定第2類医薬品, 第3類医薬品	0	0.0%
指定第2類医薬品	3	1.2%
第2類医薬品, 第3類医薬品, 薬局製造販売用医薬品	1	0.4%
第2類医薬品, 第3類医薬品	47	18.3%
第2類医薬品	7	2.7%
第3類医薬品	12	4.7%
合計	257	100.0%

② 医薬品区分ごとの取扱い状況（図表Ⅲ-2）

調査対象 257 件のウェブサイトにおいて、要指導医薬品の取扱いはなく、第 1 類医薬品の「取扱あり」は 24.9%（64 件）、第 2 類医薬品（指定第 2 類医薬品は除く）の「取扱あり」は 92.6%（238 件）、指定第 2 類医薬品の「取扱あり」は 72.4%（186 件）、第 3 類医薬品の「取扱あり」は 93.8%（241 件）、薬局製造販売用医薬品の「取扱あり」は 1.2%（3 件）であった。

図表Ⅲ-2 医薬品区分ごとの取扱い状況

	取扱あり		取扱なし	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
要指導医薬品	0	0.0%	257	100.0%
第1類医薬品	64	24.9%	193	75.1%
第2類医薬品(指定第2類医薬品含まず)	238	92.6%	19	7.4%
指定第2類医薬品	186	72.4%	71	27.6%
第3類医薬品	241	93.8%	16	6.2%
薬局製造販売用医薬品	3	1.2%	254	98.8%

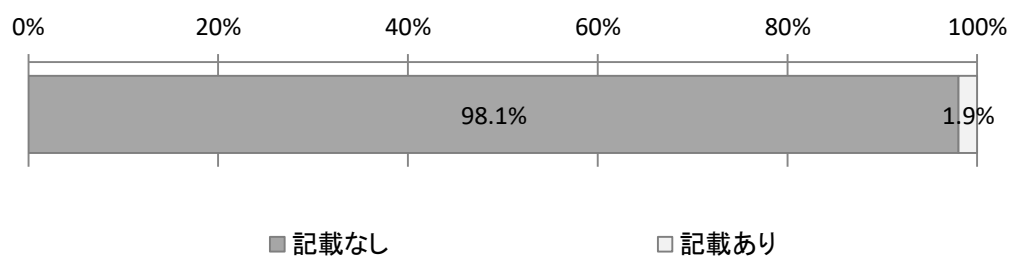


（２）ウェブサイトへの記載状況

① 口コミや使用感など書込みの記載の状況（図表Ⅲ-3）

図表Ⅲ-3 口コミや使用感など書込みの記載の状況

	記載なし		記載あり	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
購入者による商品の口コミや使用感など書込みの記載 (店舗に対する評価や口コミを除く)	252	98.1%	5	1.9%

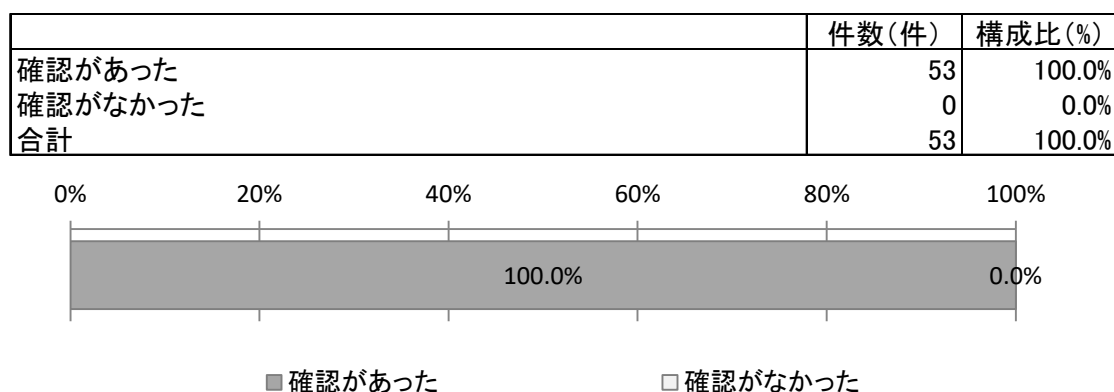


（３）第１類医薬品を販売する際の対応状況

① 使用者の状況についての確認の有無（図表Ⅲ-4）

第１類医薬品を注文した 53 件のウェブサイトのうち、情報提供前に第１類医薬品を使用しようとする者の状況等について販売者から確認があったのは 100.0%（53 件）のウェブサイトであった。

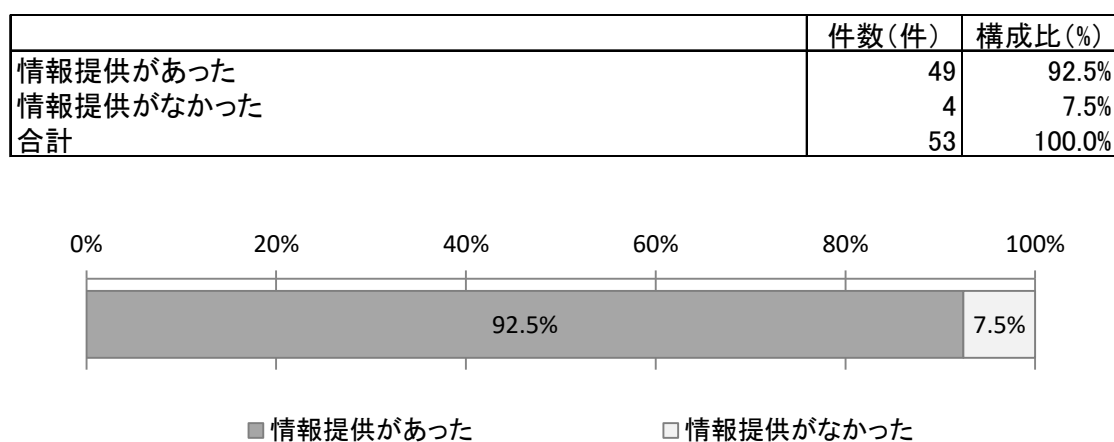
図表Ⅲ-4 使用者の状況についての確認の有無



② 情報提供の有無（図表Ⅲ-5）

第１類医薬品を注文した 53 件のウェブサイトのうち、情報提供があったのは 92.5%（49 件）であった。

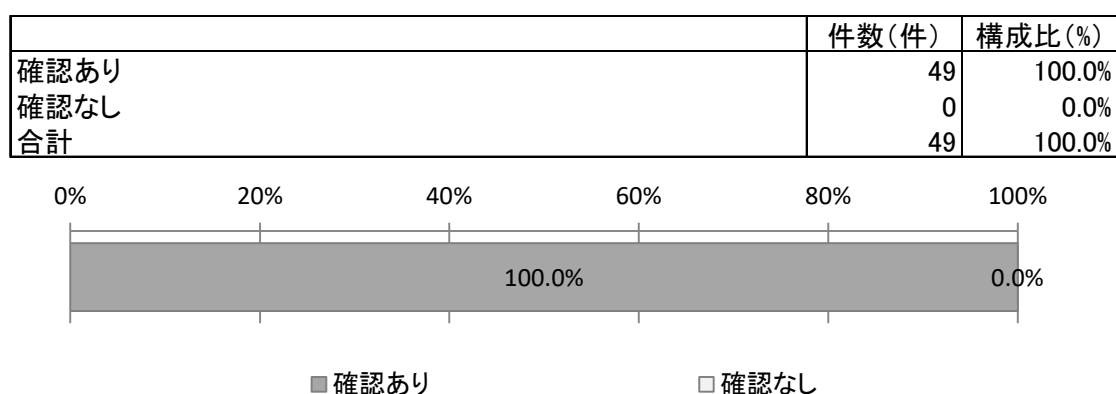
図表Ⅲ-5 情報提供の有無



③ 情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況（図表Ⅲ-6）

②の情報提供があったウェブサイト（49 件）のうち、「内容を理解したかどうか」、「再質問の有無」の確認があったのは 100.0%（49 件）であった。

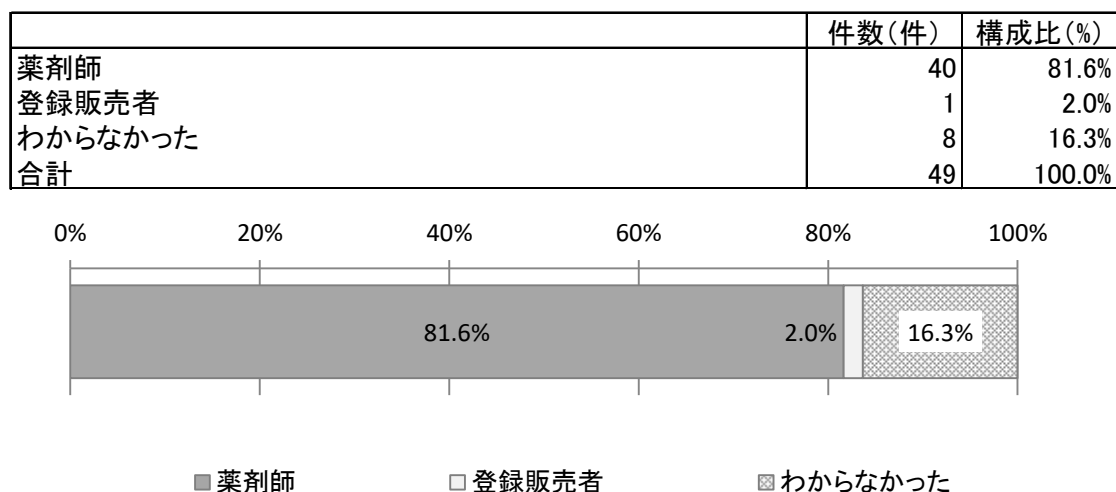
図表Ⅲ-6 情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況



④ 情報提供を行った者の資格（図表Ⅲ-7）

情報提供が薬剤師により行われたのは 81.6%（40 件）であった。

図表Ⅲ-7 情報提供を行った者の資格

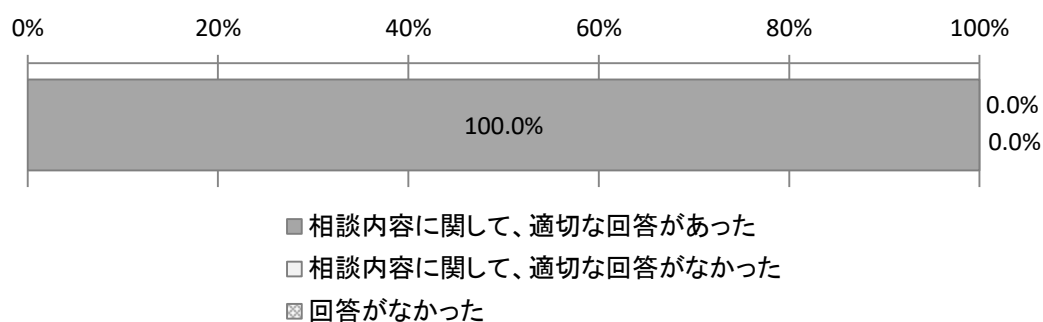


⑤ 相談への対応状況（図表Ⅲ-8）

第1類医薬品を注文した販売サイトにおいて相談を行った（51件）ところ、「相談内容に関して、適切な回答があった」のは、100.0%（51件）であった。

図表Ⅲ-8 相談への対応状況

	件数(件)	構成比(%)
相談内容に関して、適切な回答があった	51	100.0%
相談内容に関して、適切な回答がなかった	0	0.0%
回答がなかった	0	0.0%
合計	51	100.0%

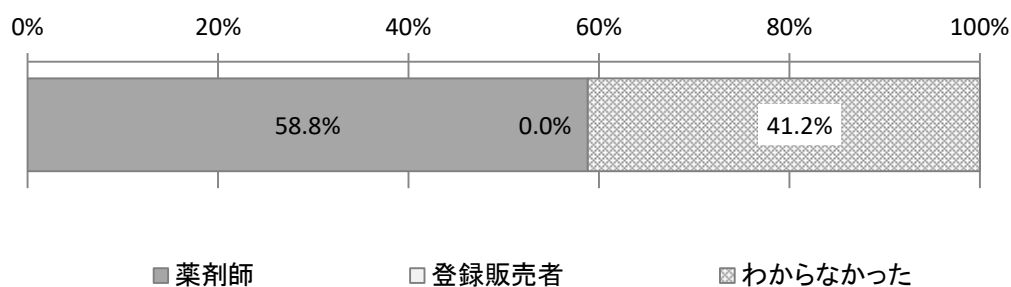


⑥ 相談に対応した者の資格（図表Ⅲ-9）

⑤の相談に対する回答が薬剤師により行われたのは、58.8%（30件）であった。

図表Ⅲ-9 相談に対応した者の資格

	件数(件)	構成比(%)
薬剤師	30	58.8%
登録販売者	0	0.0%
わからなかった	21	41.2%
合計	51	100.0%



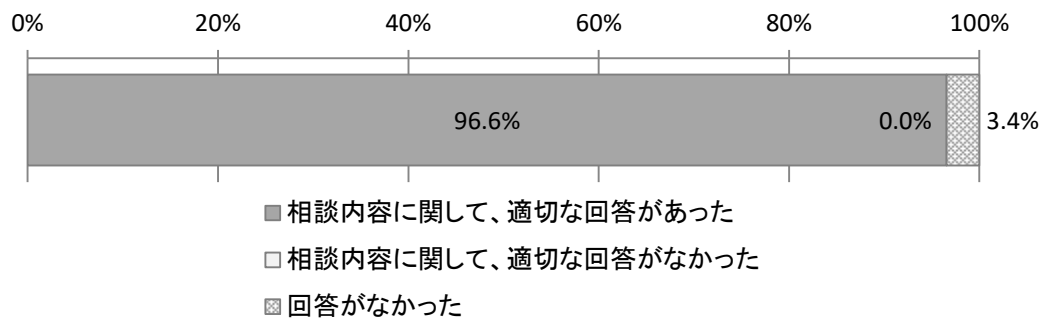
（４）第２類医薬品等を販売する際の対応状況

① 相談への対応状況（図表Ⅲ-10）

第２類医薬品等を注文した 204 件の販売サイトにおいて相談を行った（204 件）ところ、「相談に関して、適切な回答があった」のは、96.6%（197 件）であった。

図表Ⅲ-10 相談への対応状況

	件数(件)	構成比(%)
相談内容に関して、適切な回答があった	197	96.6%
相談内容に関して、適切な回答がなかった	0	0.0%
回答がなかった	7	3.4%
合計	204	100.0%

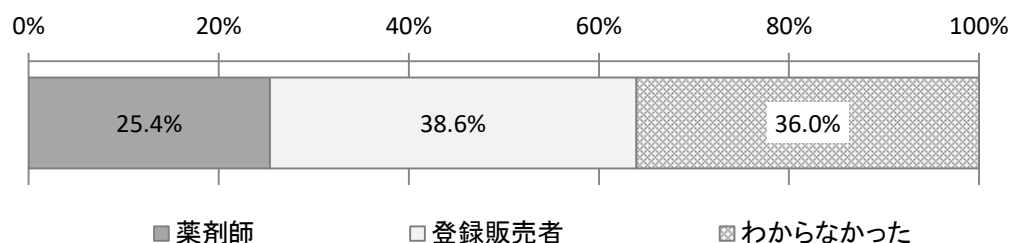


② 相談に対する回答を行った者の資格（図表Ⅲ-11）

- ① の相談に対する回答が薬剤師または登録販売者により行われたのは 64.0%（126 件）であった。

図表Ⅲ-11 相談に対する回答を行った者の資格

	件数(件)	構成比(%)
薬剤師	50	25.4%
登録販売者	76	38.6%
わからなかった	71	36.0%
合計	197	100.0%

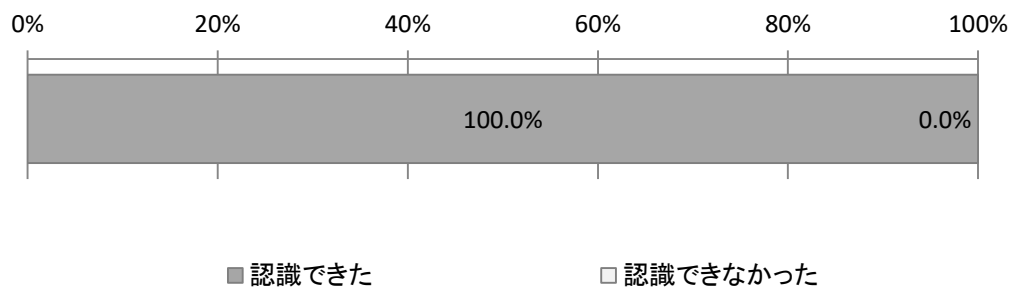


③ 指定第2類医薬品に関する注意喚起の状況（図表Ⅲ-12）

「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨の注意喚起が行われていることを認識出来たのは 100.0%（124 件）であった。

図表Ⅲ-12 指定第2類医薬品に関する注意喚起の状況

	件数(件)	構成比(%)
認識できた	124	100.0%
認識できなかった	0	0.0%
合計	124	100.0%

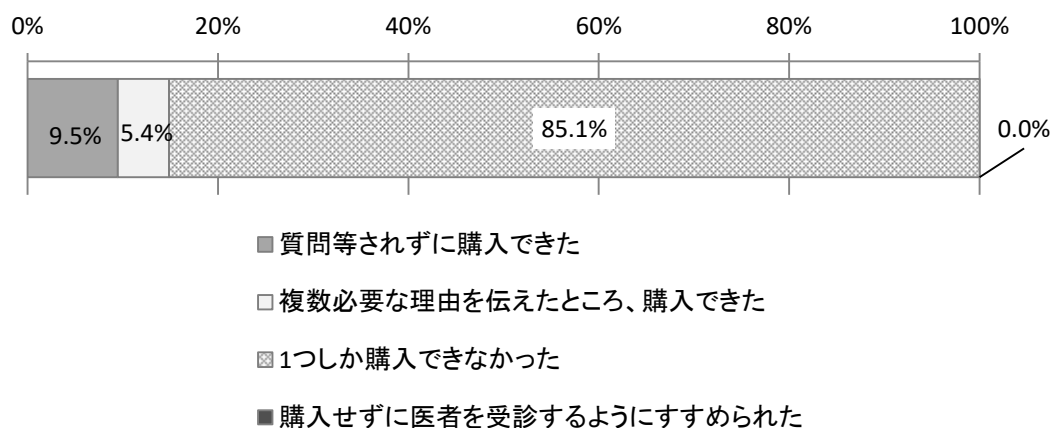


④ 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応
(図表Ⅲ-13)

濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入する旨を伝えた(74件)ところ、9.5%(7件)において質問等されずに購入できた。

図表Ⅲ-13 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応

	件数(件)	構成比(%)
質問等されずに購入できた	7	9.5%
複数必要な理由を伝えたところ、購入できた	4	5.4%
1つしか購入できなかった	63	85.1%
購入せずに医者を受診するようにすすめられた	0	0.0%
合計	74	100.0%



※集計対象医薬品は下記の成分が入っているものに限る

- ・エフェドリン
- ・プロモバレリル尿素
- ・コデイン
- ・プソイドエフェドリン
- ・ジヒドロコデイン
- ・メチルエフェドリン

資料編

調査票

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査・調査票

店舗の営業状況 調査状況			
訪問日: _____月_____日 入店時間: _____時_____分 退店時間: _____時_____分			
医薬品の購入に要した時間: _____分 ※相談してから会計が済むまで(購入できなかった場合は相談終了まで)に要した時間。相談せずに購入する場合はレジに持っていくから会計が済むまでの時間。			
店舗の状況 ★音声をONにして調査を開始すること★			
Q1	その店舗には調剤室が設置されていたか。(1つだけ選択) ☐ 調剤室があり、一般用医薬品の取扱いがある ☐ 調剤室があり、一般用医薬品の取扱いが無い ☐ 調剤室が無く、一般用医薬品の取扱いがある		
Q2	店舗の店員は、名札等から薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別ができましたか。(1つだけ選択) ☐ 全員の区別ができた ☐ 全員の区別ができなかった		
Q3	店舗内にリスク分類の定義・解説の掲示はありましたか。(1つだけ選択) ☐ 掲示を確認できた ☐ 掲示を確認できたが見えにくかった ☐ 掲示を確認できなかった		
Q4	要指導医薬品・第1類医薬品の情報提供及び相談に関する定義・解説の掲示はありましたか。(1つだけ選択) ☐ 掲示を確認できた ☐ 掲示を確認できたが見えにくかった ☐ 掲示を確認できなかった		
Q5	店舗内では要指導医薬品と第1類医薬品はどのように陳列されていましたか。(各1つだけ選択) ☐ リスク別に陳列されていた ☐ リスク別に陳列されていなかった ☐ よく確認できなかった ☐ 取扱なし		
Q6	店舗内では第2類医薬品と第3類医薬品はどのように陳列されていましたか。(各1つだけ選択) ☐ リスク別に陳列されていた ☐ リスク別に陳列されていなかった ☐ よく確認できなかった ☐ 取扱なし		
ここからは、指示のあった医薬品、またはQ5、Q6の回答状況に応じて回答をしてください。			
購入しようとした医薬品について【要指導医薬品】			
Q7	【指示：要指導医薬品】 購入しようとした医薬品は何でしたか。(1つだけ選択) ☐ コルゲンコーワLX錠(興和) ☐ ロキソニン総合かぜ薬(第一三共ヘルスケア) ☐ バリエットS(エーザイ) ☐ バプロロンLX錠(大正製薬) ☐ タケブロンS(アリナミン製薬) ☐ 上記の薬は売っていなかった → Q9(指定第2類医薬品)を回答		
購入しようとした医薬品について【第1類医薬品】			
Q8	【第1類医薬品】 購入しようとした第1類医薬品の商品は何でしたか。(1つだけ選択) ☐ ロキソニンS(第一三共ヘルスケア) ☐ ガスター10錠(第一三共ヘルスケア) ☐ ロキソニンSプラス(第一三共ヘルスケア) ☐ ガスター10散(第一三共ヘルスケア) ☐ ロキソニンSプレミアム(第一三共ヘルスケア) ☐ ガスター10S錠(第一三共ヘルスケア) ☐ ロキソニンSクイック(第一三共ヘルスケア) ☐ ガスター10リパースコントロールース速効錠(第一三共ヘルスケア) ☐ ロキソニンSプレミアムファイン(第一三共ヘルスケア) ☐ ガスター10リパースコントロールース散(第一三共ヘルスケア) ☐ ナロンロキシー(大正製薬) ☐ コルゲンコーワ鎮痛解熱LXα(興和) ☐ その他(商品名・メーカー名: _____) ☐ ロキソプロフェン錠「クニヒロ」(皇漢堂製薬) → (Q11へ) ☐ 第1類医薬品はなかった → (Q9へ) ※以降は、指定第2類医薬品を調査		
購入しようとした医薬品について【指定第2類医薬品】			
Q9	【指定第2類医薬品】 購入しようとした医薬品(薬用等のおそれのある医薬品)の商品は何でしたか。(複数選択) ☐ 新ルル-A錠s(第一三共ヘルスケア) ☐ アストフィリンS(エーザイ) ☐ 新ルルAゴールドs(第一三共ヘルスケア) ☐ 新トニン咳止め液(佐藤製薬) ☐ ルルAアタックEXプレミアム(第一三共ヘルスケア) ☐ 新ブロン液エース(エスエス製薬) ☐ ルルAアタックEX(第一三共ヘルスケア) ☐ エスエスブロン錠(エスエス製薬) ☐ バプロンゴールドA錠(大正製薬) ☐ ナロン錠(大正製薬) ☐ バプロンゴールドA微粒(大正製薬) ☐ ナロン顆粒(大正製薬) ☐ バプロンSゴールドW錠(大正製薬) ☐ ナロンエースT(大正製薬) ☐ ペンザブロックS錠(アリナミン製薬) ☐ バプロン鼻炎カプセルSα24カプセル(大正製薬) ☐ ペンザブロックL錠(アリナミン製薬) ☐ その他(商品名: _____) → 【指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品相談あり】(Q20へ) → 【指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品相談なし】(Q23へ)		
Q10	【指定第2類医薬品】 その他の商品のリスク区分はですか。 ☐ 指定第2類医薬品 → 【指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品相談あり】(Q20へ) ☐ 第2類医薬品 → 【指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品相談なし】(Q23へ) ☐ 第3類医薬品		

購入の意思を伝えた際の「情報提供」について回答してください。	
Q11	【要指導・第1類医薬品】 購入の意思を伝えた際、情報提供前（時）に使用者について確認のあった内容はどれでしたか。（複数選択） ☐ 年齢 ☐ 症状、医療機関の受診の有無、診断内容 ☐ 妊娠の有無、妊娠週数 ☐ 調剤された薬剤又は医薬品の副作用の経験やその内容 ☐ 他店での購入状況 ☐ 確認はなかった ☐ 他の薬剤・医薬品の使用状況 ☐ 現在かかっている疾病名 ☐ 授乳の有無 ☐ 当該医薬品の購入・使用の経験 ☐ その他（ ）
Q12	【要指導医薬品のみ】 購入の意思を伝えた際、誰が使用するかの確認がありましたか。（1つだけ選択） ☐ 購入者（調査者）本人又は同行者であることの確認があった ☐ 確認はなかった
Q13	【要指導・第1類医薬品】 情報提供等ありましたか。（1つだけ選択） ☐ 情報提供等があった → (Q14へ) ☐ 情報提供等がなかった → (Q18へ)
Q14	【要指導・第1類医薬品】 （情報提供）の対応者の区分は何でしたか。（1つだけ選択） ☐ 薬剤師 ☐ 登録販売者 ☐ 上記以外の一般従事者（名前のみの名札も含む） ☐ 名札をしておらず、わからなかった
Q15	【要指導・第1類医薬品】 情報提供等された内容は何か。（複数選択） ☐ 名称 ☐ 用法・用量 ☐ 使用上の注意（してはいけないこと等） ☐ 副作用時の症状及び対応 ☐ 薬を貰わずに病院に行くべきであること ☐ 有効成分の名称・分量 ☐ 効果・効能 ☐ 併用を避けるべき医薬品 ☐ 他の医薬品を貰うべきであること
Q16	【要指導・第1類医薬品】 （情報提供された内容）はどのように情報提供等が行われましたか。（1つだけ選択） ☐ 文書を用いて情報提供があった ☐ 外箱の表示を用いて情報提供があった ☐ 文書を渡されたが、詳細な情報提供はなかった ☐ タブレット端末などの電子機器を用いて情報提供があった ☐ 口頭でのみ情報提供があった
Q17	【要指導・第1類医薬品】 情報提供等がされた後、理解したかどうか等の確認はありましたか。（1つだけ選択） ☐ 理解したかどうかの確認があった ☐ 質問の有無の確認があった ☐ 理解したかどうか及び質問の有無の確認があった ☐ 確認はなかった
ここからは、ご自身が「相談をした」時のことを回答してください。	
※必ず購入しようとする医薬品について相談をすること※	
Q18	【要指導・第1類医薬品】 情報提供後、相談を行った時に適切な回答はありましたか。（1つだけ選択） ☐ 相談内容に関して、適切な回答があった ☐ 相談内容に関して、適切な回答がなかった ☐ 情報提供が十分だったので、相談はしなかった → (Q28へ)
Q19	【要指導・第1類医薬品】 （こちらから相談をした時）の回答者の区分は何でしたか。（1つだけ選択） ☐ 薬剤師 ☐ 登録販売者 ☐ 上記以外の一般従事者（名前のみの名札も含む） ☐ 名札をしておらず、わからなかった ☐ 名札がよく見えなかった → (Q28へ)

ここからは、【指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品相販あり】で調査する場合に回答してください。 ※（要指導薬・第1類医薬品）の取り扱いがなく、【指定第2類医薬品】を調査する場合も、相販は行ってください。	
※【指定第2類医薬品相販なし】で調査をする場合は、Q23へ	
Q20	【指定第2類医薬品】 購入しようとした薬について、してはいけないこと（禁忌）を確認すること、薬剤師・登録販売者に相談することを認識できましたか。（1つだけ選択） （指定第2類のみ） ☐ ポップ表示等で認識でき、薬剤師・登録販売者より説明／確認があった ☐ ポップ表示等でのみ認識できた ☐ ポップ表示等はなかったが、薬剤師・登録販売者による説明／確認があった ☐ 認識できなかった
Q21	【指定第2類医薬品】 相談を行った時に適切な回答はありましたか。（1つだけ選択） ☐ 相談内容に関して、適切な回答があった ☐ 相談内容に関して、適切な回答がなかった ☐ 回答がなかった → (Q22へ)
Q22	【指定第2類医薬品】 相談した薬に対応してくれた方の区分は何でしたか。（1つだけ選択） ☐ 薬剤師 ☐ 登録販売者 ☐ 上記以外の一般従事者（名前のみの名札も含む） ☐ 名札をしておらず、わからなかった → (Q26へ)
ここからは【指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品相販無し】で調査する場合に回答してください。	
Q23	【指定第2類医薬品】 購入しようとした薬について、してはいけないこと（禁忌）を確認すること、薬剤師・登録販売者に相談することを認識できましたか。（1つだけ選択） （指定第2類のみ） ☐ ポップ表示等で認識でき、薬剤師・登録販売者より説明／確認があった ☐ ポップ表示等でのみ認識できた ☐ ポップ表示等はなかったが、薬剤師・登録販売者による説明／確認があった ☐ 認識できなかった
Q24	【指定第2類医薬品】 購入しようとした薬に対応してくれた方の区分は何でしたか。（1つだけ選択） ☐ 薬剤師 ☐ 登録販売者 ☐ 上記以外の一般従事者（名前のみの名札も含む） ☐ 名札をしておらず、わからなかった
Q25	【指定第2類医薬品】 購入しようとした薬のどのような対応がされましたか。 ☐ 薬剤師・登録販売者がレジ対応をした（Q26で薬剤師・登録販売者を選択した場合に選択） ☐ （薬剤師・登録販売者がレジ対応していた場合のうち、）薬剤師・登録販売者からレジで情報提供された。 Q24で「上記以外の一般従事者（名前のみの名札も含む）」又は「名札をしておらず、わからなかった」を選択した場合には以下から選択ください ☐ 主にレジの対応を行ったのは薬剤師・登録販売者ではないが、情報提供や相談を薬剤師・登録販売者が行った。 ☐ 医薬品購入前に薬剤師・登録販売者から声をかけられた。 ☐ 薬剤師または登録販売者に相談してから会計をするよう言われた ☐ 薬剤師・登録販売者の説明が必要か聞かれ「必要ない」と言えるとそのまま売ってくれた。 ☐ 質問等されずに医薬品を購入できた。 ☐ その他（ ）
ここからは複数個購入への対応について回答してください。【指定第2類医薬品】	
※事前に指定されたご自身の症状によって購入する数量が異なります※ ■2個購入する場合… ・種から商品を2個取ってレジへ向かってください ・医薬品が取れない場合は対応者へ2個購入したいと伝えてください	
Q26	【指定第2類医薬品】 複数個購入しようとした場合、どのような対応がされましたか。（1つだけ選択） ☐ 質問等されずに同じ医薬品を複数個購入可能だった ☐ 複数個購入が必要な理由を伝えたところ、同じ医薬品を複数個購入可能だった ☐ 1つしか購入できなかった（複数個の購入は不可能だった） ☐ 購入できなかった ☐ 購入はできず、医者を受診するようにすすめられた ☐ 指定第2類医薬品の再掲薬購入のため1つだけ購入した ☐ 第2類医薬品、第3類医薬品を購入したので、1つだけ購入した ☐ その他（ ）
Q27	【指定第2類医薬品】 対応者から他店での購入状況について確認がされましたか。 ☐ 確認があった ☐ 確認がなかった
これ以降は「購入した医薬品」について回答してください。	
Q28	【全員】 商品を購入しましたか。 ☐ 購入した → (Q29へ) ☐ 購入していない → (Q31へ)
Q29	【全員】 どの商品を購入しましたか。 【購入した場合】 ☐ 購入しようとした医薬品（Q7、Q8、Q9、Q10のいずれかで選択した医薬品）を購入した ☐ その他の医薬品（Q7、Q8、Q9、Q10のいずれかで選択した医薬品以外）を購入した（商品名： ）
Q30	【全員※Q32でその他医薬品選択者】 その他の商品のリスク区分は何ですか？ ☐ 要指導医薬品 ☐ 第1類医薬品 ☐ 指定第2類医薬品 ☐ 第2類医薬品 ☐ 第3類医薬品
Q31	【全員】 購入していない場合の理由は何ですか？ ☐ 医者を受診するようにすすめられた ☐ 薬を飲まず様子を見るようすすめられた ☐ その他の理由（具体的に： ）

（２）薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット）における販売状況調査・調査票

調査日: _____月_____日	調査時間: _____時_____分
販売サイト名:	販売サイトNO:
この店舗は調査可能ですか？	
☐ 調査できる	
☐ 調査できない	

購入サイトの状況	
Q1 購入サイトには、以下の掲載がありましたか。（いくつでも）	
店舗の管理・運営に関すること	
SQ1	☐ 許可の区分（ 薬局 ・ 店舗販売業 ）
SQ2	☐ 許可番号
SQ3	☐ 店舗の名称（ ） ※実店舗の名称
SQ4	☐ 店舗の所在地（ ）
SQ5	☐ 店舗に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名
SQ6	☐ 店舗に勤務する薬剤師・登録販売者の担当薬類
SQ7	☐ 営業曜日（口日曜 口月曜 口火曜 口水曜 口木曜 口金曜 口土曜）
購入サイトの表示に関すること	
SQ8	☐ 購入者による商品の口コミや使用感など書込みの記載 （店舗に対する評価や口コミを除く）
Q2 以下のリスク区分のうち取扱いがあるものは何でしたか。（複数選択）	
☐ 第1類医薬品	
☐ 指定第2類医薬品	
☐ 第2類医薬品	
☐ 第3類医薬品	
☐ 薬局製造販売用医薬品	
Q3 閲覧や購入時に医薬品に関するレコメンドを行うことについての同意を求められましたか。（1つだけ選択）	
☐ 求められた	
☐ 求められなかった	
Q4 調査対象とした医薬品はどれですか。（1つだけ選択）	
☐ 第1類医薬品	→ (Q5へ)
☐ 指定第2類医薬品（※第1類医薬品がなく、適用等のある医薬品があった場合選択）	→ (Q19へ)
☐ 第2類医薬品、第3類医薬品	→ (Q19へ)

第1類医薬品の調査	
【第1類医薬品】	
Q5 注文した第1類医薬品の商品は何でしたか。（1つだけ選択）	
☐ ロキソニンS（第一三共ヘルスケア）	☐ ガスター10 錠剤（第一三共ヘルスケア）
☐ ロキソニンSプラス（第一三共ヘルスケア）	☐ ガスター10 散剤（第一三共ヘルスケア）
☐ ロキソニンSプレミアム（第一三共ヘルスケア）	☐ ガスター10 S錠（第一三共ヘルスケア）
☐ ロキソニンSクイック（第一三共ヘルスケア）	☐ ガスター10 リバースコントロールS 速溶錠（第一三共ヘルスケア）
☐ ロキソニンSプレミアムファイン（第一三共ヘルスケア）	☐ ガスター10 リバースコントロールS 散剤（第一三共ヘルスケア）
☐ オロンロキシ（大正製薬）	☐ コルゲンコーワ鎮痛解熱L X α（興和）
☐ その他（商品名・メーカー名： ）	☐ ロキソプロフェン錠「クニヒロ」（皇漢堂製薬）
☐ 第1類医薬品はなかった	→ (Q19へ) ※以降は、指定第2類医薬品として調査
【第1類医薬品】	
Q6 その他の商品のリスク区分は何ですか。	
☐ 第1類医薬品	
☐ 指定第2類医薬品	
☐ 第2類医薬品	
☐ 第3類医薬品	
【第1類医薬品】	
Q7 Q5の注文した日時を教えてください	
_____月 _____日	
【第1類医薬品】	
Q8 第1類医薬品を注文した際、使用者について確認のあった事項はどれですか。（複数選択）	
☐ 年齢	☐ 他の薬剤・医薬品の使用状況
☐ 症状、医療機関の受診の有無、診断内容	☐ 現在かかっている疾病名
☐ 妊娠の有無、妊娠週数	☐ 授乳の有無
☐ 摂取された薬剤又は医薬品の副作用の経験やその内容	☐ 当該医薬品の購入・使用の経験
☐ 他店での購入状況	☐ その他（ ）
☐ 確認はなかった	
【第1類医薬品】	
Q9 Q8の確認について教えてください。	
☐ 注文と連絡した画面で行われた	
☐ 注文後に行われた（確認の連絡がきた日時：_____月 _____日 _____時 _____分）	
【第1類医薬品】	
Q10 注文後、情報提供等ありましたか。（1つだけ選択）	
☐ 情報提供等があった	
☐ 情報提供等なかった → (Q18へ)	
【第1類医薬品】	
Q11 Q10（情報提供）があった日時を教えてください（※最初に連絡があった／返信があった日時）	
※受付した等の自動返信は除く	
_____月 _____日 _____時 _____分	
【第1類医薬品】	
Q12 Q10（情報提供）の情報提供者の区分は何でしたか。（1つだけ選択）	
☐ 薬剤師	
☐ 登録販売者	
☐ わからなかった	

【第1類医薬品】

Q13 Q10で情報提供等された内容は何ですか。（複数選択）

- | | |
|---|--|
| ☐ 名称 | ☐ 有効成分の名称・分量 |
| ☐ 用法・用量 | ☐ 効果・効能 |
| ☐ 使用上の注意（してはいけないこと等） | ☐ 併用を避けるべき医薬品 |
| ☐ 副作用時の症状及び対応 | ☐ 他の医薬品を貰うべきであること |
| ☐ 薬を貰わずに病院に行くべきであること | |
| ☐ その他（ ） | |

【第1類医薬品】

Q14 Q10で情報提供等された後、理解したかどうか等の確認がありましたか。（1つだけ選択）

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ 理解したかどうかの確認があった | ☐ 質問の有無の確認があった |
| ☐ 理解したかどうか及び質問の有無の確認があった | ☐ 確認はなかった |

【第1類医薬品】

Q15 情報提供（Q10～Q14）はどのような手段で行われましたか。（1つだけ選択）

- | | |
|---|---------------------------------|
| ☐ メール（ Q17へ ） | ☐ テレビ電話 |
| ☐ 電話 | ☐ その他（ ） |

【第1類医薬品】（情報提供がメール以外の手段の場合）

Q16 Q15がテレビ電話、電話、その他の場合、書面による情報提供はどのように行われましたか。（1つだけ選択）

- | |
|--|
| ☐ テレビ電話の画面に情報を映して |
| ☐ ホームページを参照しながら |
| ☐ FAX送信により |
| ☐ その他（ ） |
| ☐ 書面は示されなかった |

【第1類医薬品】

Q17 Q10の情報提供を受けた後、相談を行いましたか。（1つだけ選択）

- | | |
|--|------------------|
| ☐ 相談した（Q13の結果による質問を含む） | →（ Q26へ ） |
| ☐ 情報提供が十分だったので、相談はしなかった | →（ Q33へ ） |
| ☐ 問合せ先がわからず、相談できなかった | →（ Q33へ ） |

【第1類医薬品】（Q10で情報提供なし 回答）

Q18（Q10で情報提供等がなかった場合）購入しようとする医薬品について相談をしましたか。（1つだけ選択）

- | | |
|---|------------------|
| ☐ 相談した | →（ Q26へ ） |
| ☐ 問合せの先がわからず、相談できなかった | →（ Q33へ ） |
| ☐ 相談の間もなく購入となった（商品が到着した） | →（ Q33へ ） |

<第1類医薬品>がなく、<指定第2類（薬用等のおそれのある）医薬品>があった場合

【指定第2類医薬品】

Q19 注文した指定第2類医薬品の商品は何でしたか。（1つだけ選択）

- | | |
|--|---|
| ☐ 新ルルA錠s（第一三共ヘルスケア） | ☐ アストフィリンS（エーザイ） |
| ☐ 新ルルAゴールドs（第一三共ヘルスケア） | ☐ 新トニン咳止め液（佐藤製薬） |
| ☐ ルルAアタックEXプレミウム（第一三共ヘルスケア） | ☐ 新ブロン液エース（エスエス製薬） |
| ☐ ルルAアタックEX（第一三共ヘルスケア） | ☐ エスエスブロン錠（エスエス製薬） |
| ☐ パブロンゴールドA錠（大正製薬） | ☐ ナロン錠（大正製薬） |
| ☐ パブロンゴールドA微粒（大正製薬） | ☐ ナロン顆粒（大正製薬） |
| ☐ パブロンゴールドW錠（大正製薬） | ☐ ナロンエースT（大正製薬） |
| ☐ ペンザブロックS錠（アリナミン製薬） | ☐ パブロン鼻炎カプセルS α 24カプセル（大正製薬） |
| ☐ ペンザブロックL錠（アリナミン製薬） | |
| ☐ その他（商品名： ） | |

【指定第2類医薬品】

Q20 その他の商品のリスク区分は何ですか。

- | |
|-----------------------------------|
| ☐ 指定第2類医薬品 |
| ☐ 第2類医薬品 |
| ☐ 第3類医薬品 |

【指定第2類医薬品】

Q21 Q19の購入しようとした日時を教えてください

____月 ____日 ____時 ____分

【指定第2類医薬品】

Q22 購入しようとした薬について、してはいけないこと（禁忌）を確認すること、薬剤師・登録販売者に相談することを認識できましたか。（1つだけ選択）

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 表示により認識できた |
| ☐ 情報提供により認識できた |
| ☐ 認識できなかった |

【指定第2類医薬品】

Q23 複数購入しようとした場合、どのような対応がされましたか。（1つだけ選択）

- | | |
|---|------------------|
| ☐ 質問等されずに同じ医薬品を複数個購入可能で実際に複数個の商品が届いた | |
| ☐ 複数個購入が必要な理由を伝えたところ、同じ医薬品を複数個購入可能だった | |
| ☐ 1回の注文では1個しか購入できなかったが、連続して2回注文したら2個購入することができた | |
| ☐ 複数個購入したいと伝えたが、1個しか購入できなかった（複数個の購入は不可能だった） | →（ Q24へ ） |
| ☐ 1つも購入できなかった | |
| ☐ 購入せずに医者を受診するようにすすめられた | |
| ☐ 第2類・第3類医薬品だった | |
| ☐ その他（ ） | |

【指定第2類医薬品】（Q23で「複数個購入したいと伝えたが、1個しか購入できなかった（複数個の購入は不可能だった）」選択）

Q24 Q23で『複数個の購入は不可能だった』を選択した場合、どうして1つしか購入できなかったかを選択してください

- | |
|---|
| ☐ フルダウンなどで1つしかカートに入れないようになっていた |
| ☐ カートに入れられたが、合計前に1つしか買えないことの説明があった |
| ☐ 1つしか届かなかった |
| ☐ その他（ ） |

【指定第2類医薬品】

Q25 購入しようとする医薬品について相談は行えましたか。（1つだけ選択）

- | | |
|---|------------------|
| ☐ 相談した | |
| ☐ 問合せ先がわからず、相談できなかった | →（ Q33へ ） |

ここからは、相談をした順のことについて回答してください。

【全員】

Q26 相談を行った日時を教えてください。

____月 ____日 ____時 ____分

【全員】

Q27 相談はどのように行いましたか。 (1つだけ選択)

- ☐ 情報提供が行われたメールへの返信
☐ 情報提供が行われた電話にてそのまま相談
☐ 注文時に送信されたメールに記載されていた問い合わせアドレスへの送信
☐ 注文時に送信されたメールに記載されていた問い合わせ電話に連絡
☐ ホームページに記載されていたメールアドレスに送信
☐ ホームページの問い合わせフォームに記入
☐ ホームページに記載されていた電話に連絡
☐ その他 ()

【全員】

Q28 相談への対応はどのような手段で行われましたか。 (1つだけ選択)

- ☐ メール
☐ テレビ電話
☐ 電話
☐ その他 ()

【全員】

Q29 相談を行った時に、適切な回答がありましたか。 (1つだけ選択)

- ☐ 相談内容に関して、適切な回答があった
☐ 相談内容に関して、適切な回答がなかった
☐ 回答がなかった → (Q33へ)

【全員】

Q30 Q29（相談の回答）があった日時を教えてください。（※最初に連絡があった／返信があった日時）

※受付した等の自動返信は除く

____月 ____日 ____時 ____分

【全員】

Q31 相談の回答者の区分は何でしたか。 (1つだけ選択)

- ☐ 薬剤師
☐ 登録販売者
☐ わからなかった

【全員】

Q32 Q29（相談の回答）はどのような手段で行われましたか。 (1つだけ選択)

- ☐ メール
☐ テレビ電話
☐ 電話
☐ その他 ()

ここからは、購入をした順のことについて回答してください。

【全員】

Q33 商品を購入しましたか

- ☐ 購入した → (Q34へ)
☐ 購入していない → (Q37へ)

【全員】

Q34 商品を購入した場合の商品到着日時はいつですか。

<購入した場合（商品到着日時： ____月 ____日 ____時）>

【全員】

Q35 どの商品を購入しましたか。

- ☐ 購入しようとした医薬品（Q5、またはQ19）を購入した
☐ その他の医薬品（Q5、またはQ19以外）を購入した（商品名： _____）

【全員】（Q35で「その他の医薬品」回答者）

Q36 その他の医薬品のリスク区分は何ですか。 (1つだけ選択)

☐ 第1類医薬品 ☐ 指定第2類医薬品 ☐ 第2類医薬品 ☐ 第3類医薬品

【全員】（Q33で非購入者）

Q37 商品を購入しなかった理由は何ですか。 (1つだけ選択)

- ☐ 医者を受診するようにすすめられた
☐ 薬を飲む様子を見るようにすすめられた
☐ その他の理由（具体的に： _____）

資料編

薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

①都道府県別・人口規模別の標本(図表 I-1)

※市町村単位で算出(東京23区のみ単位で算出)

ブロック	都道府県	5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	30万人以上60万人未満	60万人以上	合計	構成比(%)
北海道・東北	北海道	4	4	24		28	60	4.0%
	青森県			10			10	0.7%
	岩手県	1	8	7			16	1.1%
	秋田県	3		8			11	0.7%
	宮城県	6	5	7		8	26	1.7%
	山形県	4		8			12	0.8%
	福島県		1	10	10		21	1.4%
関東・甲信越	茨城県	2		30			32	2.1%
	栃木県		4	10	7		21	1.4%
	群馬県	2		4	17		23	1.5%
	埼玉県		11	24	23	34	92	6.1%
	千葉県			31	22	30	83	5.5%
	東京都		14	63	63	45	185	12.3%
	神奈川県			26	13	77	116	7.7%
	新潟県	1	3	1		18	23	1.5%
	山梨県	3	2	5			10	0.7%
	長野県	4	11	8			23	1.5%
東海・北陸	富山県	6	1	5			12	0.8%
	石川県	3	2		8		13	0.9%
	岐阜県	8	3	12	1		24	1.6%
	静岡県	3	6	16		18	43	2.9%
	愛知県		12	13	27	38	90	6.0%
	三重県	2	5	7	7		21	1.4%
	福井県		8	1			9	0.6%
	滋賀県	1	2	12	2		17	1.1%
近畿	京都府		6	4		20	30	2.0%
	大阪府		3	15	17	71	106	7.0%
	兵庫県		11	13	25	14	63	4.2%
	奈良県	2	3	5	5		15	1.0%
	和歌山県		6		4		10	0.7%
	鳥取県	5					5	0.3%
	島根県	3		5			8	0.5%
中国	岡山県	1	5		4	8	18	1.2%
	広島県			1	3	28	32	2.1%
	山口県	1		15			16	1.1%
	香川県	4		2	5		11	0.7%
四国	徳島県	4		4			8	0.5%
	愛媛県			8	6		14	0.9%
	高知県	4			4		8	0.5%
	福岡県		10	16	8	31	65	4.3%
九州・沖縄	佐賀県	3	3	4			10	0.7%
	大分県			5	8		13	0.9%
	熊本県	7	6			8	21	1.4%
	長崎県		5	3	5		13	0.9%
	宮崎県		3	8	2		13	0.9%
	鹿児島県		6		13		19	1.3%
	沖縄県		2	7	6		15	1.0%
全国		87件	171件	457件	315件	476件	1506件	100.0%

②業態(図表 I-2)

	合計	薬局	店舗販売業
合計	1506 100.0	807 53.6	699 46.4
北海道	60 100.0	25 41.7	35 58.3
青森県	10 100.0	9 90.0	1 10.0
岩手県	16 100.0	13 81.3	3 18.8
秋田県	11 100.0	8 72.7	3 27.3
宮城県	26 100.0	12 46.2	14 53.8
山形県	12 100.0	9 75.0	3 25.0
福島県	21 100.0	17 81.0	4 19.0
茨城県	32 100.0	18 56.3	14 43.8
栃木県	21 100.0	11 52.4	10 47.6
群馬県	23 100.0	12 52.2	11 47.8
埼玉県	92 100.0	51 55.4	41 44.6
千葉県	83 100.0	59 71.1	24 28.9
東京都	185 100.0	96 51.9	89 48.1
神奈川県	116 100.0	71 61.2	45 38.8
新潟県	23 100.0	13 56.5	10 43.5
山梨県	10 100.0	6 60.0	4 40.0
長野県	23 100.0	17 73.9	6 26.1
富山県	12 100.0	10 83.3	2 16.7
石川県	13 100.0	5 38.5	8 61.5
岐阜県	24 100.0	8 33.3	16 66.7
静岡県	43 100.0	27 62.8	16 37.2
愛知県	90 100.0	55 61.1	35 38.9
三重県	21 100.0	9 42.9	12 57.1
福井県	9 100.0	9 100.0	0 0.0
滋賀県	17 100.0	12 70.6	5 29.4
京都府	30 100.0	17 56.7	13 43.3
大阪府	106 100.0	62 58.5	44 41.5
兵庫県	63 100.0	20 31.7	43 68.3
奈良県	15 100.0	8 53.3	7 46.7
和歌山県	10 100.0	8 80.0	2 20.0
鳥取県	5 100.0	1 20.0	4 80.0
島根県	8 100.0	3 37.5	5 62.5
岡山県	18 100.0	14 77.8	4 22.2
広島県	32 100.0	20 62.5	12 37.5
山口県	18 100.0	13 81.3	3 18.8
香川県	11 100.0	4 36.4	7 63.6
徳島県	8 100.0	0 0.0	8 100.0
愛媛県	14 100.0	5 35.7	9 64.3
高知県	8 100.0	4 50.0	4 50.0
福岡県	65 100.0	18 27.7	47 72.3
佐賀県	10 100.0	3 30.0	7 70.0
大分県	13 100.0	7 53.8	6 46.2
熊本県	21 100.0	6 28.6	15 71.4
長崎県	13 100.0	8 61.5	5 38.5
宮崎県	13 100.0	1 7.7	12 92.3
鹿児島県	19 100.0	1 5.3	18 94.7
沖縄県	15 100.0	2 13.3	13 86.7

③経営形態(図表 I-3)

	合計	独立店	チェーン店
合計	1506 100.0	172 11.4	1334 88.6
北海道	60 100.0	1 1.7	59 98.3
青森県	10 100.0	6 60.0	4 40.0
岩手県	16 100.0	5 31.3	11 68.8
秋田県	11 100.0	3 27.3	8 72.7
宮城県	26 100.0	2 7.7	24 92.3
山形県	12 100.0	2 16.7	10 83.3
福島県	21 100.0	5 23.8	16 76.2
茨城県	32 100.0	1 3.1	31 96.9
栃木県	21 100.0	1 4.8	20 95.2
群馬県	23 100.0	1 4.3	22 95.7
埼玉県	92 100.0	4 4.3	88 95.7
千葉県	83 100.0	14 16.9	69 83.1
東京都	185 100.0	16 8.6	169 91.4
神奈川県	116 100.0	6 5.2	110 94.8
新潟県	23 100.0	0 0.0	23 100.0
山梨県	10 100.0	2 20.0	8 80.0
長野県	23 100.0	6 26.1	17 73.9
富山県	12 100.0	1 8.3	11 91.7
石川県	13 100.0	0 0.0	13 100.0
岐阜県	24 100.0	0 0.0	24 100.0
静岡県	43 100.0	9 20.9	34 79.1
愛知県	90 100.0	11 12.2	79 87.8
三重県	21 100.0	1 4.8	20 95.2
福井県	9 100.0	7 77.8	2 22.2
滋賀県	17 100.0	0 0.0	17 100.0
京都府	30 100.0	2 6.7	28 93.3
大阪府	106 100.0	11 10.4	95 89.6
兵庫県	63 100.0	6 9.5	57 90.5
奈良県	15 100.0	0 0.0	15 100.0
和歌山県	10 100.0	4 40.0	6 60.0
鳥取県	5 100.0	0 0.0	5 100.0
島根県	8 100.0	1 12.5	7 87.5
岡山県	18 100.0	12 66.7	6 33.3
広島県	32 100.0	4 12.5	28 87.5
山口県	18 100.0	8 50.0	8 50.0
香川県	11 100.0	1 9.1	10 90.9
徳島県	8 100.0	1 12.5	7 87.5
愛媛県	14 100.0	1 7.1	13 92.9
高知県	8 100.0	0 0.0	8 100.0
福岡県	65 100.0	5 7.7	60 92.3
佐賀県	10 100.0	3 30.0	7 70.0
大分県	13 100.0	1 7.7	12 92.3
熊本県	21 100.0	2 9.5	19 90.5
長崎県	13 100.0	5 38.5	8 61.5
宮崎県	13 100.0	0 0.0	13 100.0
鹿児島県	19 100.0	1 5.3	18 94.7
沖縄県	15 100.0	0 0.0	15 100.0

(1) 医薬品の陳列状況

① 要指導医薬品・第1類医薬品の陳列状況 (図表Ⅱ-1)

	合計	リスク区分別に 陳列されていた	リスク区分別に 陳列されて いなかった
合計	913 100.0	853 93.4	60 6.6
北海道	22 100.0	20 90.9	2 9.1
青森県	9 100.0	8 88.9	1 11.1
岩手県	9 100.0	8 88.9	1 11.1
秋田県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
宮城県	10 100.0	10 100.0	0 0.0
山形県	8 100.0	8 100.0	0 0.0
福島県	16 100.0	16 100.0	0 0.0
茨城県	21 100.0	21 100.0	0 0.0
栃木県	13 100.0	13 100.0	0 0.0
群馬県	12 100.0	12 100.0	0 0.0
埼玉県	63 100.0	63 100.0	0 0.0
千葉県	67 100.0	65 97.0	2 3.0
東京都	130 100.0	127 97.7	3 2.3
神奈川県	84 100.0	82 97.6	2 2.4
新潟県	16 100.0	16 100.0	0 0.0
山梨県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
長野県	17 100.0	17 100.0	0 0.0
富山県	9 100.0	7 77.8	2 22.2
石川県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
岐阜県	12 100.0	12 100.0	0 0.0
静岡県	29 100.0	29 100.0	0 0.0
愛知県	58 100.0	53 91.4	5 8.6
三重県	10 100.0	10 100.0	0 0.0
福井県	5 100.0	1 20.0	4 80.0
滋賀県	10 100.0	8 80.0	2 20.0
京都府	20 100.0	12 60.0	8 40.0
大阪府	66 100.0	60 90.9	6 9.1
兵庫県	33 100.0	29 87.9	4 12.1
奈良県	9 100.0	9 100.0	0 0.0
和歌山県	9 100.0	9 100.0	0 0.0
鳥取県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
島根県	3 100.0	1 33.3	2 66.7
岡山県	9 100.0	8 88.9	1 11.1
広島県	19 100.0	8 42.1	11 57.9
山口県	12 100.0	12 100.0	0 0.0
香川県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
徳島県	7 100.0	7 100.0	0 0.0
愛媛県	8 100.0	8 100.0	0 0.0
高知県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
福岡県	24 100.0	22 91.7	2 8.3
佐賀県	4 100.0	3 75.0	1 25.0
大分県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
熊本県	14 100.0	14 100.0	0 0.0
長崎県	8 100.0	7 87.5	1 12.5
宮崎県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
鹿児島県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
沖縄県	4 100.0	4 100.0	0 0.0

(1) 医薬品の陳列状況

② 第2類医薬品・第3類医薬品の陳列状況 (図表Ⅱ-2)

	合計	リスク区分別に 陳列されていた	リスク区分別に 陳列されて いなかった
合計	1386 100.0	1174 84.7	212 15.3
北海道	51 100.0	28 54.9	23 45.1
青森県	10 100.0	9 90.0	1 10.0
岩手県	14 100.0	11 78.6	3 21.4
秋田県	11 100.0	10 90.9	1 9.1
宮城県	25 100.0	24 96.0	1 4.0
山形県	12 100.0	11 91.7	1 8.3
福島県	18 100.0	18 100.0	0 0.0
茨城県	29 100.0	29 100.0	0 0.0
栃木県	21 100.0	21 100.0	0 0.0
群馬県	22 100.0	22 100.0	0 0.0
埼玉県	89 100.0	85 95.5	4 4.5
千葉県	78 100.0	77 98.7	1 1.3
東京都	170 100.0	159 93.5	11 6.5
神奈川県	106 100.0	95 89.6	11 10.4
新潟県	22 100.0	20 90.9	2 9.1
山梨県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
長野県	23 100.0	23 100.0	0 0.0
富山県	9 100.0	7 77.8	2 22.2
石川県	12 100.0	11 91.7	1 8.3
岐阜県	24 100.0	24 100.0	0 0.0
静岡県	38 100.0	38 100.0	0 0.0
愛知県	84 100.0	73 86.9	11 13.1
三重県	21 100.0	16 76.2	5 23.8
福井県	7 100.0	3 42.9	4 57.1
滋賀県	17 100.0	14 82.4	3 17.6
京都府	28 100.0	13 46.4	15 53.6
大阪府	93 100.0	61 65.6	32 34.4
兵庫県	59 100.0	46 78.0	13 22.0
奈良県	15 100.0	8 53.3	7 46.7
和歌山県	10 100.0	9 90.0	1 10.0
鳥取県	5 100.0	0 0.0	5 100.0
島根県	8 100.0	4 50.0	4 50.0
岡山県	15 100.0	10 66.7	5 33.3
広島県	22 100.0	12 54.5	10 45.5
山口県	15 100.0	15 100.0	0 0.0
香川県	11 100.0	11 100.0	0 0.0
徳島県	8 100.0	8 100.0	0 0.0
愛媛県	11 100.0	11 100.0	0 0.0
高知県	8 100.0	6 75.0	2 25.0
福岡県	62 100.0	43 69.4	19 30.6
佐賀県	10 100.0	6 60.0	4 40.0
大分県	13 100.0	13 100.0	0 0.0
熊本県	20 100.0	20 100.0	0 0.0
長崎県	11 100.0	10 90.9	1 9.1
宮崎県	13 100.0	13 100.0	0 0.0
鹿児島県	17 100.0	10 58.8	7 41.2
沖縄県	15 100.0	13 86.7	2 13.3

(2) 従事者の名札による専門家の区分状況

① 従事者の名札による専門家の区分状況 (図表Ⅱ-3)

	合計	全員の区別ができた	全員の区別ができなかった
合計	1506	1399	107
	100.0	92.9	7.1
北海道	60	54	6
	100.0	90.0	10.0
青森県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
岩手県	16	12	4
	100.0	75.0	25.0
秋田県	11	11	0
	100.0	100.0	0.0
宮城県	26	25	1
	100.0	96.2	3.8
山形県	12	11	1
	100.0	91.7	8.3
福島県	21	19	2
	100.0	90.5	9.5
茨城県	32	31	1
	100.0	96.9	3.1
栃木県	21	21	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	23	23	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	92	91	1
	100.0	98.9	1.1
千葉県	83	79	4
	100.0	95.2	4.8
東京都	185	175	10
	100.0	94.6	5.4
神奈川県	116	110	6
	100.0	94.8	5.2
新潟県	23	23	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	23	23	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	12	12	0
	100.0	100.0	0.0
石川県	13	10	3
	100.0	76.9	23.1
岐阜県	24	24	0
	100.0	100.0	0.0
静岡県	43	37	6
	100.0	86.0	14.0
愛知県	90	80	10
	100.0	88.9	11.1
三重県	21	20	1
	100.0	95.2	4.8
福井県	9	5	4
	100.0	55.6	44.4
滋賀県	17	17	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	30	29	1
	100.0	96.7	3.3
大阪府	106	96	10
	100.0	90.6	9.4
兵庫県	63	62	1
	100.0	98.4	1.6
奈良県	15	15	0
	100.0	100.0	0.0
和歌山県	10	7	3
	100.0	70.0	30.0
鳥取県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
島根県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	18	14	4
	100.0	77.8	22.2
広島県	32	29	3
	100.0	90.6	9.4
山口県	16	12	4
	100.0	75.0	25.0
香川県	11	10	1
	100.0	90.9	9.1
徳島県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
愛媛県	14	13	1
	100.0	92.9	7.1
高知県	8	7	1
	100.0	87.5	12.5
福岡県	65	58	7
	100.0	89.2	10.8
佐賀県	10	8	2
	100.0	80.0	20.0
大分県	13	12	1
	100.0	92.3	7.7
熊本県	21	18	3
	100.0	85.7	14.3
長崎県	13	11	2
	100.0	84.6	15.4
宮崎県	13	10	3
	100.0	76.9	23.1
鹿児島県	19	19	0
	100.0	100.0	0.0
沖縄県	15	15	0
	100.0	100.0	0.0

(3) 揭示事項の記載事項

① リスク分類の定義・解説の揭示状況 (図表Ⅱ-4)

	合計	揭示を確認できた	揭示を確認できなかったが見えなかった	揭示を確認できなかった
合計	1506	1103	207	196
	100.0	73.2	13.7	13.0
北海道	60	30	9	21
	100.0	50.0	15.0	35.0
青森県	10	9	1	0
	100.0	90.0	10.0	0.0
岩手県	16	8	5	3
	100.0	50.0	31.3	18.8
秋田県	11	11	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
宮城県	26	19	2	5
	100.0	73.1	7.7	19.2
山形県	12	12	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
福島県	21	19	1	1
	100.0	90.5	4.8	4.8
茨城県	32	25	0	7
	100.0	78.1	0.0	21.9
栃木県	21	21	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
群馬県	23	23	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
埼玉県	92	78	8	6
	100.0	84.8	8.7	6.5
千葉県	83	74	8	1
	100.0	89.2	9.6	1.2
東京都	185	119	36	30
	100.0	64.3	19.5	16.2
神奈川県	116	91	15	10
	100.0	78.4	12.9	8.6
新潟県	23	12	7	4
	100.0	52.2	30.4	17.4
山梨県	10	4	6	0
	100.0	40.0	60.0	0.0
長野県	23	16	3	4
	100.0	69.6	13.0	17.4
富山県	12	10	0	2
	100.0	83.3	0.0	16.7
石川県	13	13	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
岐阜県	24	21	2	1
	100.0	87.5	8.3	4.2
静岡県	43	37	4	2
	100.0	86.0	9.3	4.7
愛知県	90	72	2	16
	100.0	80.0	2.2	17.8
三重県	21	14	6	1
	100.0	66.7	28.6	4.8
福井県	9	1	7	1
	100.0	11.1	77.8	11.1
滋賀県	17	15	2	0
	100.0	88.2	11.8	0.0
京都府	30	25	2	3
	100.0	83.3	6.7	10.0
大阪府	106	46	39	21
	100.0	43.4	36.8	19.8
兵庫県	63	44	7	12
	100.0	69.8	11.1	19.0
奈良県	15	10	5	0
	100.0	66.7	33.3	0.0
和歌山県	10	8	0	2
	100.0	80.0	0.0	20.0
鳥取県	5	5	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
島根県	8	8	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
岡山県	18	7	6	5
	100.0	38.9	33.3	27.8
広島県	32	24	4	4
	100.0	75.0	12.5	12.5
山口県	16	12	2	2
	100.0	75.0	12.5	12.5
香川県	11	10	0	1
	100.0	90.9	0.0	9.1
徳島県	8	6	0	2
	100.0	75.0	0.0	25.0
愛媛県	14	13	0	1
	100.0	92.9	0.0	7.1
高知県	8	5	2	1
	100.0	62.5	25.0	12.5
福岡県	65	47	8	10
	100.0	72.3	12.3	15.4
佐賀県	10	7	1	2
	100.0	70.0	10.0	20.0
大分県	13	11	1	1
	100.0	84.6	7.7	7.7
熊本県	21	20	1	0
	100.0	95.2	4.8	0.0
長崎県	13	10	1	2
	100.0	76.9	7.7	15.4
宮崎県	13	11	0	2
	100.0	84.6	0.0	15.4
鹿児島県	19	17	2	0
	100.0	89.5	10.5	0.0
沖縄県	15	3	2	10
	100.0	20.0	13.3	66.7

(3) 揭示事項の記載事項

②情報提供及び相談に関する定義・解説の揭示状況(図表Ⅱ-5)

	合計	揭示を確認できた	揭示を確認できたが見えなかった	揭示を確認できなかった
合計	1506	968	207	331
	100.0	64.3	13.7	22.0
北海道	60	23	5	32
	100.0	38.3	8.3	53.3
青森県	10	9	1	0
	100.0	90.0	10.0	0.0
岩手県	16	8	2	6
	100.0	50.0	12.5	37.5
秋田県	11	9	1	1
	100.0	81.8	9.1	9.1
宮城県	26	16	1	9
	100.0	61.5	3.8	34.6
山形県	12	12	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
福島県	21	19	1	1
	100.0	90.5	4.8	4.8
茨城県	32	24	0	8
	100.0	75.0	0.0	25.0
栃木県	21	17	0	4
	100.0	81.0	0.0	19.0
群馬県	23	14	1	8
	100.0	60.9	4.3	34.8
埼玉県	92	70	10	12
	100.0	76.1	10.9	13.0
千葉県	83	70	11	2
	100.0	84.3	13.3	2.4
東京都	185	113	34	38
	100.0	61.1	18.4	20.5
神奈川県	116	86	16	14
	100.0	74.1	13.8	12.1
新潟県	23	12	5	6
	100.0	52.2	21.7	26.1
山梨県	10	4	5	1
	100.0	40.0	50.0	10.0
長野県	23	12	3	8
	100.0	52.2	13.0	34.8
富山県	12	9	1	2
	100.0	75.0	8.3	16.7
石川県	13	8	0	5
	100.0	61.5	0.0	38.5
岐阜県	24	20	2	2
	100.0	83.3	8.3	8.3
静岡県	43	37	4	2
	100.0	86.0	9.3	4.7
愛知県	90	63	7	20
	100.0	70.0	7.8	22.2
三重県	21	13	6	2
	100.0	61.9	28.6	9.5
福井県	9	1	8	0
	100.0	11.1	88.9	0.0
滋賀県	17	14	2	1
	100.0	82.4	11.8	5.9
京都府	30	23	2	5
	100.0	76.7	6.7	16.7
大阪府	106	32	39	35
	100.0	30.2	36.8	33.0
兵庫県	63	36	6	21
	100.0	57.1	9.5	33.3
奈良県	15	8	5	2
	100.0	53.3	33.3	13.3
和歌山県	10	5	1	4
	100.0	50.0	10.0	40.0
鳥取県	5	4	0	1
	100.0	80.0	0.0	20.0
島根県	8	2	0	6
	100.0	25.0	0.0	75.0
岡山県	18	7	3	8
	100.0	38.9	16.7	44.4
広島県	32	18	7	7
	100.0	56.3	21.9	21.9
山口県	16	12	2	2
	100.0	75.0	12.5	12.5
香川県	11	10	1	0
	100.0	90.9	9.1	0.0
徳島県	8	7	0	1
	100.0	87.5	0.0	12.5
愛媛県	14	12	0	2
	100.0	85.7	0.0	14.3
高知県	8	3	2	3
	100.0	37.5	25.0	37.5
福岡県	65	44	8	13
	100.0	67.7	12.3	20.0
佐賀県	10	3	1	6
	100.0	30.0	10.0	60.0
大分県	13	8	0	5
	100.0	61.5	0.0	38.5
熊本県	21	13	0	8
	100.0	61.9	0.0	38.1
長崎県	13	8	1	4
	100.0	61.5	7.7	30.8
宮崎県	13	10	0	3
	100.0	76.9	0.0	23.1
鹿児島県	19	17	2	0
	100.0	89.5	10.5	0.0
沖縄県	15	3	1	11
	100.0	20.0	6.7	73.3

(4) 要指導医薬品販売の状況

①誰が使用するかの確認の有無(図表Ⅱ-6)

	合計	確認あり	確認なし
合計	220	162	58
	100.0	73.6	26.4
北海道	4	2	2
	100.0	50.0	50.0
青森県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
岩手県	4	3	1
	100.0	75.0	25.0
秋田県	-	-	-
	-	-	-
宮城県	4	2	2
	100.0	50.0	50.0
山形県	2	1	1
	100.0	50.0	50.0
福島県	3	2	1
	100.0	66.7	33.3
茨城県	2	1	1
	100.0	50.0	50.0
栃木県	6	4	2
	100.0	66.7	33.3
群馬県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	20	16	4
	100.0	80.0	20.0
千葉県	22	17	5
	100.0	77.3	22.7
東京都	34	25	9
	100.0	73.5	26.5
神奈川県	22	17	5
	100.0	77.3	22.7
新潟県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
長野県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
石川県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
岐阜県	2	1	1
	100.0	50.0	50.0
静岡県	8	6	2
	100.0	75.0	25.0
愛知県	11	9	2
	100.0	81.8	18.2
三重県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
福井県	-	-	-
	-	-	-
滋賀県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	7	3	4
	100.0	42.9	57.1
大阪府	14	8	6
	100.0	57.1	42.9
兵庫県	10	9	1
	100.0	90.0	10.0
奈良県	4	3	1
	100.0	75.0	25.0
和歌山県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
鳥取県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
島根県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	-	-	-
	-	-	-
広島県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
山口県	-	-	-
	-	-	-
香川県	-	-	-
	-	-	-
徳島県	-	-	-
	-	-	-
愛媛県	-	-	-
	-	-	-
高知県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	4	2	2
	100.0	50.0	50.0
佐賀県	-	-	-
	-	-	-
大分県	-	-	-
	-	-	-
熊本県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	-	-	-
	-	-	-
沖縄県	-	-	-
	-	-	-

(4)要指導医薬品販売の状況

②使用者の状況についての確認の有無(図表Ⅱ-7)

	合計	確認あり	確認なし
合計	220	213	7
	100.0	96.8	3.2
北海道	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
青森県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岩手県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
秋田県	-	-	-
	-	-	-
宮城県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
山形県	2	1	1
	100.0	50.0	50.0
福島県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
茨城県	2	1	1
	100.0	50.0	50.0
栃木県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	20	20	0
	100.0	100.0	0.0
千葉県	22	22	0
	100.0	100.0	0.0
東京都	34	33	1
	100.0	97.1	2.9
神奈川県	22	21	1
	100.0	95.5	4.5
新潟県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
石川県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岐阜県	2	1	1
	100.0	50.0	50.0
静岡県	8	7	1
	100.0	87.5	12.5
愛知県	11	10	1
	100.0	90.9	9.1
三重県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
福井県	-	-	-
	-	-	-
滋賀県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
大阪府	14	14	0
	100.0	100.0	0.0
兵庫県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
奈良県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
和歌山県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
鳥取県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
島根県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	-	-	-
	-	-	-
広島県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
山口県	-	-	-
	-	-	-
香川県	-	-	-
	-	-	-
徳島県	-	-	-
	-	-	-
愛媛県	-	-	-
	-	-	-
高知県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
佐賀県	-	-	-
	-	-	-
大分県	-	-	-
	-	-	-
熊本県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	-	-	-
	-	-	-
沖縄県	-	-	-
	-	-	-

(4)要指導医薬品販売の状況

③情報提供の有無(図表Ⅱ-8)

	合計	情報提供等があった	情報提供等がなかった
合計	220	216	4
	100.0	98.2	1.8
北海道	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
青森県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岩手県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
秋田県	-	-	-
	-	-	-
宮城県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
山形県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
福島県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
茨城県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
栃木県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	20	20	0
	100.0	100.0	0.0
千葉県	22	22	0
	100.0	100.0	0.0
東京都	34	34	0
	100.0	100.0	0.0
神奈川県	22	22	0
	100.0	100.0	0.0
新潟県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
石川県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岐阜県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
静岡県	8	7	1
	100.0	87.5	12.5
愛知県	11	11	0
	100.0	100.0	0.0
三重県	3	2	1
	100.0	66.7	33.3
福井県	-	-	-
	-	-	-
滋賀県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	7	6	1
	100.0	85.7	14.3
大阪府	14	13	1
	100.0	92.9	7.1
兵庫県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
奈良県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
和歌山県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
鳥取県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
島根県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	-	-	-
	-	-	-
広島県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
山口県	-	-	-
	-	-	-
香川県	-	-	-
	-	-	-
徳島県	-	-	-
	-	-	-
愛媛県	-	-	-
	-	-	-
高知県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
佐賀県	-	-	-
	-	-	-
大分県	-	-	-
	-	-	-
熊本県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	-	-	-
	-	-	-
沖縄県	-	-	-
	-	-	-

(4) 要指導医薬品販売の状況
④情報提供の方法(図表Ⅱ-9)

	合計	文書を用いて情報提供があった	口頭でのみ情報提供があった	文書を渡されたが、詳細な情報提供はなかった
合計	216 100.0	175 81.0	35 16.2	6 2.8
北海道	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0
青森県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
秋田県	- -	- -	- -	- -
宮城県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
山形県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
福島県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
茨城県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
栃木県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0
群馬県	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0
埼玉県	20 100.0	17 85.0	1 5.0	2 10.0
千葉県	22 100.0	21 95.5	1 4.5	0 0.0
東京都	34 100.0	29 85.3	5 14.7	0 0.0
神奈川県	22 100.0	17 77.3	4 18.2	1 4.5
新潟県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0
山梨県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
長野県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
富山県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
石川県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
岐阜県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
静岡県	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0
愛知県	11 100.0	10 90.9	1 9.1	0 0.0
三重県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
福井県	- -	- -	- -	- -
滋賀県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0
京都府	6 100.0	1 16.7	5 83.3	0 0.0
大阪府	13 100.0	8 61.5	4 30.8	1 7.7
兵庫県	10 100.0	7 70.0	2 20.0	1 10.0
奈良県	4 100.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0
和歌山県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
鳥取県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
島根県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
岡山県	- -	- -	- -	- -
広島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
山口県	- -	- -	- -	- -
香川県	- -	- -	- -	- -
徳島県	- -	- -	- -	- -
愛媛県	- -	- -	- -	- -
高知県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
福岡県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0
佐賀県	- -	- -	- -	- -
大分県	- -	- -	- -	- -
熊本県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
長崎県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
宮崎県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	- -	- -	- -	- -
沖縄県	- -	- -	- -	- -

(4) 要指導医薬品販売の状況
⑤情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況(図表Ⅱ-10)

	合計	確認があった	確認がなかった
合計	216 100.0	140 64.8	76 35.2
北海道	4 100.0	2 50.0	2 50.0
青森県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	1 25.0	3 75.0
秋田県	- -	- -	- -
宮城県	4 100.0	3 75.0	1 25.0
山形県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
福島県	3 100.0	1 33.3	2 66.7
茨城県	2 100.0	1 50.0	1 50.0
栃木県	6 100.0	5 83.3	1 16.7
群馬県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
埼玉県	20 100.0	13 65.0	7 35.0
千葉県	22 100.0	13 59.1	9 40.9
東京都	34 100.0	25 73.5	9 26.5
神奈川県	22 100.0	14 63.6	8 36.4
新潟県	6 100.0	5 83.3	1 16.7
山梨県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
長野県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
富山県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
石川県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
岐阜県	2 100.0	1 50.0	1 50.0
静岡県	7 100.0	5 71.4	2 28.6
愛知県	11 100.0	7 63.6	4 36.4
三重県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
福井県	- -	- -	- -
滋賀県	4 100.0	3 75.0	1 25.0
京都府	6 100.0	1 16.7	5 83.3
大阪府	13 100.0	7 53.8	6 46.2
兵庫県	10 100.0	6 60.0	4 40.0
奈良県	4 100.0	2 50.0	2 50.0
和歌山県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
鳥取県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
島根県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
岡山県	- -	- -	- -
広島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
山口県	- -	- -	- -
香川県	- -	- -	- -
徳島県	- -	- -	- -
愛媛県	- -	- -	- -
高知県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
福岡県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
佐賀県	- -	- -	- -
大分県	- -	- -	- -
熊本県	2 100.0	1 50.0	1 50.0
長崎県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
宮崎県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
鹿児島県	- -	- -	- -
沖縄県	- -	- -	- -

(4) 要指導医薬品販売の状況

⑥情報提供を行った者の資格(図表Ⅱ-11)

	合計	薬剤師	登録販売者	一般従事者	わからなかった
合計	216 100.0	208 96.3	3 1.4	1 0.5	4 1.9
北海道	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
青森県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
秋田県	-	-	-	-	-
宮城県	4 108.3	3 75.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3
山形県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
福島県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
茨城県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
栃木県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
埼玉県	20 100.0	19 95.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0
千葉県	22 100.0	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
東京都	34 100.0	34 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
神奈川県	22 100.0	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
新潟県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山梨県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長野県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
富山県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
石川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岐阜県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
静岡県	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
愛知県	11 100.0	10 90.9	1 9.1	0 0.0	0 0.0
三重県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
福井県	-	-	-	-	-
滋賀県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
京都府	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
大阪府	13 100.6	12 92.3	0 0.0	0 0.0	1 8.3
兵庫県	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
奈良県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
和歌山県	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
鳥取県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
島根県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岡山県	-	-	-	-	-
広島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山口県	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-
高知県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
福岡県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
佐賀県	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-
熊本県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長崎県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宮崎県	2 150.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
鹿児島県	-	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-

(4) 要指導医薬品販売の状況

⑦相談への対応状況(図表Ⅱ-12)

	合計	相談内容に関して、適切な回答があった	相談内容に関して、適切な回答がなかった
合計	220 100.0	219 99.5	1 0.5
北海道	4 100.0	4 100.0	0 0.0
青森県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
秋田県	-	-	-
宮城県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
山形県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
福島県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
茨城県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
栃木県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
群馬県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
埼玉県	20 100.0	20 100.0	0 0.0
千葉県	22 100.0	22 100.0	0 0.0
東京都	34 100.0	34 100.0	0 0.0
神奈川県	22 100.0	22 100.0	0 0.0
新潟県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
山梨県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
長野県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
富山県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
石川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
岐阜県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
静岡県	8 100.0	8 100.0	0 0.0
愛知県	11 100.0	10 90.9	1 9.1
三重県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
福井県	-	-	-
滋賀県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
京都府	7 100.0	7 100.0	0 0.0
大阪府	14 100.0	14 100.0	0 0.0
兵庫県	10 100.0	10 100.0	0 0.0
奈良県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
和歌山県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
鳥取県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
島根県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
岡山県	-	-	-
広島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
山口県	-	-	-
香川県	-	-	-
徳島県	-	-	-
愛媛県	-	-	-
高知県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
福岡県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
佐賀県	-	-	-
大分県	-	-	-
熊本県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
長崎県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
宮崎県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
鹿児島県	-	-	-
沖縄県	-	-	-

(4) 要指導医薬品販売の状況

⑧相談に対応した者の資格(図表Ⅱ-13)

	合計	薬剤師	登録販売者	一般従事者	わからなかった
合計	220	208	7	1	4
	100.0	94.5	3.2	0.5	1.8
北海道	4	4	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
青森県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	4	3	1	0	0
	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
秋田県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
宮城県	4	4	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山形県	2	2	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福島県	3	3	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	2	2	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	6	6	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	5	5	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	20	19	1	0	0
	100.0	95.0	5.0	0.0	0.0
千葉県	22	22	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東京都	34	34	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	22	21	1	0	0
	100.0	95.5	4.5	0.0	0.0
新潟県	6	6	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	1	0	1	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
長野県	4	4	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
富山県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石川県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	2	1	0	1	0
	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
静岡県	8	8	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	11	10	1	0	0
	100.0	90.9	9.1	0.0	0.0
三重県	3	3	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福井県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
滋賀県	4	4	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
京都府	7	6	1	0	0
	100.0	85.7	14.3	0.0	0.0
大阪府	14	13	0	0	1
	100.0	92.9	0.0	0.0	7.1
兵庫県	10	9	1	0	0
	100.0	90.0	10.0	0.0	0.0
奈良県	4	4	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	1	0	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鳥取県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
島根県	2	2	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岡山県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
広島県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山口県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
高知県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	4	4	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
熊本県	2	1	0	0	1
	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
長崎県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	2	1	0	0	1
	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
鹿児島県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-

(5) 第1類医薬品販売における対応状況

①使用者の状況についての確認の有無(図表Ⅱ-14)

	合計	確認あり	確認なし
合計	420	398	22
	100.0	94.8	5.2
北海道	12	11	1
	100.0	91.7	8.3
青森県	8	7	1
	100.0	87.5	12.5
岩手県	4	3	1
	100.0	75.0	25.0
秋田県	6	5	1
	100.0	83.3	16.7
宮城県	4	3	1
	100.0	75.0	25.0
山形県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
福島県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
茨城県	15	15	0
	100.0	100.0	0.0
栃木県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	22	21	1
	100.0	95.5	4.5
千葉県	30	29	1
	100.0	96.7	3.3
東京都	49	45	4
	100.0	91.8	8.2
神奈川県	39	36	3
	100.0	92.3	7.7
新潟県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
石川県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
岐阜県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
静岡県	17	17	0
	100.0	100.0	0.0
愛知県	27	26	1
	100.0	96.3	3.7
三重県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
福井県	3	2	1
	100.0	66.7	33.3
滋賀県	3	2	1
	100.0	66.7	33.3
京都府	8	7	1
	100.0	87.5	12.5
大阪府	32	32	0
	100.0	100.0	0.0
兵庫県	14	13	1
	100.0	92.9	7.1
奈良県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
和歌山県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
鳥取県	-	-	-
	-	-	-
島根県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	11	11	0
	100.0	100.0	0.0
広島県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
山口県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
香川県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
徳島県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
愛媛県	5	4	1
	100.0	80.0	20.0
高知県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	12	12	0
	100.0	100.0	0.0
佐賀県	-	-	-
	-	-	-
大分県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
熊本県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	-	-	-
	-	-	-
鹿児島県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
沖縄県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0

(5)第1類医薬品販売における対応状況
②情報提供の有無(図表Ⅱ-15)

	合計	情報提供等が あった	情報提供等が なかった
合計	420	416	4
	100.0	99.0	1.0
北海道	12	12	0
	100.0	100.0	0.0
青森県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
岩手県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
秋田県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
宮城県	4	3	1
	100.0	75.0	25.0
山形県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
福島県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
茨城県	15	15	0
	100.0	100.0	0.0
栃木県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	22	22	0
	100.0	100.0	0.0
千葉県	30	30	0
	100.0	100.0	0.0
東京都	49	47	2
	100.0	95.9	4.1
神奈川県	39	39	0
	100.0	100.0	0.0
新潟県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
石川県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岐阜県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
静岡県	17	17	0
	100.0	100.0	0.0
愛知県	27	27	0
	100.0	100.0	0.0
三重県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
福井県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
滋賀県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
大阪府	32	32	0
	100.0	100.0	0.0
兵庫県	14	14	0
	100.0	100.0	0.0
奈良県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
和歌山県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
鳥取県	-	-	-
	-	-	-
島根県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	11	11	0
	100.0	100.0	0.0
広島県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
山口県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
香川県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
徳島県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
愛媛県	5	4	1
	100.0	80.0	20.0
高知県	2	2	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	12	12	0
	100.0	100.0	0.0
佐賀県	-	-	-
	-	-	-
大分県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
熊本県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	-	-	-
	-	-	-
鹿児島県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
沖縄県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0

(5)第1類医薬品販売における対応状況
③情報提供の方法(図表Ⅱ-16)

	合計	文書を用いて情 報提供があった	口頭でのみ情報 提供があった	文書を渡された が、詳細な情報 提供はなかった
合計	416	319	91	6
	100.0	76.7	21.9	1.4
北海道	12	10	2	0
	100.0	83.3	16.7	0.0
青森県	8	8	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
岩手県	4	4	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
秋田県	6	6	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
宮城県	3	2	1	0
	100.0	66.7	33.3	0.0
山形県	3	2	1	0
	100.0	66.7	33.3	0.0
福島県	6	6	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
茨城県	15	9	6	0
	100.0	60.0	40.0	0.0
栃木県	4	4	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
群馬県	6	4	2	0
	100.0	66.7	33.3	0.0
埼玉県	22	15	7	0
	100.0	68.2	31.8	0.0
千葉県	30	28	1	1
	100.0	93.3	3.3	3.3
東京都	47	34	12	1
	100.0	72.3	25.5	2.1
神奈川県	39	32	7	0
	100.0	82.1	17.9	0.0
新潟県	7	6	1	0
	100.0	85.7	14.3	0.0
山梨県	4	3	1	0
	100.0	75.0	25.0	0.0
長野県	7	7	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
富山県	3	2	1	0
	100.0	66.7	33.3	0.0
石川県	1	0	1	0
	100.0	0.0	100.0	0.0
岐阜県	3	3	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
静岡県	17	11	6	0
	100.0	64.7	35.3	0.0
愛知県	27	21	6	0
	100.0	77.8	22.2	0.0
三重県	5	4	1	0
	100.0	80.0	20.0	0.0
福井県	3	1	2	0
	100.0	33.3	66.7	0.0
滋賀県	3	3	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
京都府	8	3	5	0
	100.0	37.5	62.5	0.0
大阪府	32	25	5	2
	100.0	78.1	15.6	6.3
兵庫県	14	9	5	0
	100.0	64.3	35.7	0.0
奈良県	5	4	1	0
	100.0	80.0	20.0	0.0
和歌山県	7	5	2	0
	100.0	71.4	28.6	0.0
鳥取県	-	-	-	-
	-	-	-	-
島根県	1	0	1	0
	100.0	0.0	100.0	0.0
岡山県	11	8	3	0
	100.0	72.7	27.3	0.0
広島県	10	9	0	1
	100.0	90.0	0.0	10.0
山口県	5	3	2	0
	100.0	60.0	40.0	0.0
香川県	1	1	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
徳島県	3	1	2	0
	100.0	33.3	66.7	0.0
愛媛県	4	4	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
高知県	2	2	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
福岡県	12	10	2	0
	100.0	83.3	16.7	0.0
佐賀県	-	-	-	-
	-	-	-	-
大分県	3	3	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
熊本県	3	1	2	0
	100.0	33.3	66.7	0.0
長崎県	6	5	1	0
	100.0	83.3	16.7	0.0
宮崎県	-	-	-	-
	-	-	-	-
鹿児島県	1	1	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
沖縄県	3	0	2	1
	100.0	0.0	66.7	33.3

(5)第1類医薬品販売における対応状況

④情報提供された内容を理解したかどうか等の確認状況
(図表Ⅱ-17)

	合計	確認があった	確認がなかった
合計	416 100.0	272 65.4	144 34.6
北海道	12 100.0	7 58.3	5 41.7
青森県	8 100.0	7 87.5	1 12.5
岩手県	4 100.0	3 75.0	1 25.0
秋田県	6 100.0	3 50.0	3 50.0
宮城県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
山形県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
福島県	6 100.0	4 66.7	2 33.3
茨城県	15 100.0	6 40.0	9 60.0
栃木県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
群馬県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
埼玉県	22 100.0	15 68.2	7 31.8
千葉県	30 100.0	19 63.3	11 36.7
東京都	47 100.0	33 70.2	14 29.8
神奈川県	39 100.0	24 61.5	15 38.5
新潟県	7 100.0	7 100.0	0 0.0
山梨県	4 100.0	2 50.0	2 50.0
長野県	7 100.0	6 85.7	1 14.3
富山県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
石川県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
岐阜県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
静岡県	17 100.0	16 94.1	1 5.9
愛知県	27 100.0	17 63.0	10 37.0
三重県	5 100.0	4 80.0	1 20.0
福井県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
滋賀県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
京都府	8 100.0	2 25.0	6 75.0
大阪府	32 100.0	17 53.1	15 46.9
兵庫県	14 100.0	9 64.3	5 35.7
奈良県	5 100.0	3 60.0	2 40.0
和歌山県	7 100.0	4 57.1	3 42.9
鳥取県	-	-	-
島根県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
岡山県	11 100.0	7 63.6	4 36.4
広島県	10 100.0	7 70.0	3 30.0
山口県	5 100.0	4 80.0	1 20.0
香川県	1 100.0	0 0.0	1 100.0
徳島県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
愛媛県	4 100.0	2 50.0	2 50.0
高知県	2 100.0	1 50.0	1 50.0
福岡県	12 100.0	9 75.0	3 25.0
佐賀県	-	-	-
大分県	3 100.0	1 33.3	2 66.7
熊本県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
長崎県	6 100.0	3 50.0	3 50.0
宮崎県	-	-	-
鹿児島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
沖縄県	3 100.0	1 33.3	2 66.7

(5)第1類医薬品販売における対応状況

⑤情報提供を行った者の資格(図表Ⅱ-18)

	合計	薬剤師	登録販売者	一般従事者	わからなかった
合計	416 100.0	382 91.8	13 3.1	2 0.5	19 4.6
北海道	12 100.0	12 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
青森県	8 100.0	7 87.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
秋田県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宮城県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山形県	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3
福島県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
茨城県	15 100.0	15 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
栃木県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
埼玉県	22 100.0	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
千葉県	30 100.0	26 86.7	1 3.3	0 0.0	3 10.0
東京都	47 100.0	44 93.6	2 4.3	0 0.0	1 2.1
神奈川県	39 100.0	35 89.7	1 2.6	1 2.6	2 5.1
新潟県	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山梨県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長野県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0
富山県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
石川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岐阜県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
静岡県	17 100.0	16 94.1	0 0.0	0 0.0	1 5.9
愛知県	27 100.0	26 96.3	0 0.0	0 0.0	1 3.7
三重県	5 100.0	4 80.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0
福井県	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3
滋賀県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
京都府	8 100.0	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
大阪府	32 100.0	29 90.6	1 3.1	0 0.0	2 6.3
兵庫県	14 100.0	13 92.9	1 7.1	0 0.0	0 0.0
奈良県	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
和歌山県	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鳥取県	-	-	-	-	-
島根県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岡山県	11 100.0	10 90.9	0 0.0	0 0.0	1 9.1
広島県	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
山口県	5 100.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0
香川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
徳島県	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
愛媛県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
高知県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
福岡県	12 100.0	9 75.0	1 8.3	0 0.0	2 16.7
佐賀県	-	-	-	-	-
大分県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
熊本県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長崎県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宮崎県	-	-	-	-	-
鹿児島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
沖縄県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(5)第1類医薬品販売における対応状況
⑥相談への対応状況(図表Ⅱ-19)

	合計	相談内容に関して、適切な回答があった	相談内容に関して、適切な回答がなかった
合計	420 100.0	418 99.5	2 0.5
北海道	12 100.0	12 100.0	0 0.0
青森県	8 100.0	8 100.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
秋田県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
宮城県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
山形県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
福島県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
茨城県	15 100.0	15 100.0	0 0.0
栃木県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
群馬県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
埼玉県	22 100.0	22 100.0	0 0.0
千葉県	30 100.0	30 100.0	0 0.0
東京都	49 100.0	49 100.0	0 0.0
神奈川県	39 100.0	39 100.0	0 0.0
新潟県	7 100.0	7 100.0	0 0.0
山梨県	4 100.0	4 100.0	0 0.0
長野県	7 100.0	7 100.0	0 0.0
富山県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
石川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
岐阜県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
静岡県	17 100.0	17 100.0	0 0.0
愛知県	27 100.0	27 100.0	0 0.0
三重県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
福井県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
滋賀県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
京都府	8 100.0	8 100.0	0 0.0
大阪府	32 100.0	32 100.0	0 0.0
兵庫県	14 100.0	14 100.0	0 0.0
奈良県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
和歌山県	7 100.0	7 100.0	0 0.0
鳥取県	-	-	-
島根県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
岡山県	11 100.0	11 100.0	0 0.0
広島県	10 100.0	10 100.0	0 0.0
山口県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
香川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
徳島県	3 100.0	2 66.7	1 33.3
愛媛県	5 100.0	5 100.0	0 0.0
高知県	2 100.0	2 100.0	0 0.0
福岡県	12 100.0	11 91.7	1 8.3
佐賀県	-	-	-
大分県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
熊本県	3 100.0	3 100.0	0 0.0
長崎県	6 100.0	6 100.0	0 0.0
宮崎県	-	-	-
鹿児島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0
沖縄県	3 100.0	3 100.0	0 0.0

(5)第1類医薬品販売における対応状況
⑦相談に対応した者の資格(図表Ⅱ-20)

	合計	薬剤師	登録販売者	一般従事者	わからなかった
合計	420 100.0	376 89.5	18 4.3	5 1.2	21 5.0
北海道	12 100.0	12 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
青森県	8 100.0	7 87.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0
岩手県	4 100.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
秋田県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宮城県	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山形県	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3
福島県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
茨城県	15 100.0	15 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
栃木県	4 100.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
群馬県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
埼玉県	22 100.0	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
千葉県	30 100.0	26 86.7	1 3.3	0 0.0	3 10.0
東京都	49 100.0	47 95.9	1 2.0	0 0.0	1 2.0
神奈川県	39 100.0	36 92.3	1 2.6	0 0.0	2 5.1
新潟県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0
山梨県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
長野県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0
富山県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
石川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岐阜県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
静岡県	17 100.0	16 94.1	0 0.0	0 0.0	1 5.9
愛知県	27 100.0	24 88.9	1 3.7	1 3.7	1 3.7
三重県	5 100.0	4 80.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0
福井県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3
滋賀県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
京都府	8 100.0	7 87.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0
大阪府	32 100.0	28 87.5	1 3.1	0 0.0	3 9.4
兵庫県	14 100.0	13 92.9	1 7.1	0 0.0	0 0.0
奈良県	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
和歌山県	7 100.0	5 71.4	0 0.0	2 28.6	0 0.0
鳥取県	-	-	-	-	-
島根県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
岡山県	11 100.0	9 81.8	1 9.1	0 0.0	1 9.1
広島県	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山口県	5 100.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0
香川県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
徳島県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0
愛媛県	5 100.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
高知県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
福岡県	12 100.0	9 75.0	1 8.3	0 0.0	2 16.7
佐賀県	-	-	-	-	-
大分県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
熊本県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長崎県	6 100.0	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宮崎県	-	-	-	-	-
鹿児島県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
沖縄県	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(6)第2類医薬品等販売における対応状況

①相談への対応状況(図表Ⅱ-21)

	合計	相談内容に関して、適切な回答があった	相談内容に関して、適切な回答がなかった
合計	657	652	5
	100.0	99.2	0.8
北海道	33	33	0
	100.0	100.0	0.0
青森県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岩手県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
秋田県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
宮城県	17	17	0
	100.0	100.0	0.0
山形県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
福島県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
茨城県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
栃木県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	37	37	0
	100.0	100.0	0.0
千葉県	19	19	0
	100.0	100.0	0.0
東京都	65	65	0
	100.0	100.0	0.0
神奈川県	30	30	0
	100.0	100.0	0.0
新潟県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	9	9	0
	100.0	100.0	0.0
富山県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
石川県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
岐阜県	15	14	1
	100.0	93.3	6.7
静岡県	15	15	0
	100.0	100.0	0.0
愛知県	41	41	0
	100.0	100.0	0.0
三重県	13	13	0
	100.0	100.0	0.0
福井県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
滋賀県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
大阪府	43	43	0
	100.0	100.0	0.0
兵庫県	34	34	0
	100.0	100.0	0.0
奈良県	6	6	0
	100.0	100.0	0.0
和歌山県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
鳥取県	3	3	0
	100.0	100.0	0.0
島根県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
広島県	16	16	0
	100.0	100.0	0.0
山口県	8	7	1
	100.0	87.5	12.5
香川県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
徳島県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
愛媛県	9	9	0
	100.0	100.0	0.0
高知県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	47	45	2
	100.0	95.7	4.3
佐賀県	8	8	0
	100.0	100.0	0.0
大分県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
熊本県	13	13	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	9	9	0
	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	18	18	0
	100.0	100.0	0.0
沖縄県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0

(6)第2類医薬品等販売における対応状況

②相談に対応した者の資格(図表Ⅱ-22)

	合計	薬剤師	登録販売者	一般従事者	わからなかった
合計	657	77	544	14	22
	100.0	11.7	82.8	2.1	3.3
北海道	33	3	28	1	1
	100.0	9.1	84.8	3.0	3.0
青森県	1	0	1	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
岩手県	8	2	5	0	1
	100.0	25.0	62.5	0.0	12.5
秋田県	5	2	3	0	0
	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
宮城県	17	2	15	0	0
	100.0	11.8	88.2	0.0	0.0
山形県	4	1	3	0	0
	100.0	25.0	75.0	0.0	0.0
福島県	8	3	5	0	0
	100.0	37.5	62.5	0.0	0.0
茨城県	10	0	10	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
栃木県	10	0	10	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
群馬県	10	0	10	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
埼玉県	37	4	33	0	0
	100.0	10.8	89.2	0.0	0.0
千葉県	19	6	12	0	1
	100.0	31.6	63.2	0.0	5.3
東京都	65	6	55	1	3
	100.0	9.2	84.6	1.5	4.6
神奈川県	30	2	27	1	0
	100.0	6.7	90.0	3.3	0.0
新潟県	6	0	6	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
山梨県	5	0	5	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
長野県	9	3	5	1	0
	100.0	33.3	55.6	11.1	0.0
富山県	4	2	2	0	0
	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
石川県	7	0	4	2	1
	100.0	0.0	57.1	28.6	14.3
岐阜県	15	0	15	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
静岡県	15	2	12	0	1
	100.0	13.3	80.0	0.0	6.7
愛知県	41	6	33	0	2
	100.0	14.6	80.5	0.0	4.9
三重県	13	0	13	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
福井県	4	2	0	0	2
	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
滋賀県	8	0	8	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
京都府	10	4	5	1	0
	100.0	40.0	50.0	10.0	0.0
大阪府	43	4	34	3	2
	100.0	9.3	79.1	7.0	4.7
兵庫県	34	4	28	1	1
	100.0	11.8	82.4	2.9	2.9
奈良県	6	0	6	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
和歌山県	1	0	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鳥取県	3	0	3	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
島根県	5	0	5	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
岡山県	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
広島県	16	3	13	0	0
	100.0	18.8	81.3	0.0	0.0
山口県	8	5	2	0	1
	100.0	62.5	25.0	0.0	12.5
香川県	8	0	8	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
徳島県	5	0	5	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
愛媛県	9	1	7	1	0
	100.0	11.1	77.8	11.1	0.0
高知県	5	0	5	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
福岡県	47	5	37	2	3
	100.0	10.6	78.7	4.3	6.4
佐賀県	8	2	6	0	0
	100.0	25.0	75.0	0.0	0.0
大分県	10	1	8	0	1
	100.0	10.0	80.0	0.0	10.0
熊本県	13	1	12	0	0
	100.0	7.7	92.3	0.0	0.0
長崎県	4	0	4	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
宮崎県	9	0	8	0	1
	100.0	0.0	88.9	0.0	11.1
鹿児島県	18	0	18	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
沖縄県	10	0	10	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

(6)第2類医薬品等販売における対応状況

③指定第2類医薬品に関する注意喚起の状況(図表Ⅱ-23)

	合計	認識できた	認識できなかった
合計	844	721	123
	100.0	85.4	14.6
北海道	42	33	9
	100.0	78.6	21.4
青森県	1	1	0
	100.0	100.0	0.0
岩手県	8	2	6
	100.0	25.0	75.0
秋田県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
宮城県	18	18	0
	100.0	100.0	0.0
山形県	7	7	0
	100.0	100.0	0.0
福島県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
茨城県	15	11	4
	100.0	73.3	26.7
栃木県	11	11	0
	100.0	100.0	0.0
群馬県	12	12	0
	100.0	100.0	0.0
埼玉県	50	42	8
	100.0	84.0	16.0
千葉県	30	28	2
	100.0	93.3	6.7
東京都	98	82	16
	100.0	83.7	16.3
神奈川県	55	54	1
	100.0	98.2	1.8
新潟県	9	9	0
	100.0	100.0	0.0
山梨県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
長野県	12	10	2
	100.0	83.3	16.7
富山県	8	6	2
	100.0	75.0	25.0
石川県	11	6	5
	100.0	54.5	45.5
岐阜県	19	17	2
	100.0	89.5	10.5
静岡県	18	17	1
	100.0	94.4	5.6
愛知県	51	42	9
	100.0	82.4	17.6
三重県	13	11	2
	100.0	84.6	15.4
福井県	4	2	2
	100.0	50.0	50.0
滋賀県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
京都府	15	11	4
	100.0	73.3	26.7
大阪府	59	56	3
	100.0	94.9	5.1
兵庫県	37	27	10
	100.0	73.0	27.0
奈良県	6	5	1
	100.0	83.3	16.7
和歌山県	1	0	1
	100.0	0.0	100.0
鳥取県	4	4	0
	100.0	100.0	0.0
島根県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
岡山県	6	0	6
	100.0	0.0	100.0
広島県	19	15	4
	100.0	78.9	21.1
山口県	11	8	3
	100.0	72.7	27.3
香川県	10	10	0
	100.0	100.0	0.0
徳島県	5	4	1
	100.0	80.0	20.0
愛媛県	9	8	1
	100.0	88.9	11.1
高知県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
福岡県	49	39	10
	100.0	79.6	20.4
佐賀県	9	7	2
	100.0	77.8	22.2
大分県	10	9	1
	100.0	90.0	10.0
熊本県	16	16	0
	100.0	100.0	0.0
長崎県	5	5	0
	100.0	100.0	0.0
宮崎県	11	11	0
	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	18	16	2
	100.0	88.9	11.1
沖縄県	12	9	3
	100.0	75.0	25.0

(6)第2類医薬品等販売における対応状況

④濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応(図表Ⅱ-24)

	合計	質問等されずに購入できた	複数必要な理由を伝えたところ、購入できた	1つしか購入できなかった
合計	809	107	399	303
	100.0	13.2	49.3	37.5
北海道	42	5	30	7
	100.0	11.9	71.4	16.7
青森県	1	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	100.0
岩手県	7	2	2	3
	100.0	28.6	28.6	42.9
秋田県	5	1	3	1
	100.0	20.0	60.0	20.0
宮城県	15	3	8	4
	100.0	20.0	53.3	26.7
山形県	7	1	4	2
	100.0	14.3	57.1	28.6
福島県	8	2	4	2
	100.0	25.0	50.0	25.0
茨城県	15	1	6	8
	100.0	6.7	40.0	53.3
栃木県	11	1	4	6
	100.0	9.1	36.4	54.5
群馬県	12	1	9	2
	100.0	8.3	75.0	16.7
埼玉県	48	7	18	23
	100.0	14.6	37.5	47.9
千葉県	29	4	13	12
	100.0	13.8	44.8	41.4
東京都	96	12	54	30
	100.0	12.5	56.3	31.3
神奈川県	55	4	29	22
	100.0	7.3	52.7	40.0
新潟県	9	0	4	5
	100.0	0.0	44.4	55.6
山梨県	5	0	3	2
	100.0	0.0	60.0	40.0
長野県	8	2	3	3
	100.0	25.0	37.5	37.5
富山県	8	1	3	4
	100.0	12.5	37.5	50.0
石川県	11	1	6	4
	100.0	9.1	54.5	36.4
岐阜県	19	2	10	7
	100.0	10.5	52.6	36.8
静岡県	18	2	9	7
	100.0	11.1	50.0	38.9
愛知県	50	8	25	17
	100.0	16.0	50.0	34.0
三重県	13	1	7	5
	100.0	7.7	53.8	38.5
福井県	4	3	1	0
	100.0	75.0	25.0	0.0
滋賀県	10	1	4	5
	100.0	10.0	40.0	50.0
京都府	13	2	9	2
	100.0	15.4	69.2	15.4
大阪府	58	5	19	34
	100.0	8.6	32.8	58.6
兵庫県	33	9	14	10
	100.0	27.3	42.4	30.3
奈良県	6	0	4	2
	100.0	0.0	66.7	33.3
和歌山県	1	1	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
鳥取県	4	1	2	1
	100.0	25.0	50.0	25.0
島根県	5	3	1	1
	100.0	60.0	20.0	20.0
岡山県	4	1	1	2
	100.0	25.0	25.0	50.0
広島県	18	1	6	11
	100.0	5.6	33.3	61.1
山口県	10	2	4	4
	100.0	20.0	40.0	40.0
香川県	10	1	0	9
	100.0	10.0	0.0	90.0
徳島県	5	1	3	1
	100.0	20.0	60.0	20.0
愛媛県	6	0	3	3
	100.0	0.0	50.0	50.0
高知県	5	1	4	0
	100.0	20.0	80.0	0.0
福岡県	48	6	26	16
	100.0	12.5	54.2	33.3
佐賀県	9	1	6	2
	100.0	11.1	66.7	22.2
大分県	9	1	6	2
	100.0	11.1	66.7	22.2
熊本県	13	1	10	2
	100.0	7.7	76.9	15.4
長崎県	5	0	3	2
	100.0	0.0	60.0	40.0
宮崎県	11	1	7	3
	100.0	9.1	63.6	27.3
鹿児島県	18	4	7	7
	100.0	22.2	38.9	38.9
沖縄県	12	0	5	7
	100.0	0.0	41.7	58.3

※集計対象医薬品は下記の成分が入っているものに限る

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ブロムワレリル尿素
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン

(6)第2類医薬品等販売における対応状況

⑤購入時に対応した者の資格(図表Ⅱ-25)

	合計	薬剤師	登録販売者	一般従事者	わからなかった
合計	187 100.0	19 10.2	131 70.1	31 16.6	6 3.2
北海道	9 100.0	1 11.1	8 88.9	0 0.0	0 0.0
青森県	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-
宮城県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
山形県	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0
福島県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
茨城県	5 100.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0
栃木県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
埼玉県	13 100.0	0 0.0	11 84.6	2 15.4	0 0.0
千葉県	11 100.0	3 27.3	7 63.6	1 9.1	0 0.0
東京都	33 100.0	1 3.0	24 72.7	7 21.2	1 3.0
神奈川県	25 100.0	1 4.0	14 56.0	8 32.0	2 8.0
新潟県	3 100.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
山梨県	-	-	-	-	-
長野県	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
富山県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0
石川県	4 100.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0
岐阜県	4 100.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0
静岡県	3 100.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
愛知県	10 100.0	1 10.0	8 80.0	0 0.0	1 10.0
三重県	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-
滋賀県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
京都府	5 100.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0
大阪府	16 100.0	1 6.3	12 75.0	2 12.5	1 6.3
兵庫県	3 100.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
奈良県	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-
鳥取県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
島根県	-	-	-	-	-
岡山県	5 100.0	0 0.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0
広島県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0
山口県	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
香川県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
徳島県	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-
福岡県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
佐賀県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
大分県	-	-	-	-	-
熊本県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0
長崎県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
宮崎県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	-	-	-	-	-
沖縄県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0

	合計	薬剤師・登録販売者がレジ対応をした	主にレジ対応は薬剤師・登録販売者以外、情報提供や相談は薬剤師・登録販売者	医薬品購入前に薬剤師・登録販売者から声をかけられた	レジで薬剤師または登録販売者に相談してから会計をするよう言われた	薬剤師・登録販売者の説明が必要か聞かれ「必要ない」と答えたとそのまま売ってくれた	質問等されずに医薬品を購入してきた	その他
合計	187	150	23	0	0	0	14	0
	100.0	80.2	12.3	0.0	0.0	0.0	7.5	0.0
北海道	9	9	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	1	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山形県	3	1	2	0	0	0	0	0
	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	2	2	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	5	5	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	1	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	2	1	0	0	0	0	1	0
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
埼玉県	13	11	1	0	0	0	1	0
	100.0	84.6	7.7	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0
千葉県	11	10	1	0	0	0	0	0
	100.0	90.9	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	33	25	5	0	0	0	3	0
	100.0	75.8	15.2	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
神奈川県	25	15	8	0	0	0	2	0
	100.0	60.0	32.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0
新潟県	3	3	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	3	2	1	0	0	0	0	0
	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富山県	4	3	0	0	0	0	1	0
	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
石川県	4	2	1	0	0	0	1	0
	100.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
岐阜県	4	4	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	3	3	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	10	9	0	0	0	0	1	0
	100.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	2	2	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	5	5	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪府	16	13	2	0	0	0	1	0
	100.0	81.3	12.5	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0
兵庫県	3	3	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	1	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	5	3	0	0	0	0	2	0
	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
広島県	3	2	1	0	0	0	0	0
	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	3	3	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県	2	1	0	0	0	0	1	0
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	2	2	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	1	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	3	2	1	0	0	0	0	0
	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長崎県	1	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	2	2	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	2	2	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

医薬発 1226 第 2 号
令和 7 年 12 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律等の施行等について
(公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日 (令和
8 年 5 月 1 日) 施行事項関係)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律 (令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。) については令和
7 年 5 月 21 日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律の施行期日を定める政令 (令和 7 年政令第 271 号) により、改正法
附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については、令和 8 年 5 月 1 日から施行することと
されたところです。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和 7 年
政令第 362 号。以下「整備政令」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生
労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和 7 年厚生労働省令第 117 号。以下「整
備省令」という。) 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理
に関する告示 (令和 7 年厚生労働省告示第 324 号) がそれぞれ令和 7 年 10 月 31 日、
同年 11 月 28 日、本日 12 月 26 日に公布され、一部の規定を除き、令和 8 年 5 月 1
日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴
管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、
その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 要指導医薬品（改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）（以下「新薬機法」という。）第 4 条及び第 9 条の 4 並びに整備省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「薬機則」という。）（以下「新薬機則」という。）第 7 条の 2 関係）

- 1 要指導医薬品については、対面のほか、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用をすることが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの（第 2 の 1 参照）による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行うことが可能とされたこと。
- 2 適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要な要指導医薬品として、厚生労働大臣が意見を聴いて指定する要指導医薬品を「特定要指導医薬品」としたこと。なお、当該特定要指導医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第三項第四号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定要指導医薬品（令和 7 年厚生労働省告示第 280 号）において定めたこと。
- 3 厚生労働大臣は、次に掲げる医薬品の区分に応じて、それぞれに定める場合に該当すると認めるときは、当該医薬品を薬事審議会の意見を聴いて要指導医薬品として指定することができること。なお、当該要指導医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（令和 7 年厚生労働省告示第 281 号）において定めたこと。
 - （1）①又は②に掲げる医薬品 医薬品の特性その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合
 - ① その製造販売の承認の申請に際して、新薬機法第 14 条第 12 項に該当するとされた医薬品
 - ② その製造販売の承認の申請に際して①に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品
 - （2）一般用医薬品 医薬品の特性及び使用の実態その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合
- 4 特定要指導医薬品及び承認時に新薬機法第 4 条第 6 項に基づく要指導医薬品に指定される医薬品については、当面、適正使用の確保の観点から、薬剤師の面前で当該医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品に限定すること。

第2 要指導医薬品等の情報提供及び販売等に係る規定の整備

1 要指導医薬品に係る情報の提供（新薬機法第4条第5項及び第9条の4第1項、新薬機則第7条の2並びに整備省令による改正前の薬機則（以下「旧薬機則」という。）第15条の13第2項関係）

要指導医薬品は、薬剤師の対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする事が可能な方法その他の方法（例：ビデオ通話）により医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として以下の要件を満たした上で情報の提供を行うこと。

- （1）当該薬剤師が、オンライン服薬指導を行うことが困難な事情の有無を確認し、当該オンライン服薬指導を行うことができるとその都度責任をもって判断できること。
- （2）①②に掲げる事項について医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に対して明らかにすること。

① 情報通信に係る障害が発生した場合における当該障害の程度、服用に当たり複雑な操作が必要な医薬品を当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に対してはじめて販売又は授与する場合における当該者の当該医薬品に関する理解の程度等のオンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項

② オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

なお、旧薬機則第15条の13第2項に規定していた調剤された薬剤に関する情報の提供及び指導については、新薬機則第7条の2第2項により読み替えて適用される同令同条第1項に基づき、引き続き適切に対応されたい。

2 要指導医薬品の特定販売（新薬機法第4条、第9条、第26条及び第29条の2並びに新薬機則第1条の2、第15条の6第139条、第147条の7、第158条の11及び別表第一の三関係）

- （1）要指導医薬品は、適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要な特定要指導医薬品を除き、特定販売を行うことが可能となること。

これに伴い、以下の対応が必要となること。

- ① その薬局又は店舗においてその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対して要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）を販売し、又は授与する場合については、薬局の開設又は店舗販売業の許可の申請時に、その者との間の通信手段や、特定販売を行う医薬品の区分（要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）を含む。）を記載した書類を提出することとしたこと。

② 薬局又は店舗において要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）の特定販売を行う場合は、以下に掲げるところにより行わなければならないこと。

ア 当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。

イ 特定販売を行うことについて広告するときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）の陳列の状況を示す写真や、特定販売を行う要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）の使用期限に関する情報を、見やすく表示すること

ウ 特定販売を行うことについて広告するときは、要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。

③ 対面以外の方法で情報提供を行った場合には、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、薬剤師によって当該情報提供が行われた者であることを確認した上で、当該情報提供を行った薬剤師に販売させること。

3 特定要指導医薬品の販売等（新薬機法第36条の5、新薬機則第158条の11の2関係）

薬局開設者又は店舗販売業者は、特定要指導医薬品につき、次の（1）（2）に定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に対面により販売させ、又は授与させなければならないこと。

（1）特定要指導医薬品が、その適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要とされた理由を踏まえた対応を行うこと。

（2）（1）のほか、当該特定要指導医薬品の販売又は授与の際に留意すべき事項に基づき、販売又は授与を行うこと。

第3 指定濫用防止医薬品の販売時の情報提供等に係る規定の整備

1 指定濫用防止医薬品（新薬機法第36条の11第1項関係）

新薬機法第36条の11第1項において、（1）から（3）までに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）であって、その濫用をした場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて定める医薬品を「指定濫用防止医薬品」としたこと。指定濫用防止医薬品については、追って、薬事審議会の意見を聴いた上指定し、示

すものであること。

- (1) 薬局製造販売医薬品
- (2) 要指導医薬品
- (3) 一般用医薬品

2 指定濫用防止医薬品の情報提供等の方法（新薬機法第 36 条の 11 第 1 項及び新薬機則第 159 条の 18 の 2 から第 159 条の 18 の 7 まで関係）

指定濫用防止医薬品を販売若しくは授与し、又は配置する場合には、その薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、以下に定めるとおり、必要な情報を提供させなければならないこと。ただし、薬局開設者又は店舗販売業者において、薬剤師等に販売し、又は授与するときはこの限りでないこと。

なお、指定濫用防止医薬品である場合も含め、従来通り、薬局製造販売医薬品については薬局において薬剤師が、要指導医薬品については薬局又は店舗において薬剤師が、一般用医薬品については薬局若しくは店舗又は配置販売において薬剤師又は登録販売者が情報の提供を行うものであること。

(1) 情報提供を行う場所（新薬機則第 159 条の 18 の 2 関係）

指定濫用防止医薬品の情報提供を行う場所については、当該指定濫用防止医薬品の区分に応じ、以下のとおりとすること。なお、新薬機則第 159 条の 18 の 2 第 1 項は薬局製造販売医薬品である指定濫用防止医薬品について定めたものであり、同条第 2 項から第 4 項までにおいて、それぞれ要指導医薬品、第 1 類医薬品、第 2 類医薬品及び第 3 類医薬品である指定濫用防止医薬品について同条第 1 項を適用するための読替えを定めていること。

① 薬局製造販売医薬品である指定濫用防止医薬品

薬局における情報の提供を行う場所において行うこと。

② 要指導医薬品及び一般用医薬品である指定濫用防止医薬品

薬局や店舗における情報を提供する設備がある場所のほか、レジや許可区域内における医薬品を販売する場所など、薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 1 条第 1 項第 5 号又は第 2 条第 5 号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所において行うこと。なお、特定販売を行う場合については、当該薬局又は店舗内の場所において行うこと。

(2) 情報提供の実施（新薬機則第 159 条の 18 の 2 関係）

当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることについて、当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供すること。

また、情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと、質問の有無について、薬剤師又は登録販売者に行わせること。

なお、情報提供の実施については、従前通り、薬局製造販売医薬品である指定濫用防止医薬品については薬機則第 158 条の 8 第 2 項に定める事項、要指導医薬品である指定濫用防止医薬品については薬機則第 158 条の 12 第 2 項各号に定める事項、第 1 類医薬品である指定濫用防止医薬品については薬機則第 159 条の 15 第 2 項各号（薬機則第 158 条の 18 において読み替えて準用する場合を含む。）に定める事項は引き続き適用されるものであるため、これらを遵守すること。また、第 2 類医薬品である指定濫用防止医薬品については、薬機則第 159 条の 16 第 1 項の努力義務が引き続き適用されるものであること。

（３）情報提供の方法（新薬機則第 7 条の 2 関係）

① 指定濫用防止医薬品については、新薬機則第 7 条の 2 第 3 項により読み替えて適用される同条第 1 項の規定により、対面によるもののほか、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が、その薬局若しくは店舗又は配置販売において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の求めに応じて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法（例：ビデオ通話）により行われる情報の提供を行わせる場合であって、当該薬剤師又は登録販売者が、対面によらない方法での情報の提供を行うことが困難な事情の有無を確認し、当該対面によらない方法での情報の提供を行うことができるとその都度責任をもって判断するときに、次のア及びイに掲げる事項について医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に対して明らかにした上で情報の提供を行うものとする。

ア 情報通信に係る障害が発生した場合における当該障害の程度、服用に当たり複雑な操作が必要な医薬品を当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に対してはじめて販売又は授与する場合における当該者の当該医薬品に関する理解の程度等の対面によらない方法による情報の提供を行うことの可否についての判断の基礎となる事項

イ 対面によらない方法による情報の提供に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

② また、情報提供の方法については、書面のほか、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法を用いて実施すること。

（４）販売時の確認事項（新薬機法第 36 条の 11 第 2 項及び新薬機則第 159 条の 18 の 5 関係）

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、薬剤師又は登録販売者に

情報の提供を行わせるに当たっては、当該薬剤師又は登録販売者に以下の事項を確認させなければならないこと。

- ① 年齢
 - ② 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
 - ③ その薬局若しくは店舗又は配置販売において指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が 18 歳に満たない者である場合は当該者の氏名
 - ④ 当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の当該指定濫用防止医薬品及びそれ以外の指定濫用防止医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ⑤ 当該指定濫用防止医薬品をその薬局若しくは店舗又は配置販売において購入し、又は譲り受けようとする者が、厚生労働大臣が定める数量を超えて当該指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由
 - ⑥ 当該指定濫用防止医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
 - ⑦ その他情報の提供を行うために確認が必要な事項
- (5) 対面等による情報提供が必要となる年齢及び数量について（新薬機法第 36 条の 11 第 3 項及び新薬機則第 159 条の 18 の 6 関係）
- 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、以下①②の場合（配置販売業者は②に限る。）を除き、指定濫用防止医薬品ごとに、厚生労働大臣が定める数量を超えて指定濫用防止医薬品を販売し、若しくは授与し、又は 18 歳に満たない者に指定濫用防止医薬品を販売し、若しくは授与してはならないこと。
- ① 薬剤師等に販売し、又は授与するとき
 - ② その薬局若しくは店舗において又は配置販売によって、指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、18 歳以上の者又は 18 歳に満たない者であって厚生労働大臣が定める数量以下の数量の指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者である場合において、対面等により情報の提供を行わせるとき
- (6) 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、指定濫用防止医薬品に係る販売時の情報の提供ができない場合や、指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の適正な使用を確保することができないと認められる場合には、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与してはならないこと。
- (7) 指定濫用防止医薬品販売等手順書
- 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与する場合においては、次に掲げる手順を記載した指定濫用防

止医薬品販売等手順書（以下「指定濫用防止医薬品販売等手順書」という。）を作成しなければならないこと。

①販売又は授与の方法に関する手順

②指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者への情報提供や当該者への販売時の確認に関する手順

③陳列に関する手順

④厚生労働大臣が定める数量を超えて指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合や、当該数量以下の数量の指定濫用防止医薬品を頻繁に購入し又は譲り受けようとする場合であって適正な使用を確保することができないと認められる場合その他これに類する場合の対応の手順

⑤その他適正な販売又は授与に関する必要と考えられる事項に関する手順

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与する場合においては、当該薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づき、適正な方法により指定濫用防止医薬品の販売・授与に係る業務を行わせなければならないこと。

（８）薬局及び店舗における掲示（薬機法第 9 条の 5 及び第 29 条の 4 並びに薬機則第 15 条の 15、第 147 条の 12 及び別表第一の二関係）

薬局開設者又は店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、薬局又は店舗を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該薬局又は店舗の見やすい場所に掲示しなければならないこととされている。

指定濫用防止医薬品の販売に関しては、次に掲げる情報を、薬局又は店舗の見やすい場所に掲示すること。

ア 指定濫用防止医薬品の定義及びこれに関する解説

イ 指定濫用防止医薬品の表示に関する解説

ウ 指定濫用防止医薬品の情報の提供に関する解説

エ 指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説

オ 指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

（９）特定販売の方法等（新薬機則 15 条の 6、第 147 条の 7 及び別表第一の二関係）

① 薬局開設者又は店舗販売業者が特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、指定濫用防止医薬品の販売に関する

制度に関する事項として次に掲げる情報を、見やすく表示すること。

ア 指定濫用防止医薬品の定義及びこれに関する解説

イ 指定濫用防止医薬品の表示に関する解説

ウ 指定濫用防止医薬品の情報の提供に関する解説

エ 指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説

オ 指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

(10) 配置販売業者の対応（薬機則第 149 条の 10 及び別表第一の四関係）

配置販売業者は、一般用医薬品を配置するときは、別表第一の四に掲げる事項を記載した書面を添えて配置しなければならないこととしている。指定濫用防止医薬品である一般用医薬品を配置するときは、以下の事項を記載した書面を添えて配置すること。

① 指定濫用防止医薬品の定義等に関する解説

② 指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

3 指定濫用防止医薬品の表示（新薬機法第 50 条第 9 号並びに新薬機則第 209 条の 4 及び第 212 条の 3 関係）

(1) 指定濫用防止医薬品の表示

指定濫用防止医薬品については、新薬機法第 50 条第 9 号等の規定により、その直接の容器又は直接の被包に、以下①又は②のとおり記載されていなければならないこと。

また、直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は直接の被包への記載が、外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載されていなければならないこと。

① 内容量が厚生労働大臣が定める数量以下の指定濫用防止医薬品

「要確認」の字句を記載しなければならないこと。具体的には、枠は四角枠として以下のように記載すること。

要確認

② ①以外の指定濫用防止医薬品

「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句を記載しなければならないこと。具体的には、枠は四角枠として以下のように記載すること。

要確認

要確認

ここでいう直接の容器又は直接の被包には、いわゆる内袋（P T Pシート等）は含まれないこと。

また、「要確認」等の文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならないこと。ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明瞭に判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができること。

「要確認」等の文字は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字を用いなければならないこと。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため、当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りでないこと。

例えば、販売名等の表記に用いる文字等の大きさが 8 ポイント未満である場合、「要確認」等の文字の大きさは、販売名等の表記に用いる文字等の大きさと同じであれば、8 ポイント未満でも差し支えないこととすること。

上記に加え、障害者に配慮した表示等を行うことは差し支えないが、容器又は被包の色調等に注意しつつ、適切に表示することとすること。

「要確認」等の文字は、薬局又は店舗において医薬品の販売等に従事する者又は配置販売に従事する者が販売時に確認できるよう、バーコードがある面に記載すること。ただし、バーコードがない場合等は、当該者が販売時に見つけやすい位置に記載すること。

なお、指定濫用防止医薬品については、その外部の容器又は外部の被に「要確認」等の字句が記載されている場合には、これらの字句が指定濫用防止医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されていることを要しないこと。

（2）指定濫用防止医薬品の表示の経過措置（改正法附則第 8 条）

改正法の施行の際現に改正法による改正前の薬機法（以下「旧薬機法」という。）の規定に適合する表示がされている医薬品であつて、指定濫用防止医薬品に該当するものが、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 5 月 1 日）から 1 年以内に製造販売をされたときは、施行の日から起算して 3 年間は、当該医薬品の容器又は被包に引き続き旧薬機法第 50 条及び第 51 条の規定に適合する表示がされている限り、新薬機法の規定に適合する表示がされているものとみなすこと。

改正法の円滑な施行のため、改正法の施行日（令和 8 年 5 月 1 日）以降、店舗等において販売等される指定濫用防止医薬品に「要確認」等の記載が行われていることを促す観点から、「要確認」等の表示がされている医薬品が改正法の施行日以前から製造販売等されることは差し支えないこと。

なお、製造販売業者の責任の下、店舗等において、その容器又は被包にシ

ール等を貼付することにより指定濫用防止医薬品の表示を行うことも認められること。

4 指定濫用防止医薬品の陳列（新薬機法第 57 条の 2 及び新薬機則第 218 条の 5 関係）

（1）陳列について

薬局開設者又は店舗販売業者は、第 2 類医薬品又は第 3 類医薬品である指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品の適正な使用を確保するよう、以下の方法により、陳列しなければならないこと。

① 指定濫用防止医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでないこと。

② 整備省令による改正後の薬局等構造設備規則（以下「改正後構造設備規則」という。）第 1 条第 1 項第 14 号又は第 2 条第 13 号に規定する情報を提供するための設備から 7 メートル以内の範囲に陳列し、当該設備にその薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置すること。

なお、7 メートル以内の陳列を行うこととする場合には、継続的に配置される薬剤師又は登録販売者から目の届く距離として設定している趣旨を踏まえ、死角となる柱や高い陳列棚で隠れてしまう場合の裏側等への陳列は避けること。

また、「継続的に配置」の考え方については、薬剤師又は登録販売者が情報を提供するための設備に継続的に配置される場合には、制度趣旨を踏まえ、原則として当該情報を提供するための設備のある場所において業務を行うこと。

5 許可の基準

（1）構造設備の基準（改正後構造設備規則第 1 条及び第 2 条関係）

① 薬局について

指定濫用防止医薬品を販売・授与する薬局の構造設備の基準については以下のとおりとしたこと。

ア 指定濫用防止医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。

イ 以下のいずれかの措置が採られていること。ただし、指定濫用防止医薬品を陳列しない場合又は指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備が

ら7メートル以内の範囲に情報を提供するための設備を置き、当該設備にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置する場合は、この限りでない。

- ・ 指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「指定濫用防止医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。
- ・ 鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備を有すること。

ウ 開店時間のうち、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、指定濫用防止医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

エ 指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、指定濫用防止医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合や、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

② 店舗販売業の店舗について

5（1）①と同様のものであること。

（2）業務体制の基準（整備省令による改正後の薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第4号）第1条及び第2条関係）

① 薬局開設者が講じなければならない措置

ア 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施には、指定濫用防止医薬品の販売・授与にあたっての指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が

含まれるため、適切に実施すること。

イ 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施には、指定濫用防止医薬品の販売・授与にあたっての指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が含まれるため、適切に実施すること。

② 店舗販売業者が講じなければならない措置

要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施には、指定濫用防止医薬品の販売・授与にあたっての指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が含まれるため、適切に実施すること。

③ 配置販売業者が講じなければならない措置

一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施には、指定濫用防止医薬品の販売・授与にあたっての指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が含まれるため、適切に実施すること。

6 その他

このほか、指定濫用防止医薬品に関する運用上の取扱いの詳細や留意点については、別途示す予定であること。

第4 リアルワールドデータの承認申請等への利活用等に係る規定の整備

1 新医薬品等の再審査等の資料について（新薬機法第14条の4第5項、第23条の2の9第4項及び第23条の29第4項並びに新薬機則第59条第1項、第114条の40第1項及び第137条の40第1項関係）

医薬品又は再生医療等製品の再審査、医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績評価に係る申請の際に提出する資料について、使用成績、副作用（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品にあっては不具合）による疾病、障害、死亡又はその使用によるものと疑われる感染症の発現状況や、品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査（製造販売後データベース調査）等のリアルワールドデータに基づく資料等の提出が可能であることを明確化したこと。

2 医薬品等の承認申請資料等について（新薬機法第14条第3項、第23条の2の5第3項及び第23条の25第3項並びに新薬機則第40条第1項、第114条の19第1項及び第137条の23第1項関係）

医薬品、医療機器、再生医療等製品等の製造販売承認申請において添付する資料について、診療等により得られる個人の心身の状態に関する情報を分析して作成された資料等のリアルワールドデータに基づく資料の提出が可能であることを明確化したこと。

なお、リアルワールドデータに基づく資料を承認申請資料に含めるか否かにかかわらず、従前のとおり、承認申請にあたっては、その時点における医学薬学等の学問水準に基づき、倫理性、科学性及び信頼性の確保された資料により、申請に係る医薬品等の品質、有効性及び安全性を立証するための十分な根拠が示される必要があること。

承認申請において添付する資料等に係る具体的な取扱いについては、別途示す予定であること。

第5 希少・重篤な疾患に対する医薬品等に係る条件付承認の見直し

1 条件付承認に係る取扱い等について（新薬機法第14条の2の2、第23条の2の6の2及び第74条の2第1項並びに新薬機則第53条の9から第53条の13まで及び第114条の36の2から第114の36の6まで関係）

- （1）厚生労働大臣は、製造販売の承認の申請に係る医薬品、医療機器等が、医療上特にその必要性が高いと認められる場合であって、申請に係る効能、効果等を有すると合理的に予測できるものである等のときは、薬事審議会の意見を聴いて、当該医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する調査の実施を条件とするほか、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の必要な条件を付してその品目に係る承認を与えることができるものとしたこと。
- （2）旧薬機法第14条第5項及び第23条の2の5第5項の規定における検証的臨床試験が困難と考えられるとき及び検証的臨床試験を提出しない場合の手續に係る規定を削除したこと。
- （3）新薬機法第14条の2の2第2項又は第23条の2の6の2第2項の規定による調査の申請に当たっては、製造販売業者は1の承認に当たって条件として付された臨床試験、製造販売後調査等の成績等を資料として提出すること。当該調査の結果を踏まえ、薬機法第14条第2項第3号イからハまで又は第23条の2の5第2項第3号イからハまでのいずれかに該当すると認められるときは、薬事審議会の意見を聴いて、承認を取り消すものであること。また、厚生労働大臣は、当該調査の結果を踏まえ、必要な場合は条件の変更又は適正な使用のために必要な措置の再度の実施を製造販売業者に命ずることができること。

2 条件付承認を受けた医薬品等に係る留意事項

製造販売業者は、従前の条件付き承認制度と同様に、添付文書等において、条件付承認制度を適用した医薬品等である旨、承認の条件、得られている臨床試験の成績等について適切に情報提供する必要があることに留意すること。

3 その他

(1) 経過措置等について（改正法附則第6条及び第12条関係）

改正法の施行の日（令和8年5月1日）時点で既に旧薬機法に基づく条件付き承認を受けている医薬品等及び承認申請され条件付承認するかどうかの判断が行われていない医薬品等については、なお従前の例によること。

(2) その他

このほか、条件付承認に係る取扱いについては、別途示す予定であること。

第6 小児用医薬品のドラッグ・ロス解消に向けた開発計画作成の促進等

1 小児用医薬品の開発計画の作成について（新薬機法第14条の8の2及び新薬機則第69条の2関係）

医療用医薬品（体外診断用医薬品及び新薬機法第14条の2の2の2第1項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）であって、有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が既承認の医薬品と異なるものを開発する際に、製造販売業者は、資料の収集に関する事項その他の小児の疾病の診断、治療又は予防に使用する医薬品の品質、有効性及び安全性に関する事項を記載した計画の作成等に努めなければならないことを規定したこと。

従前より、小児用医薬品の開発計画については独立行政法人医薬品医療機器総合機構において任意で確認を行うこととしてきたところ、今般の改正を踏まえた開発計画の取扱い等については、別途示す予定であること。

2 再審査に係る取扱いについて（新薬機法第14条の4第1項及び第3項関係）

薬機法第77条の2第3項の規定により指定された特定用途医薬品に係る調査期間については4年以上6年未満とされているところ、当該規定を削除したこと。当該改正に伴い、特定用途医薬品に係る調査期間は承認申請の内容に応じて判断することとしたこと。

また、厚生労働大臣は、新医薬品の再審査を適正に行うため特に必要があるときと認めるときは、薬事審議会の意見を聴いて、調査期間を、その承認のあった日後12年を超えない範囲内において延長することができるものとしたこと。

再審査に係る調査期間等の取扱いについては、別途示す予定であること。

第7 医薬品及び体外診断用医薬品に係る製造管理者の要件等の見直し

- 1 医薬品又は体外診断用医薬品の製造管理者として薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合の取扱い（新薬機法第 17 条第 5 項第 3 号及び第 23 条の 2 の 14 第 10 項第 2 号並びに新薬機則第 88 条及び第 114 条の 53 の 2 関係）

医薬品又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、製造管理者として薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合、下記の「（１）薬剤師以外の技術者の要件」を満たす者を、「（２）薬剤師以外の技術者を置くことができる期間」に限り、製造管理者として置くことができること。

（１） 薬剤師以外の技術者の要件

以下のいずれかの要件を満たす者でなければならないこと。

① 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

② 厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

（２） 薬剤師以外の技術者を置くことができる期間

薬剤師以外の技術者を置くことができる期間は、技術者を置いた日から起算して5年としたこと。

- 2 製造業者の遵守事項（新薬機則第 96 条の 2 及び第 114 条の 54 の 4 関係）

医薬品又は体外診断用医薬品の製造業者は、上記 1 により製造管理者として薬剤師以外の技術者を置く場合には、以下の措置を適切に実施すること。

（１）薬剤師以外の技術者である製造管理者を補佐する薬剤師を置くこと

（２） 1 （２）の期間の経過後は、製造管理者として薬剤師を置くことができるよう、製造管理者として必要な能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置

- 3 その他

製造管理者として薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合に医薬品又は体外診断用医薬品の製造管理者として薬剤師以外の技術者を置くときの取扱い、許可等の申請における具体的な手続き等については、別途示す予定であること。

第8 検定実施体制の合理化

- 1 検定について（新薬機法第 43 条関係）

旧薬機法第 43 条に規定する「検定」を「検査」に改めること。

2 検査の申請について（整備政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号。以下「薬機令」という。）（以下「新薬機令」という。）第 58 条及び新薬機則第 197 条第 2 項関係）

（1）検査を受けようとする者（以下「出願者」という。）は、検査申請書を直接検査機関に提出しなければならないこと。

（2）厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「指定製剤」という。）においては、検査申請書に添付する書類のうち、承認の際に交付される書類（新薬機法第 14 条第 14 項の届出を行っている場合には、当該届書（当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。）の写しを含む。以下「承認書」という。）の写しは不要とすること。

3 試験品の送付について（新薬機令第 59 条関係、新薬機則第 199 条関係）

出願者は、試験品の検査を要するものとして厚生労働大臣の定める医薬品、医療機器又は再生医療等製品について検査を受けようとするときは、厚生労働大臣の定める数量の試験品を採取し、これを適当な容器に収め、これに次に掲げる事項を記載し、検査機関に送付しなければならないこと。

- ・ 出願者の氏名
- ・ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称
- ・ 製造番号又は製造記号
- ・ 製造年月日
- ・ 採取量

4 検査合格証明書について（新薬機令第 60 条関係）

検査機関は、申請された医薬品等について、厚生労働大臣の定める基準によって検査を行い、その結果を出願者に通知し、かつ、検査に合格したときは、検査合格証明書を出願者に交付しなければならないこと。

5 製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更等の申請に係る添付資料について（新薬機則第 197 条の 4 第 2 項及び第 4 項並びに第 197 条の 5 第 2 項及び第 4 項関係）

指定製剤に該当する品目の検定の申請に係る同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の製造及び試験の記録等を要約した書類の様式の作成又は変更等の申請について、当該指定製剤に該当する品目の検査機関が独立行政法人医薬品医療機器総合機構である場合は、申請書に添付する書類のうち、承認書の写し又は承認申請書の写しは不要とすること。

6 管理の徹底及びその記録について（新薬機則第 198 条関係）

出願者は、検査を受けようとするときは、採取した試験品を除いた検査を受けようとする医薬品等について、販売又は授与の用に供する容器又は被包に入れ、これを当該医薬品等の他のロット及び当該医薬品等以外の医薬品等と区分するため、識別表示その他適切な方法で管理し、出納を行うとともに、その記録を作成し、その作成の日から 5 年間保存しなければならないこととすること。

7 合格情報の掲載について（新薬機則第 200 条関係）

検査機関は、検査合格証明書を交付したときは、当該検査に合格した医薬品等に係る次に掲げる事項を検査機関のホームページに掲載しなければならないこととすること。

- ・ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称
- ・ 製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の名称
- ・ 製造番号又は製造記号
- ・ 検査の合格年月日

8 規定の廃止等について

（1）検定に合格した医薬品等に係る表示等について（整備政令による改正前の薬機令（以下「旧薬機令」という。）第 61 条、旧薬機則第 201 条関係）

検定合格証明書の交付を受けたときにおいて、検定に合格した医薬品等を収めた容器又は被包に検定に合格した旨の表示をしなければならない義務及び都道府県知事が薬事監視員に当該表示が付されていることを確認させる義務に係る旧薬機令及び旧薬機則の規定を廃止すること。

なお、改正法の施行日（令和 8 年 5 月 1 日）以降であっても、旧薬機則の規定による表示（検定に合格した旨の表示）がなされた製品が流通されることは差し支えないこと。

（2）保管状況の確認等について（旧薬機則第 199 条第 3 項関係）

薬事監視員による採取した試験品の封印の義務及び都道府県知事が薬事監視員に採取した試験品を除く検定を受けようとする医薬品等の保管状況を確認させる義務に係る旧薬機則の規定を廃止すること。

なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が新薬機法第 69 条に基づく立入検査等において当該保管状況等を確認することとすること。

9 経過措置について（改正法附則第 7 条、第 12 条関係）

（1）改正法の施行の日（令和 8 年 5 月 1 日）において、旧薬機法第 43 条第 1

項又は第2項の検定を受け、かつ、これに合格している医薬品等及び(2)の経過措置の適用を受け検定に合格した医薬品等は、新薬機法第43条第1項又は第2項の検査を受け、かつ、これに合格したものとみなすこと。

(2) 改正法の施行の日(令和8年5月1日)までに、旧薬機法第43条第1項又は第2項の検定の申請を受け、これに合格させるかどうかの処分がされていないものについては、1～8にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。

10 その他

このほか、検査に関する運用上の取扱いの詳細や留意点については、別途示す予定であること。

第9 日本薬局方に収められている医薬品に係る取扱いの見直し(新薬機法第50条第6号及び第56条関係)

日本薬局方に収められている医薬品については、日本薬局方に適合していることを原則としつつも、安定供給上の対応を含め、科学的に妥当な理由がある場合であって、かつ、性状又は品質が適正なものと認められる場合には個別に承認することを可能とし、承認を受けた医薬品(当該医薬品の製造の用に供するものを含む。)については、当該承認に係る規格、試験方法等による製造等を可能としたこと。また、当該承認を受けた医薬品等については、原則として、その有効成分等の名称及びその分量を容器等に記載しなければならないこととしたこと。なお、国内で承認される医薬品等の規格及び試験方法については引き続き日本薬局方への適合が原則であり、製造販売業者には、日本薬局方の国際整合性確保のため、基準作成や改訂作業に協力を要請する場合があること。

このほか、個別に承認する医薬品に関する運用上の取扱いの詳細や留意点については、別途示す予定であること。

第10 輸入確認制度の合理化(新薬機則第218条の2の3関係)

輸入の確認に係る申請者が医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者である場合であって、当該申請者が臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で医薬品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとするときについては、薬機法等に係る違反行為から2年を経過していない場合においても、薬機法第56条の2の規定による厚生労働大臣の確認を行い得ること。

また、当該場合に該当する場合、申請者は新薬機則の様式第97の3による輸入確認申請書の確認事項の欄には☑を記入せず、備考の欄に「薬機法施行規則第218条の2の3第2項ただし書きの場合に該当」等と記載すること。

第 11 医薬品等の供給不足時の優先審査等に関する例外

1 優先審査等について（新薬機法第 14 条第 9 項、第 23 条の 2 の 5 第 9 項及び第 23 条の 25 第 10 項関係）

医薬品、医療機器、再生医療等製品等が、次のいずれにも該当するものである場合には、当該医薬品、医療機器、再生医療等製品等についての審査又は調査を、特に迅速に処理するために、他の医薬品、医療機器、再生医療等製品等の審査又は調査に優先して行うことができるものとしたこと。

- （１）既承認の医薬品等と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品等であって、その用途に関し、外国において、販売、授与等を行うことが認められていること。
- （２）既承認の医薬品等に対する需要が著しく充足されていないと認められ、かつ、その使用以外に医療上適当な方法がないこと。

2 公示について（新薬機法第 14 条第 10 項、第 23 条の 2 の 5 第 10 項及び第 23 条の 25 第 10 項関係）

1 により優先的に審査等を行い、承認した医薬品等を公示することとしたこと。公示は厚生労働省のホームページにおいて行うこと。

3 公示された医薬品等の取扱いについて（新薬機法第 80 条第 8 項関係）

2 により公示した医薬品等は、例外的に、直接の容器・被包への必要事項の表示に代わって、添付する文書への表示が可能であること。

4 その他

優先審査等を適用しようとする場合の手続きその他の取扱いについては、別途示す予定であること。

第 12 大型医療機器における注意事項等情報を入手するための符号の表示（新薬機法第 224 条第 5 項関係）

その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器（電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムを除く。）について、当該医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が適切に把握することができる方法により薬機法第 63 条の 2 第一項に規定する符号が提供されている場合には、当該符号が当該医療機器の容器又は被包に記載されていることを要しないこととしたこと。

このほか、符号の表示に関する運用上の取扱いの詳細や留意点については、別途示す予定であること。

第 13 医療機器及び再生医療等製品の不具合報告（新薬機則第 228 条の 20 第 2 項及び第 4 項関係）

1 医療機器の製造販売業者等による不具合報告

- (1) 製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者は、国内で製造販売し、又は承認を受けた医療機器（以下「国内医療機器」という。）と形状、構造、原材料、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる外国で使用されている医療機器（以下「外国医療機器」という。）の不具合による影響であると疑われる死亡又は重篤な症例等の発生のうち、国内医療機器の注意事項等情報等に記載された使用上の必要な注意（以下「使用上の注意等」という。）から予測できるものについて、製造販売業者等が知った日から 30 日以内にすることとされていた報告を不要としたこと。
- (2) 国内医療機器の使用上の注意等から予測できる外国医療機器の不具合の発生であって、当該不具合によって死亡又は重篤な症例等が発生するおそれがあるものについて、製造販売業者等が知った日から 30 日以内にすることとされていた報告を不要としたこと。
- (3) 外国医療機器の不具合による影響であると疑われる死亡の発生のうち、国内医療機器の使用上の注意等から予測できるものであって、その発生傾向を国内医療機器の使用上の注意等から予測することができないもの又はその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すものについて、製造販売業者等が知った日から 15 日以内に報告することとしたこと。
- (4) 国内医療機器又は外国医療機器の不具合による影響であると疑われる重篤な症例等の発生のうち、国内医療機器の使用上の注意等から予測できるものであって、その発生傾向を国内医療機器の使用上の注意等から予測することができないもの又はその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すものについて、製造販売業者等が知った日から 15 日以内に報告することとしたこと。

2 再生医療等製品の製造販売業者等による不具合報告

- (1) 製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、国内で製造販売し、又は承認を受けた再生医療等製品（以下「国内再生医療等製品」という。）と構成細胞、導入遺伝子、構造、製造方法、使用方法等が同一性を有すると認められる外国で使用されている再生医療等製品（以下「外国再生医療等製品」という。）の不具合による影響であると疑われる死亡又は重篤

な症例等の発生のうち、国内再生医療等製品の使用上の注意等から予測できるものについて、製造販売業者等が知った日から 30 日以内にとされてきた報告を不要としたこと。

(2) 国内再生医療等製品の使用上の注意等から予測できる外国再生医療等製品の不具合の発生であって、当該不具合によって死亡又は重篤な症例等が発生するおそれがあるものについて、製造販売業者等が知った日から 30 日以内にとされてきた報告を不要としたこと。

(3) 外国再生医療等製品の不具合による影響であると疑われる死亡の発生のうち、国内再生医療等製品の使用上の注意等から予測できるものであって、その発生傾向を予測することができないもの又はその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すものについて、製造販売業者等が知った日から 15 日以内にとしたとすること。

(4) 国内再生医療等製品又は外国再生医療等製品の不具合による影響であると疑われる重篤な症例等の発生のうち、国内再生医療等製品の使用上の注意等から予測できるものであって、その発生傾向を国内再生医療等製品の使用上の注意等から予測することができないもの又はその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すものについて、製造販売業者等が知った日から 15 日以内に報告することとしたこと。

3 その他

このほか、不具合報告に関する運用上の取扱いの詳細や留意点については、別途示す予定であること。

第 14 再生医療等製品及び生物由来製品の感染症評価報告に係る規定の整備（新薬機則第 228 条の 25 及び第 241 条関係）

1 再生医療等製品又は生物由来製品の製造販売業者等が製造販売し、又は承認を受けた再生医療等製品又は生物由来製品（以下第 14 において「製品」という。）に関して「感染症定期報告」として定期的に求めていた報告について、「感染症評価報告」と改め、報告が必要となる場合を以下のとおり規定し、該当しない場合は報告を不要としたこと。

(1) 新薬機則第 228 条の 25 第 1 項又は第 241 条第 1 項に該当する事項を知った場合

当該製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物（植物を除く。以下同じ。）と同じ人その他の生物若しくは当該製品について報告された人その他の生物から人に感染すると認められる疾病の研究報告又は

外国で使用されている物であって当該製品の成分（当該製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。）と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止若しくはその適正な使用のために行われた措置（以下第13において「外国措置」という。）であって、

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第9項に規定する新感染症に関するもの

② 感染症法第6条第2項に規定する一類感染症に関するものを
知った場合。

（2）新薬機則第228条の25第2項又は第241条第2項に該当する事項を知った場合

① 当該製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物と同じ人その他の生物又は当該製品について報告された人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告（（1）に掲げるものに該当するものを除く。）

② 当該製品又は外国で使用されている物であって、当該製品の成分（当該製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。）と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品（以下第13において「当該製品等」という。）によるものと疑われる感染症の発生

③ 当該製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該製品の適正な使用のために行われた措置（（1）に掲げるものに該当するものを除く。）

を知った場合。

2 報告を求める事項については以下のとおりとしたこと。

（1）新薬機則第228条の25第1項又は第241条第1項に該当する場合

① 当該製品の名称

② 承認番号及び承認年月日

③ 報告事項を入手した年月日

④ 報告事項（1（1）①又は②に該当する研究報告又は外国措置）

⑤ 当該製品の安全性に関する報告を行う者の見解

（2）新薬機則第228条の25第2項又は第241条第2項に該当する場合

① 当該製品の名称

- ② 承認番号及び承認年月日
- ③ 調査期間
- ④ 当該製品の出荷数量
- ⑤ 当該製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物（植物を除く。以下同じ。）と同じ人その他の生物又は当該製品について報告された人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告
- ⑥ 当該製品等によるものと疑われる感染症の種類別発生状況及び発生症例一覧
- ⑦ 当該製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該製品の適正な使用のために行われた措置
- ⑧ 当該製品の安全性に関する報告を行う者の見解
- ⑨ 当該製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該製品の適正な使用のために必要な情報

3 報告期限については以下のとおりとしたこと。

- (1) 新薬機則第 228 条の 25 第 1 項又は第 241 条第 1 項に該当する場合
報告事項（1（1）①又は②に該当する研究報告又は外国措置）を知ってから 30 日以内に行うこと。
- (2) 新薬機則第 228 条の 25 第 2 項又は第 241 条第 2 項に該当する場合
報告起算日から 6 月（厚生労働大臣が指定する再生医療等製品又は生物由来製品にあつては、厚生労働大臣が指定する期間。以下「調査単位期間」という。）以内ごとに、その期間の満了後 1 月以内に行うこと。
ただし、当該報告に係る研究報告等の全部又は一部が、邦文以外で記載されており、翻訳を行う必要がある場合においては、調査単位期間の満了後 2 月以内に報告することで差し支えない。

4 その他

このほか、感染症評価報告に関する運用上の取扱いの詳細や留意点については、別途示す予定であること。

第 15 登録認証制度に関する事項（新薬機法第 23 条の 2 の 23 第 9 項、第 23 条の 8 の 2、第 89 条第 3 号関係）

厚生労働大臣は登録認証機関の調査に立ち会うことができるものとしたとともに、登録認証機関がその登録に係る事業の全部を譲渡等したときは、その事業の全部を承継した法人等は、その登録認証機関の地位を承継し、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとしたこと。

また、従前より登録認証機関は法第 23 条の 15 第 1 項の規定による届出（廃止届出）をしないで基準適合性認証の業務の全部を廃止することに罰則があったところ、新たに、同届出をしないで業務の全部または一部を休止または廃止を行った場合、及び同届出に虚偽があつて業務の廃止等を行った場合を罰則の対象に追加したこと。

なお、これらの詳細については別途示す予定であること。

第 16 承認のために必要な試験の対象となる体外診断用医薬品の規定の削除（整備政令による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号。以下「旧手数料令」という。）第 12 条、整備政令による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則（平成 12 年厚生省令第 63 号。以下「旧手数料規則」という。）第 6 条関係）

旧手数料令及び旧手数料規則において、体外診断用医薬品の製造販売承認前試験に係る規定を削除することとしたところ、承認審査手続における同試験の取扱いを示した通知である「体外診断用医薬品の製造販売承認前試験の取扱いについて」（令和元年 10 月 3 日発薬生機審発 1003 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知）及び「体外診断用医薬品の製造販売承認前試験の新規受付の停止について」（令和 6 年 10 月 1 日付け医薬機審発 1001 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知）を令和 8 年 5 月 1 日付で廃止することとしたこと。

第 17 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の品質（毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 12 条関係）

毒物及び劇物取締法施行令の改正により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の品質の基準として混入されていることとしているトウガラシ末又はトウガラシチンキについては、日本薬局方で定める基準に適合するもの（①）、日本薬局方で定める基準に適合しないものであつて、その性情及び品質が適正なものとして医薬品医療機器等法第 14 条又は第 19 条の 2 の承認を受けたもの（②）又は①及び②に掲げるものとしたこと。

第 18 様式に関する事項

1 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式による

ものとみなすこと（整備省令附則第2項関係）。

- 2 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること（整備省令附則第3項関係）。

医薬発1226第16号
令和7年12月26日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

指定濫用防止医薬品の販売等について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号。以下「改正法」という。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「新薬機法」という。）第36条の11に規定する指定濫用防止医薬品については、新薬機法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和7年厚生労働省令第117号。以下「整備省令」という。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機則」という。）（以下「新薬機則」という。）並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等について（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において定める日（令和8年5月1日）施行事項関係）」（令和7年12月26日付け医薬発1226第2号厚生労働省医薬局長通知。以下「施行通知」という。）においてその取扱いを示しているところです。

今般、新薬機法及び新薬機則の規定にかかる解釈や取扱いにおける留意事項については、下記のとおりお示しするため、御了知の上貴管下関係団体、関係機関等へ周知いただき、不適切な事例については指導を徹底されるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として示しているものである旨申し添えます。

記

第1 改正法及び本通知の趣旨

若年者を中心に風邪薬等の一般用医薬品の濫用が拡大しており、濫用防止に関する周知・啓発等の取組に加えて、薬事規制の側面からも、多量・頻回購入の防止を徹底する必要があることから、改正法及び整備省令により、濫用等のおそれのある医薬品を販売する際、薬剤師等に他の薬局等での購入の状況、必要な場合の氏名・年齢、多量購入の場合の購入理由等必要な事項を確認させ、情報提供を行わせること等を義務付けることとされたところであり、医薬品の販売を行う事業者や、医薬品の販売に従事する薬剤師及び登録販売者による適切な対応が求められることから、本通知の第2以降において、その実施に際しての留意事項を示すものである。

若年者等による風邪薬等の一般用医薬品の濫用については、社会的不安が背景にあるとの指摘もあり、社会的孤立への対策等も含め、国や自治体をはじめ、幅広い関係者による連携の下、それぞれの観点から濫用防止対策に取り組むことが重要である。

薬剤師及び登録販売者が関係法令及び本通知に基づき、販売時の対応を行う中で、支援が必要な購入希望者と接した場合等においては、支援につなげるゲートキーパーとしての役割を果たすことも期待されている。このため、医薬品の販売を行う事業者においては、こうした場合の対応に資するよう、関係者との協力や連携の下、以下のような取組を検討することが望ましいことを申し添える。

- ・ 販売に従事する薬剤師及び登録販売者が活用可能な、支援が必要な購入希望者等を適切な支援につなげるための資材の確保や相談窓口等に関する情報の整理を行うこと。
- ・ 他の医薬品の販売を行う事業者との間で、地域での医薬品の濫用に関する注意を要する情報や、販売における好取組事例等について情報を共有すること。

第2 本通知における用語の定義

本通知における用語の定義は以下のとおりとすること。

- ・ 薬剤師等
薬剤師又は登録販売者
- ・ 薬局等
薬局又は店舗販売業の許可を有する店舗
- ・ OTC 医薬品としての区分
薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の別

- ・ 情報提供設備

薬局においては、整備省令による改正後の薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号。以下「新薬局等構造設備規則」という。）第 1 条第 1 項第 14 号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は情報を提供するための設備がある場所、店舗販売業においては、新薬局等構造設備規則第 2 条第 13 号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は情報を提供するための設備がある場所

第 3 指定濫用防止医薬品として指定される成分等について

1 指定濫用防止医薬品の成分について

新薬機法第 36 条の 11 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める指定濫用防止医薬品として定める成分については、追って厚生労働省告示において示すものであること。

2 新薬機法第 36 条の 11 第 3 項に規定する数量について

新薬機法第 36 条の 11 第 3 項及び新薬機則第 159 条の 18 の 6 第 1 項に規定する数量については、追って厚生労働省告示において示すものであること。

第 4 薬局及び店舗販売業における指定濫用防止医薬品の販売について

1 指定濫用防止医薬品の販売の方法

（1）「対面等」の具体的な方法（新薬機則第 7 条の 2 関係）

指定濫用防止医薬品の販売時の情報提供の方法については、新薬機法第 4 条第 5 項第 3 号に規定する「対面等」によって行うこととされているが、「対面等」については、対面によるもののほか、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法」であることが必要であり、指定濫用防止医薬品の販売時に対面等による情報提供が求められる際の具体的な方法としては、販売を行う薬剤師等による購入希望者への声掛けや状況確認の実施が重要であるため、広く普及しそれらの担保が可能な方法であるいわゆるビデオ通話システムを用いた方法が想定されること。

また、これにより、相手の映像をリアルタイムで認識できない電話や書面を通じたやりとりのみによる方法、チャット等による方法は含まれないこと。

なお、情報提供を行う薬剤師等にあつては、購入希望者の購入を予定する指定濫用防止医薬品に係る理解の状況等を踏まえ、オンラインによる確認及び情報提供によって適切な使用が確保できないと判断する場合には、対面に

よる販売に切り替える等の対応が必要となること。

また、ビデオ通話システムについては、専用のビデオ通話システムを必ずしも構築せず、汎用のビデオ通話システムを用いることは差し支えないものであるが、新薬機則第7条の2第3項により読み替えられる同条第1項第2号に規定するオンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項について適切に説明する必要があること。

(2) 販売時の情報提供の方法（新薬機則第159条の18の2関係）

① 情報提供を行う場所

指定濫用防止医薬品の情報提供を行う場所については、当該指定濫用防止医薬品のOTC医薬品としての区分に応じ、以下のとおりとすること。

なお、第4の2に示す陳列の規定において、同(1)イに示す陳列方法を薬局等において実施する場合には、第4の3に示す指定濫用防止医薬品販売等手順書において、陳列の規定における薬剤師等の継続的な配置において本項イに示す医薬品の販売時の情報提供のために一時的に薬局等における情報提供設備を離れて行う業務として、当該情報提供設備以外の情報提供を行う場所において行うことがある旨を規定すること。

ア 薬局製造販売医薬品である指定濫用防止医薬品については、薬局における情報提供設備がある場所において行うこと。

イ 要指導医薬品及び一般用医薬品である指定濫用防止医薬品については、薬局における情報提供設備がある場所又は店舗における情報提供設備がある場所のほか、レジや許可区域内における医薬品販売場所など、新薬局等構造設備規則第1条第1項第5号若しくは第2条第1項第5号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所において行うこと。

② 個別の情報提供の実施

当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることその他の当該指定濫用防止医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の状況に応じて、薬剤師等に個別に提供させること。

③ 理解の確認

情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について薬剤師等に確認させること。

(3) 販売時の情報提供事項（新薬機則第159条の18の3関係）

販売時に情報提供を行う事項として新薬機法第36条の11第1項の厚生労働省令で定める事項は、指定濫用防止医薬品の濫用をした場合における保

健衛生上の危害の発生のおそれがある旨であること。なお、OTC 医薬品としての区分に応じて情報提供事項が義務又は努力義務として規定されている事項については、当該規定については従前の通り対応する必要があること。

この際、同項の規定に基づき、当該情報提供については書面を用いて実施することが必要になるが、書面による情報提供として、新薬機則第 159 条の 18 の 4 に規定する電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法も含まれる。この方法として、情報提供を行う場所に備え付けたフリップや掲示物、製品の包装における表示などを活用することでも差し支えないこと。

なお、当該フリップや掲示物などの資材を各薬局等において作成し、情報提供において活用する場合は、新薬機則第 159 条の 18 の 5 第 1 項各号に規定する確認事項についても同じ資材に記載し、確認時にも当該資材を活用することとしても差し支えないこと。

また、濫用防止の観点から、上記の購入希望者への確認のやりとり等を踏まえ、薬剤師等が必要であると判断した場合には、必要な支援につながるものが重要であるため、ゲートキーパーとしての役割を果たす観点から、以下の資材等も活用し、支援・相談窓口の紹介やリーフレットを渡す等を検討することが望ましいこと。

<厚生労働省作成のリーフレット>

～中高生のみなさんへ 薬のオーバードーズって何だろう～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001405036.pdf>

<ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001411097.pdf>

(4) 販売時の確認事項（新薬機則第 159 条の 18 の 5 関係）

販売に際し確認を行う事項は、以下のとおりであること。なお、OTC 医薬品としての区分に応じて確認の義務及び努力義務が規定されている事項については、当該規定については従前の通り対応する必要があること。

ア 年齢（ただし、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品については、それぞれの OTC 医薬品としての区分に応じた情報提供時に確認が必要な事項として既に規定されているものであるため、従前の取扱いと変わらないこと。イにおいて同じ）

イ 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

ウ 購入しようとする者が 18 歳未満である場合には、当該者の氏名

エ 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲受けの状況

オ 厚生労働大臣が定める数量を超える数量（1 包装容器に厚生労働大臣が定める数量を超える数量の製品又は複数個をいう。以下「大容量製品又は複数個」という。）の購入又は譲受けに該当する場合、その理由

- カ 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- キ その他情報提供を行うために確認が必要な事項

なお、これらの確認における具体的な手順や方法については、各薬局等において整備する指定濫用防止医薬品販売等手順書に規定し、当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に則って行うものであるが、上記の確認事項に関連する留意事項については、以下のとおりであること。

- ① 年齢の確認については、例えば対面での販売において外見等から、18 歳以上である旨が明らかな場合など、販売を行う薬剤師等が確実に年齢を確認できる場合には、自己申告等による確認で差し支えないこと。

他方で、指定濫用防止医薬品の制度趣旨を踏まえ、販売を行う薬剤師等の判断により外見等による年齢の確認が明らかに可能と言えない場合には、可能な限り自己申告に限らず、身分証の提示や登録済みの会員情報の活用などを行うことが適当であること。

また、年齢の確認の結果、18 歳以上であることが確認できた場合であっても、高校生等である場合には、やりとりにおいて入念な確認を行うなど、制度趣旨を踏まえ薬剤師等により適切な対応を行うことが望ましいこと。

- ② 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合の購入理由については、一律に購入が可能な理由が定まるものではないため、当該理由を個別に確認した上で薬剤師等がその適切性について勘案し、当該理由を踏まえた数量の購入の妥当性を踏まえ販売するものであること。

(5) 対面等による情報提供が必要となる年齢及び数量について

大容量製品又は複数個の販売に関して、新薬機法第 36 条の 11 第 3 項に規定する数量については、新薬機則第 159 条の 18 の 6 第 1 項の規定に基づき、追って厚生労働省告示において示すものであること。

同一指定成分を含有する異なる製品を一つずつ販売する場合にあっても、複数個の販売に該当するものであること。

また、異なる指定成分を含有する製品を一つずつ販売する場合にあっては、厚生労働省告示において定める数量を超えた指定濫用防止医薬品の販売に当たるものではないが、濫用防止の観点から、製品の組み合わせ等を踏まえ、必要に応じ購入理由などを確認した上で判断することが適当であること。

なお、異なる指定成分を含有する製品を複数購入する場合にあっては、医薬品の相互作用や類似する薬効成分の重複使用を避けるといった適正使用の観点からの販売時の情報提供も必要となる場合もあるため、個別の状況に応じ薬剤師等が適切に対応すること。

さらに、新薬機法第 36 条の 11 第 3 項及び新薬機則第 159 条の 18 の 6 各

項の規定により、18 歳未満の者に対しては対面等により情報提供を行うことが必要となるほか、18 歳以上の者に対しては、大容量製品又は複数個の指定濫用防止医薬品の販売に当たっては、対面等により情報提供を行うことが必要であること。

2 指定濫用防止医薬品の陳列方法について（新薬機則第 218 条の 5 関係）

（1）陳列について

指定濫用防止医薬品の陳列については、OTC 医薬品としての区分に基づき、以下のとおりとすること。

ア 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品たる指定濫用防止医薬品については、それぞれの区分に基づく陳列の規定を満たすよう陳列を行うこと。

イ 第二類医薬品（指定第二類医薬品を含む。）及び第三類医薬品については、以下のいずれかの方法により陳列をすること。

① 指定濫用防止医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでないこと。

② 新薬局等構造設備規則第 1 条第 1 項第 14 号又は第 2 条第 1 項第 13 号に規定する情報を提供するための設備から 7 メートル以内の範囲に陳列し、当該設備にその薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置すること。

なお、イに規定する方法により陳列を行う場合における留意事項については、2（2）以降のとおりであること。

（2）『継続的に配置』の考え方について

薬剤師等が情報提供のための設備に継続的に配置される場合には、制度趣旨を踏まえ、当該薬剤師等は、原則として当該薬局等の情報提供設備のある場所において業務を行うこと。

ただし、購入希望者の求め等に応じ、第 4 の 1（3）にあるような販売時の情報提供やそれに際しての確認を行う場合において、一時的に情報提供のための場所を離れて業務を行う場合などにおいては、予め指定濫用防止医薬品販売等手順書にその旨を定め、当該業務が完了次第情報提供設備のある場所に戻るよう定めるなど、継続的に配置された薬剤師等が当該情報提供設備のある場所から他の業務の用によって離れる場合及びその場合における必要に応じた対応について、その具体的業務、その手順及び考え方を定めること。

なお、薬局開設者及び店舗販売業者においては、指定濫用防止医薬品販売等手順書を定めるにあたり、薬剤師等が行うべき業務について、制度の趣旨を踏まえ、前述のとおり一時的に薬局等の情報提供設備のある場所を離れる形となるよう、薬機則第 15 条の 11 の 2 及び第 147 条の 11 の 2 に規定する必要な人員の確保等を含めた法令遵守体制の整備に努める必要があること。

(3) 7メートルの考え方について

7メートル以内の陳列を行うこととする場合には、継続的に配置される薬剤師等から目の届く距離として設定している趣旨を踏まえ、死角となる柱や壁、高い陳列棚等で完全に隠れて視認性に問題がある場合の裏側等への陳列は避けること。

3 指定濫用防止医薬品販売等手順書について

指定濫用防止医薬品販売等手順書（以下この 3 において単に「手順書」という。）に記載する事項としては以下のとおりとすること。

なお、実際の手順書の記載にあつては、以下の内容を満たす形で手順書に基づく薬剤師等が実際の業務を行うことができるよう、(1)～(4)の各事項を業務手順に落とし込む形で記載する対応でも差し支えないこと。

(1) 販売又は授与の方法に関する手順について

第 4 の 1 (1) 及び (2) を踏まえ、販売及び情報提供にかかる方法として、以下のような事項について手順として定めること。

- ① 対面等による情報提供を行って販売を行う際の対応に関する事項
- ② 情報提供の方法に関する事項。特に、陳列の方法として、第 4 の 2 に示す薬剤師等を情報提供設備のある場所に継続的に配置し、当該設備から 7メートル以内に陳列することとした場合であつて、当該薬剤師等が一時的に情報提供設備を離れて販売又は授与やその際の情報提供などを行うことが想定される際には、その具体的な業務、その手順及び考え方を規定すること。

(2) 情報提供及び確認に関する手順について

第 4 の 1 (3)、(4) 及び (5) を踏まえ、第 4 の 1 (1) で定めた方法により、購入しようとする者に対して必要な事項の確認及び情報提供を行い、その確認の結果を踏まえ販売可否の判断を行う一連の流れについて、手順を規定すること。

(3) 陳列に関する手順について

新薬機則第 218 条の 5 第 1 項の規定のうち、同項第 1 号又は第 2 号のいずれの方法により陳列を行っているのかを手順書の記載において明示すること。

また、同項第2号により陳列を行う場合には、情報提供設備のある場所に薬剤師等を継続的に配置することに関する具体的な業務上の手順や、一時的に情報提供設備のある場所から離れて行う具体的な業務、その手順、考え方及び当該場合の補完的対応について具体的に定める必要があること。

(4) 頻回購入・多量購入を希望する購入希望者への対応の手順について

頻回購入の場合や、大容量製品若しくは複数個の購入又は大容量製品若しくは複数個の購入に該当しないが適正量を超えると認められる購入（以下「多量購入」という。）を希望する場合の購入希望者に対する販売時の対応の手順について、販売を行う薬剤師等が、当該購入希望者による適正な使用の確保が可能かの判断ができるよう、頻回購入・多量購入対策のための具体的対応を記載すること。なおその際、以下の観点を含むことが適当であること。

- ① 販売時の対応に関して、購入希望者の属性、購入を希望する数量等考慮すべき代表的な要素を予め想定した上で、具体的な対応として手順化すること。この際、フロー図などを作成・活用することが望ましい。
- ② 頻回購入への対応については、例えば、販売記録の作成や、販売対応を行う薬剤師等が業務に用いる帳簿等を活用した申し送り事項の作成、お薬手帳を用いた対応、会員情報などに登録された販売情報の活用など購入状況等の確認のために参照する情報及びこれを用いた対応について、当該薬局等において薬剤師等ごとに対応のばらつきが生じず、実効的な対応ができるよう手順を具体的に定めること。
- ③ 上記を踏まえた対応の結果、適正な販売ができないと判断される場合の対応について、カスタマーハラスメント防止の観点から、法令の定めにより販売できない旨を予め情報提供に用いるフリップ等で示すなど、適切な対応を講じること。

なお、この具体的な対応について、第4の3（1）及び（2）に係る手順書の該当部分に記載した上で頻回購入・多量購入対策を実施する場合には、その旨記載するとともに、第4の3（4）に係る手順書の該当部分においてはその考え方について簡潔に記載することで差し支えないこと。

第5 配置販売業における指定濫用防止医薬品の販売について

配置販売においては、販売に際して留意すべき基本的な考え方は第4の薬局や店舗販売業における販売方法と同様であるが、配置販売の性質を踏まえた具体的な販売時の留意事項については以下のとおりであること。

1 指定濫用防止医薬品の配置販売の方法

(1) 配置販売時の販売の方法について

配置販売においても、薬局等における販売と同様、対面又はオンラインにより確認及び情報提供を行った上で、配置による販売を行うこと。

なお、配置販売においては、初回の配置の際に情報提供が行われているところ、配置先における使用者の年齢構成等を確認し、18 歳未満の者が使用する場合や大容量製品の配置を行う場合においては、予め対面又はオンラインでの説明を行った上で、配置する必要があること。

(2) 配置販売時の情報提供の方法（新薬機則第 159 条の 18 の 2 関係）

① 情報提供を行う場所

指定濫用防止医薬品の情報提供を行う場所については、当該区域における医薬品を配置する場所とすること。具体的には、配置する居宅又は事業所が考えられること。

② 個別の情報提供の実施

当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることその他の当該指定濫用防止医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。

③ 理解の確認

情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。

(3) 配置販売時の情報提供

販売に際し行う情報提供については、第 4 の 1（3）と同様のものであること。

(4) 配置販売時の確認

販売に際し行う確認については、第 4 の 1（4）と同様のものであること。

ただし、年齢の確認については、たとえば、配置する居宅に配置する場合には当該居宅に在住する者など、医薬品が配置される場所において当該配置薬の使用が想定される者の年齢について確認を行うものであること。

(5) 対面等による情報提供が必要となる年齢及び数量について

大容量製品又は複数個の販売に関して、新薬機法第 36 条の 11 第 3 項に規定する数量については、新薬機則第 159 条の 18 の 6 第 1 項の規定に基づき、追って厚生労働省告示において示すものであること。

なお、指定濫用防止医薬品として指定された同一の成分を含有する異なる製品を1つずつ購入する場合にあっても、複数個購入に該当するものである。また、異なる指定成分を含有する製品を一つずつ購入する場合にあっては、必ずしも法令上に定める数量を超えた販売に当たるものではないが、類似の薬効を有する医薬品の重複使用を避ける適正使用の観点から、購入理由などを確認した上で判断することが適当であること。

また、新薬機法第36条の11第3項及び新薬機則第159条の18の6各項の規定により、18歳未満の者に対しては対面等により情報提供を行うことが必要となること。

18歳以上の者に対しては、大容量製品又は複数個の指定濫用防止医薬品の販売に当たっては、対面等により情報提供を行うことが必要であること。

その際、配置薬における販売行為の成立は箱から取り出した際であることを踏まえ、複数包装単位を一度に抜き取って使用することを避け、必要に応じその都度一個ずつ抜き取る旨の対応についての説明を行うこと。

なお、指定濫用防止医薬品の配置を行うにあたっては、適正な医薬品の使用のために必要な数量から大きく逸脱する数量の医薬品を配置することのないよう、居宅や事業所に一度に配置する医薬品の数量について、当該居宅や事業所における医薬品の使用が想定される人数や年齢構成、第4(1)において示す追って厚生労働大臣が指定する医薬品ごとの数量等を勘案することが適当であること。

2 配置販売における陳列

配置販売については、指定濫用防止医薬品としての陳列方法は規定されていないことから、OTC医薬品としての区分に従って陳列を行うものであること。

3 配置販売における指定濫用防止医薬品販売等手順書の整備

配置販売業における指定濫用防止医薬品販売等手順書の整備については、以下のとおりとすること。

(1) 販売又は授与の方法に関する手順について

第4の1(1)及び(2)を踏まえ、販売及び情報提供にかかる方法として、以下のような事項について手順として定めること。

- ① 対面による情報提供を行って販売を行う際の対応に関する事項
- ② 情報提供の方法に関する事項

(2) 情報提供及び確認に関する手順について

第4の1(3)、(4)及び(5)を踏まえ、前項で定めた方法により、購入をしようとする者に対して必要な事項の確認及び情報提供を行い、その確認の結果を踏まえ販売可否の判断を行う一連の流れについて、手順を規定すること。

(3) 陳列に関する手順について

配置販売については、指定濫用防止医薬品としての陳列方法は規定されていないことから、OTC 医薬品としての区分に従って陳列を行う限りにおいて、特段の手順は不要であること。

(4) 頻回購入・多量購入を希望する購入希望者への対応の手順について

頻回購入や多量購入を希望する購入希望者への対応の手順について、具体的な対応の手順を記載すること。

また、この具体的な対応について、第4の3(1)及び(2)に係る手順書の該当部分に記載した上で頻回購入・多量購入対策を実施する場合には、その旨記載するとともに、第4の3(4)に係る手順書の該当部分においてはその考え方について簡潔に記載することで差し支えないこと。

第6 薬局等における特定販売による指定濫用防止医薬品の販売について

1 指定濫用防止医薬品の販売の方法

(1) 「対面等」の具体的な方法（新薬機則第7条の2関係）

指定濫用防止医薬品の販売時の情報提供の方法については、新薬機法第4条第5項第3号に規定する「対面等」によって行うこととされているが、「対面等」については、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法」であることが必要であり、指定濫用防止医薬品の販売時に対面等による情報提供が求められる際の具体的な方法としては、販売を行う薬剤師等による購入希望者への声掛けや状況確認の実施が重要であるため、広く普及しそれらの担保が可能な方法であるいわゆるビデオ通話システムを用いた方法が想定されること。

また、これにより、相手の映像をリアルタイムで認識できない電話や書面を通じたやりとりのみによる方法、チャット等による方法は含まれないこと。

なお、情報提供を行う薬剤師等にあつては、購入希望者の購入を予定する指定濫用防止医薬品に係る理解の状況等を踏まえ、オンラインによる確認及び情報提供によって適切な使用が確保できないと判断する場合には、対面による販売に切り替える等の対応が必要となること。

また、ビデオ通話システムについては、特定販売を行う薬局等において専用のビデオ通話システムを構築することを必ずしも必要とせず、汎用のビデオ通話システムを用いることは差し支えないものであるが、新薬機則第7条の2第3項により読み替えられる同条第1項第2号に規定する情報の漏洩等の危険に関する事項について適切に説明する必要があること。

(2) 販売時の情報提供の方法（新薬機則第 159 条の 18 の 2 関係）

① 情報提供を行う場所

特定販売において指定濫用防止医薬品の情報提供を行う場所については、当該特定販売を行う薬局又は店舗内であること。

② 個別の情報提供の実施

当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることその他の当該指定濫用防止医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の状況に応じて、薬剤師等に個別に提供させること。

③ 理解の確認

情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について薬剤師等を確認させること。

なお、年齢等の確認を行った上で対面等以外の方法により情報提供を行う場合においては、例えば、事前にウェブサイト上において情報の入力を利用者に行わせることにより、年齢確認や購入数量、購入目的の把握等を行うこととし、入力された情報の内容によっては特段の問題がなければ対面等による情報提供を要しないことも想定されるシステム構築を行った場合であって、実際の購入希望者に対し、事前情報の入力の依頼及び濫用に関する書面による情報提供を示した上での当該書面への理解に関する確認を送信した上で、特定販売を行う薬局等の薬剤師等が当該情報入力の内容及び濫用に関する情報提供の理解度を確認し、特段の問題がないと判断される場合においては、確認及び情報提供の理解度の確認をもって販売が成立するものとして差し支えないこと。

ただし、情報提供の確認や事前情報の入力にあっては、プルダウン等で適切であるのみしか選択できないような形での情報入力を購入希望者に行わせることは、適切な販売時の確認及び情報提供への理解の確認を徹底する観点から避けるべきであるとともに、情報入力及び情報提供への理解について薬剤師等が確認し、追加の確認等が行われる場合においては当該確認を終えるまで販売を確定してはならないこと。

(3) 販売時の情報提供事項（新薬機則第 159 条の 18 の 3 関係）

販売時に情報提供を行う事項として新薬機法第 36 条の 11 第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、指定濫用防止医薬品の濫用をした場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨であること。

この際、同項の規定に基づき、当該情報提供については書面を用いて実施することが必要になるが、書面による情報提供として、新薬機則第 159 条の 18 の 4 に規定する電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に

表示する方法も含まれる。この方法として、対面等による情報提供の際に、ビデオ通話システム越しに、情報提供を行う場所に備え付けたフリップや掲示物、製品の包装における表示などを活用することでも差し支えないこと。

また、当該フリップや掲示物などの資材を各薬局において作成し、情報提供において活用する場合は、新薬機則第 159 条の 18 の 5 第 1 項各号に規定する確認事項についても同じ資材に記載し、確認時にも当該資材を活用することとしても差し支えないこと。

(4) 販売時の確認事項（新薬機則第 159 条の 18 の 5 関係）

販売に際し確認を行う事項は、以下のとおりであること。なお、OTC 医薬品としての区分に応じて確認の義務及び努力義務が規定されている事項については、当該規定については従前の通り対応する必要があること。

ア 年齢（ただし、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品については、それぞれの OTC 医薬品としての区分に応じた情報提供時に確認が必要な事項として既に規定されているものであるため、従前の取扱いと変わらないこと。2）において同じ）

イ 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

ウ 購入しようとする者が 18 歳未満である場合には、当該者の氏名

エ 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲り受けの状況

オ 大容量製品又は複数個の購入又は譲受けに該当する場合、その理由

カ 適正な使用であることを確認するために必要な事項

キ その他情報提供を行うために必要な事項

なお、これらの確認における具体的な手順や方法については、各薬局において整備する指定濫用防止医薬品販売等手順書に規定し、当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に則って行うものであるが、上記の確認事項に関連する留意事項については、以下のとおりであること。

① 年齢の確認については、例えば特定販売を行うインターネットサイト等において、身分証等による確認を経たアカウントの認証等により年齢を予め確認できる場合であって、規約等により当該アカウントによる購入においてアカウント使用者の本人による購入を求めている場合には、当該アカウント情報に基づく年齢の確認を行うことで販売時の年齢確認を行うことが可能であること。

また、年齢の確認の結果、18 歳以上であることが確認できた場合であっても、高校生あるいはそれに準ずる年齢である場合には、やりとりにおいて入念な確認を行うなど、趣旨を踏まえた対応を行うこと。

② 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合の購入理由については、一律に購入が可能な理由が定まるものではないため、当該理由を個別に確認

した上で薬剤師等がその適切性について勘案し、当該理由を踏まえた数量の購入の妥当性を踏まえ販売するものであること。

(5) 対面等による情報提供が必要となる年齢及び数量について
第4の1(5)と同じ。

2 指定濫用防止医薬品の陳列方法について（新薬機則第218条の5関係）
第4の2と同じ。

3 指定濫用防止医薬品販売等手順書について

指定濫用防止医薬品の特定販売を行う場合においては、指定濫用防止医薬品販売等手順書（以下この3において単に「手順書」という。）における特定販売に関する記載については以下の点を満たすように作成すること。なお、特定販売を行う薬局等においては当該薬局等に来客した者に対する販売も行っているところ、店頭販売用と特定販売用についてその手順が異なる場合には、それぞれに手順書を作成したり、同一手順書内で章分けを行ったりするなどしていずれの販売方法についても手順書に規定する必要があること。

(1) 販売又は授与の方法に関する手順について

第4の1(1)及び(2)を踏まえ、販売及び情報提供にかかる方法として、以下のような事項について手順として定めること。

- ① 対面による情報提供を行って販売を行う際の対応に関する事項
- ② 情報提供の方法に関する事項。特に、対面等による情報提供の要否について、年齢、購入数量についてウェブサイトでの入力情報やアカウント認証等で事前に確認した情報の参照によりどのように判断するかについての流れを手順化すること。

(2) 情報提供及び確認に関する手順について

第4の1(3)から(5)までを踏まえ、第4の3(1)で定めた方法により、購入しようとする者に対して必要な事項の確認及び情報提供を行い、その確認の結果を踏まえ販売可否の判断を行う一連の流れについて、手順を規定すること。

(3) 陳列に関する手順について

第4の3(3)と同じ。

(4) 頻回購入・多量購入を希望する購入希望者への対応の手順について

第4の3(4)に示す各項目について、その考え方に照らし、特定販売の特性に応じた形での頻回購入・多量購入に対する対策の手順について定めるこ

と。

第7 その他

第4の3、第5の3及び第6の3に示す指定濫用防止医薬品販売等手順書については、追って関係団体において、それぞれの特性を踏まえた形で手順書作成等にかかるガイドライン文書が発出される予定であり、追って周知することとしている。各薬局等において手順書を作成する際には当該文書ガイドラインの記載も参考にすることが望ましいこと。